

令和4年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

令和4年 9月1日 開会

令和4年 9月9日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和四年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和4年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第1号（9月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
一般質問	5
森 久 君	5
吉 野 一 男 君	19
渡 辺 善 男 君	28
渡 邊 泰 宣 君	36
山 田 久 子 君	45
山 口 定 夫 君	57
散会の宣告	70

第2号（9月2日）

出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定による出席説明者	71
本会議に職務のため出席した者の職氏名	71
議事日程	72
開議の宣告	74
報告第9号の上程、説明	74
報告第10号の上程、説明	75

同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第 4 3 号～議案第 4 9 号、報告第 1 1 号～報告第 1 3 号の一括上程、説明	112
散会の宣告	147

第 3 号 (9月9日)

出席議員	149
欠席議員	149
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	149
本会議に職務のため出席した者の職氏名	149
議事日程	149
開議の宣告	151
行政報告	151
諸般の報告	152
議事日程の報告	152
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	152
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	166
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	166
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	167
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	168
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	168

議案第49号の質疑、討論、採決	169
休会について	171
散会の宣告	171
署名議員	173

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和4年9月1日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日は、令和4年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和4年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしくをお願いします。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、令和4年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思いますと思っております。

初めに、本町のワクチン接種の進捗状況でございますけれども、これまでの本町の60歳以上で希望されました4回目の方の4回目の接種率は65.4パーセントとなっておりまして、当初の予定どおり順調に進んでございます。

また、対象者、希望される方の接種は、9月の下旬までには全て完了するだろうという見込みでございます。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、明日2日は継続費精算報告、固定資産評価審査委員会委員の選任案件、そして新規条例の制定、条例の一部改正、千葉県市町村総合事務組合の規約改正、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保

険特別会計、水道事業会計、そして特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただきます。

議事日程の最終日には、令和3年度の各会計の決算認定をいただくよう提出させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

ここで、令和3年度の決算概要について若干述べさせていただきたいと思っております。

一般会計の主要事業といたしましては、コミュニティ育成事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、三育学院中等教育学校誘致事業、子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、子ども医療対策事業、有害鳥獣対策事業、面白峡遊歩道整備事業、そして町道改良事業は大中西線、そして増田小土呂線などを前年度から継続して実施するとともに、前年度から繰り越した新坂泉水線の道路改良工事を実施し、橋梁長寿命化事業では、町内の76橋の修繕計画の見直しを行っております。

防災無線維持管理費では、令和2年度からの繰越し事業として、防災行政無線の移動系の更新と、当年度で固定系を更新し、教育費関係では、中央公民館のエレベーター設置工事などを実施してまいりました。

さらに令和元年度の台風などにより、被災した公共土木施設及び農地・農業用施設の災害復旧費が主なものでございます。

このように臨時的な事業も含め、一般会計の歳出決算額は、対前年比3.4パーセント減の60億8,297万4,000円となりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。水道事業会計では、水を安定供給するため、老朽化した配水管の布設替え工事、面白浄水場更新工事及び低区配水池更新工事を実施したところでございます。

特別養護老人ホーム事業会計では、職員不足や介護報酬の引下げ、さらには利用者数の減少などにより非常に厳しい決算となっておりますが、あらゆる可能性を協議しながら、ただいま取り組んでおる所存でございます。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲内でございます。財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案とも可決、ご承認いただきますよう心からお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から7月25日及び8月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議の審議期間は、本日から9月9日までとし、本日と明日2日、来週の5日、そして9日を本会議開催日とし、この間、6日と7日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。6日は総務文教委員会が所管する事務、7日は福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願ひします。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可しましたので、ご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

8番 渡 辺 八寿雄 君

9番 山 口 定 夫 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 森 久 君

○議長（麻生 勇君） 初めに、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

今回は4回目の一般質問であります。

2ページ目に飛びます。

本日は、私自身が議員活動の言わば本丸と位置づけている地域経済の活性化について考えてまいります。

地域経済の活性化は、雇用と町民全体の所得の増加をもたらします。雇用が増えれば町外からの転入者も増えます。また、転入者にも提供できるほどの雇用があるとしたら、そもそも地域の若者が職を求めて地域から出ていくこともなく、一度故郷を出たUターン者も戻りやすいはずで、枝廣淳子氏によれば、地方から東京に出てきている若者も、地元に戻りたいという思いを持っている人が少なくない。しかし、仕事がないから東京に出てくるし、地元に戻れないと述べています。

地方創生の眼目は、地域経済の活性化による雇用と所得の増大であります。大多喜町の活性化とは、雇用と所得が増えることによって住民が増加し、歴史、伝統、文化、言葉を大切に、心豊かに健康で暮らすことができる、そのような大多喜町になることであると私は考えております。

地域経済は、生産、分配所得、支出というお金の循環という枠組みで捉えることができます。

別とじのカラーコピーをご覧くださいと思います。

まず、図の左下にありますように、主として地域内企業の経済活動を通じて、付加価値が生産されます。付加価値は企業でいえば、粗利益の分であります。大ざっぱに言うと、売上げから仕入れや外注費等の費用を差し引いた額であります。例えば、個々の企業についていうと、売上高というアウトプットから商品の仕入れ代、原材料の調達費、外注加工費などのインプットを差し引いた金額であります。

商品を段ボールのままを5,000円で仕入れ、それを店頭で並べて8,000円で販売するときには、3,000円の付加価値が生産されたこととなります。その活動によって、3,000円の価値がまさに付け加えられたのであります。そして、その3,000円の中身はといいますと、主として人件費と企業所得であります。

生産された付加価値は、雇用者所得や企業所得として分配されることとなります。ただ、地域内の住民からしますと、さらに例えば、交付税、年金、補助金などで所得を得ますので、

今度はそれら全体を含めて、民間消費、民間投資、その他支出という形で支出されることとなります。そして、この支出はその多くが地域内企業に向けられ、付加価値の生産に還流することとなります。この還流した付加価値額に注目して、生産、付加価値額を分配所得で除した値が、地域経済循環率であり、地域経済の自立度を示しています。

以上のように、地域経済の活性化は生産、分配所得、支出というお金の循環という枠組みで考えることができます。しかし、地域経済の循環を考えるときには、それと並んでもう一つ重要な視点があります。それは地域内か地域外かという視点であります。地域経済を取り戻すためには、一旦地域に入ったお金を対流、循環されることで生み出される地域の富や豊かさに焦点を当てる必要があるのです。

そして、生産、分配所得、支出、そして地域内企業への還流という循環のいずれかの過程で、地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小する可能性があるため、上記の地域経済の循環を把握し、どこに問題があるのかを分析する必要があります。その結果、雇用と所得の増加につなげていくこと、これが地方創生の目指す姿であります。

今回の一般質問では、内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供しているRESASというデータベースを用います。もちろん、私は通り一遍の理解しかできておりません。その点はあらかじめおわび申し上げる次第でございます。

RESASの基本操作マニュアルでは、その有用性について、次のように述べています。

本システムの地域経済循環図では、地域外へのお金の流出や地域外からのお金の流入も把握できることが特徴です。これにより、生産、分配、支出、それぞれにおけるお金の循環や、地域内外への流出入の状況から、地域の経済活動全体を俯瞰して理解することができます。

本日の第1の質問は、地域経済の循環という視点から見て、大多喜町としてはどのような経済循環シナリオが望ましいと考えているかというお尋ねであります。

別とじのカラーコピーの1枚目は、2018年の大多喜町の地域経済循環図であります。これが最新のものでございます。

繰り返しになりますが、地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得費として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流することとなります。

そして、RESASは地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握することができるため、地域の付加価値額を増やし、地域経済の好循環を実現する上で改善すべきポイントを検討することが可能です。

内閣官房では、地域経済循環マップの概要の後半に参考資料として、地域経済循環シナリオ事例集を載せています。ここでは、例示として挙げられている6つのシナリオのうち、2つをご紹介します。

1つ目は、子育て環境の改善による住民の流入であります。

6ページの、次のページのカラーコピーをご覧ください。

ステップ1では、子育て環境を改善したことにより、住民、従業地は地域外といたします。住民が増え、地域外からの雇用者所得の流入が増加します。図では中央に示されています。ここの雇用者所得190億円とその他所得160億円、合計350億円のうち、50億円は地域外からの所得流入、これは例えば大多喜町民が茂原市で働いて得た所得などの総計が50億円という意味でございます。

ステップ1は、この状況の中で例えば、市原市に住んでいた人が大多喜町に住むようになり、その雇用者所得の総計が60億円に達したという意味であります。

この結果、所得の合計は410億円になります。

ステップ2では、雇用者の所得増加により地域内における民間消費が増加することになります。図では、民間消費額150億円に60億円がプラスされることを示しています。

他方で、地域外に50億円流出しますので、結局410億円のうち、地域内に支出されるのは360億円となります。

ステップ3では、地域内の民間消費額の増加により、地域内の第3次産業の付加価値が増加することになります。もともとは、第1次産業60億円、第2次産業180億円、第3次産業60億円、合計300億円の付加価値額でしたが、新たに60億円の支出があったことにより、ここでは第3次産業の付加価値額60億円増加し、合計で360億円になっています。

2つ目は、なぜか悪いシナリオなのですが、地域外のゼネコンへの役場庁舎改修工事発注による公的支出の流出であります。

次ページ、7ページの次のページに、カラーコピーをとじてありますのでご覧ください。

まず、ステップ1で役場の庁舎の改修工事を地域外のゼネコンに発注することにより、公的支出が地域外に流出します。図では、右下に示されています。

ここでの前提は、支出全体としては350億円であって、そのうち既に50億円が地域外に流出していて、残りは300億円であるということでもあります。

今までは、300億円が地域内に支出されていましたが、このうち10億円が、地域外のゼネコンへ10億円発注した場合にどうなるかといいますと、地域内支出が300億円から290億円に

減ります。

その結果、ステップ2で地域内の土木建設関連企業、第2次産業の付加価値が減少することになります。それが左下の図で示されています。

そして、当然ステップ3では、地域内の土木建設関連企業の雇用者所得や企業所得が減少することになります。もともと、図の中央の分配所得では、300億円の生産からの分配があり、さらに地域外から50億円の所得流入があり、合計で350億円の所得がありましたが、それが地域外ゼネコンへの発注により、10億円減少することが示されています。

この地域外ゼネコンへの発注というシナリオは、私は逆に考えていくべきであると思っております。すなわち、現在、外部へ発注しているものを大多喜町内に発注することにすれば、それだけ大多喜町民の雇用と所得の増大につながるのです。

このシナリオから我々が受け取るべきメッセージは、大多喜町役場としては町内の業者に発注すべきであるということでありまして、私はたとえ若干割高になったとしても、お金は地域内に支出すべきであり、そして、受注した業者に対しては原則として町民を雇い、町内から調達するよう要求すべきと考えております。

大多喜町の地域経済図、循環図を見てください。

別とじのカラーコピーをご覧くださいと思います。

ここで、図左下の生産、付加価値額は、第1次産業が3億円、第2次産業が110億円、第3次産業が197億円で、合計310億円です。また、図中央の分配所得は、雇用者所得が177億円ですが、町民以外にも所得が分配されており、地域外、すなわち大多喜町外への流出が2億円で、結局地域内、すなわち大多喜町内での所得は175億円です。また、その他所得は198億円に達しますが、地域内での所得は133億円であり、交付税、社会保障給付、補助金など、地域外からの流入が65億円あります。さらに右下の支出は、民間消費額が270億円に達しますが、所得からの地域内の支出は177億円にすぎず、地域外からの流入が95億円もあり、大多喜町の民間消費額は地域外に大きく依存しております。

所得からの民間投資額は73億円ですが、そのうち地域外への支出が12億円あります。その他支出は147億円ですが、分配所得から地域外へ流出してしまった額が何と123億円にも達します。

最後に、所得からの支出が373億円で、支出による生産への還流が310億円ですので、地域経済循環率は83.1パーセントになります。経済の自立度を示すこの値は、大多喜町は100パーセントには達していません。

以上を踏まえて、本日の第1の質問であります。

地域経済の循環という視点から見て、大多喜町としてはどのような経済循環シナリオが望ましいと考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの森議員の一般質問に、企画課からお答えさせていただきます。

森議員のご質問にあります地域経済循環図でございますけれども、こちら地域経済分析システムRESASの一つでありまして、都道府県、市町村単位で地域のお金の流れを生産、分配、支出の3段階で見える化することで、地域経済の全体像と各段階におけるお金の流出・流入の状況把握が可能となっているところでございます。

2018年の地域経済循環図の生産を表す大多喜町の地域内産業でございますけれども、保健衛生・社会事業、公務、その他サービス業など第3次産業がもっとも多く、建設業や機械製造業など第2次産業と合わせると全体の99パーセント近くとなっており、その傾向は全国、また、千葉県平均とほぼ同じような状況でございます。

地域経済循環図は、地域内の所得の分配、支出、また、地域外への流出及び地域外からの流入などが示されておりますが、全体の傾向といたしましては、近隣自治体と似ている状況であることが分かります。

本町の地域経済を循環させるシナリオとしましては、大多喜町第3次総合計画の基本方針として掲げているとおり、企業等の参入や地域の特産品、特産物の開発、流通拠点等への支援により付加価値を増加させ、また、観光客の受入れ基盤の充実、整備による観光客の増加、さらには商業経営の近代化の促進等によりまして、地域内の消費額を増加させる、そういうのを実現させることで、地域経済の循環を向上させることにつながるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2のお尋ねは、生産、付加価値額に注目して、付加価値額、従業者数、影響力係数、感応度係数を考慮したとき、今後の産業経済政策はどのようにあるべきだと考えているかということであります。

飛ばしまして、まず、付加価値額を産業ごとに2010年と2018年を比較したものが、次であります。

1人当たり付加価値額を見てみます。括弧内は1人当たり付加価値額の全国順位であります。第3次産業の順位の低さにご注目ください。

次ページの図をご覧くださいと思います。

これは、大多喜町が2018年に生産した付加価値額310億円の内訳を示した図であります。その上位15業種を一覧表で示しました。

1、保健衛生・社会事業32億円、2、公務30億円、以下ご覧のようになっております。

10ページにまいります。

第2番目に、従業者数の上位15業種を示したのが次の表です。

データの制約で2016年のものがございます。1位、医療業417人、2位、娯楽業358人、以下ご覧のようになっております。

11ページにまいります。

第3番目に、影響力係数と感応度係数を取り上げます。影響力係数とは、その産業、例えば飲食サービス業に対する新たな需要が全産業、調達先に与える影響の強さを示しています。例えば、観光客が増加して、飲食・宿泊サービス業に対する新たな需要が発生しますと、当然食材等の仕入額は増えますし、タクシー会社の稼働率も高くなるなど、飲食サービス業の調達先にとってはよい影響が出てきます。

計算方法は把握しておりませんが、1.0を超えて大きいほど他の産業に与える影響が大きくなります。言い換えると、数値が大きいほど、その産業の調達先が地域内に多いということになります。

また、感応度係数とは、全産業、販売先に対する新たな需要による当該産業が受ける影響の強さを示します。例えば、飲料業は大多喜町への転入者が増えたり、観光客が増えれば、飲料業の販売先の産業、例えば宿泊・飲食サービス業に対する需要が増加します。

計算方法は承知しておりませんが、1.0を超えて大きいほど、他の産業に与える影響が大きくなります。言い換えると、数値が大きいほど、その販売先が地域内に多いということになります。

影響力係数と感応度係数を調べることによって、大多喜町の中で他の産業に強く影響を与えている影響力係数、産業は何か、他の産業から影響を強く受けている産業は何か分かります。

RESASでは、横軸に影響力係数、縦軸に感応度係数を示した図が示されています。

この原稿の次ページに、11ページの次のページにとじてありますので、ご覧いただければと思います。

この図は、0.0を境として、4つの象限があります。

1から4の数字を手書きで示しましたが、象限の番号でございます。

内閣官房は、このうち第1象限には地域経済を牽引する主力産業群、第2象限には主力産業群に牽引されて他産業から受ける経済波及効果が見込める産業群、第3象限には他産業との関連性が低く、他産業から受ける経済波及効果が低い産業群が示されていると述べています。第4象限の説明はないのですが、地域経済を牽引する力はあるとしても、他産業から受ける経済波及効果は低い産業群と言えます。

この影響力・感応度分析、産業別の図の点にマウスの矢印を合わせますと、産業の種類、影響係数と感応度係数の値が示されます。

影響力係数が高い順に17業種を示したのが、次の表であります。

1位が飲料、2位輸送用機械、以下ご覧のとおりであります。

これまで、付加価値の総額、1人当たり付加価値額、付加価値を生み出している産業、従業者数、影響力係数、感応度係数を見てまいりました。

それでは、それらを踏まえて、今後の産業経済政策はどのようにあるべきなのでしょう。付加価値額の生産という視点から見ますと、まず、第1次産業のブランド化が考えられます。例えば、伊勢名物の赤福、札幌土産の白い恋人、九州の関アジ・関サバ、大間のマグロ、京都の野菜、京野菜などと同様に、大多喜のタケノコをブランド化する道もあります。大多喜の特定地域で丁寧に育てた米を大多喜米というブランド米にする道もあるでしょう。

さらには、農産物を販売するだけでなく、加工、販売するいわゆる農業の6次産業化にも挑戦すべきかもしれません。

第2次産業、第3次産業については、廃校小学校、耕作放棄地への企業、団体の誘致、新規事業進出、企業受入れ体制の整備などが考えられます。そして、1,700強の地方自治体の中で、1,587位という第3次産業の1人当たり付加価値額の驚くべき低さに対して、大多喜町の行政課題として何らかの取組をすることはできないのでしょうか。

以上を踏まえて、本日の第2の質問であります。

生産、付加価値額に注目して、付加価値額、従業者数、影響力係数、感応度係数を考慮したとき、今後の産業・経済政策はどのようにあるべきだと考えているのでしょうか。簡潔に

ご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

森議員のおっしゃるとおり、RESASの地域経済循環マップでは、従業員数や影響力指数など、様々なデータが示され、大多喜町における業者別数、従業員数、業種別付加価値額、地域を牽引し経済波及効果が見込める産業群等が分かる影響力指数等のデータを見ることができます。

大多喜町の第3次総合計画後期基本計画では、「産業・経済～活力にあふれた人が集まるまちをつくる」を基本目標に、各課において計画を遂行しているところであり、RESASのデータを参考にすることで、付加価値額の増加を図り、事業の推進の一助となればと考えております。

具体的な方策につきましては、農林分野での特産品のタケノコを利用した水煮などの開発や、流通拠点の施設改修、商工分野での先端設備導入の支援など、付加価値の増加や生産性の向上に努めています。

産業経済対策は、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻等、刻々と社会情勢が変化する中で、町民の皆様方や関係機関等のご協力により、経済対策を実施してまいりましたが、さらなる連携を図り、町全体で対応していかなければならないと考えます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第3の質問に入ります。

第3の質問は、分配、所得に注目して、大多喜町の1人当たり所得を増加させるためには、どのような方策があり得ると考えているか、ということであります。

別とじのカラーコピーをご覧いただきたいと思います。

ここで、図中の分配、所得を見ますと、地域産業が稼いだ付加価値額がどのように所得として分配されたかを把握することができます。生産された付加価値は、雇用者所得とその他所得に分配されます。ここで、雇用者所得とありますのは、住民の労働の対価として受け取る賃金や給料のことです。そして、雇用者所得の地域外からの流入とは、例えば大多喜町というこの地域の方々が地域外に勤務して、給料等をこの地域に持ち帰っている状態のこと

あります。

例えば、他方で雇用者所得の地域外への流出とは、例えば大多喜町というこの地域に勤務する方々が、地域外に給料等を持ち帰っている状態のことです。

また、その他所得ですが、雇用者所得以外の所得であり、その中身は財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等であります。そして、その他所得の地域外からの流入とは、例えば東京都という他地域の企業からの配当や、他地域で納税された税金の再配分等を通じて、この地域にお金が流入している状態のことです。他方で、その他所得の地域外への流出とは、配当や再配分等を通じて、他の地域にお金が流出している状態のことです。

それでは、大多喜町の分配所得の状況を見てみましょう。

2018年に生産された付加価値は、雇用者所得に177億円分配されましたが、地域外に2億円流出していますので、大多喜町には175億円しか残っていません。また、その他所得には、133億円分配されていますが、何と65億円も大多喜町外から流入しています。これらの結果、大多喜町は175億円プラス133億円プラス65億円イコール373億円の所得を得ています。

では、大多喜町の所得は全国的にどの程度のレベルなのでしょう。次の表は、1人当たり雇用者所得と、1人当たりその他所得の2010年と2018年を比較したものです。また、順位は全国の市町村全体でのものです。

16ページにまいります。

これを見ますと、1人当たりの雇用者所得は8年間で順位を220位も下げていますし、1人当たりのその他所得もほぼ同様に148位も順位を下げています。

次は、雇用者所得とその他所得を2010年と2018年で比較したものです。ご覧のとおりです。

2010年の雇用者所得は、生産から分配されるものが187億円で、地域外からの流入も1億円あり、雇用者所得は全体で188億円でした。これに対して、2018年の雇用者所得は、生産から分配されるものが170億円ですが、地域外に2億円流出していますので、結局175億円となり、2010年に比べて13億円も減少しています。

雇用者所得を増加させなければ、民間消費も増えず、間接的には民間投資も増えていきません。雇用者所得の増加のためには、例えば茂原市で所得を得ている人が大多喜で住むようにしなければなりません。大多喜町はそのためには何をする必要がありますのでしょうか。

2010年の分配されたその他所得は100億円、地域外からの流入は104億円、合計204億円でした。しかし、2018年には分配されたその他所得は133億円に増加しましたが、地域外からの流入が65億円に減少し、結局その他所得全体では6億円減少しています。

その他所得を増やすためにはどうしたらよいのでしょうか。17ページにあります。

その他所得には、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等が含まれますが、ここでは、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金に注目してみます。大多喜町の平成30、2018年度財政状況類似団体比較カードによりますと、人口1人当たりでは、次のとおりです。この表を見て分かりますように、合計欄をご覧いただきたいと思います。大多喜町は類似団体に比べて約15万円少ないです。既に見ましたように、2018年の1人当たりその他所得は214万円ですので、補助金をせめて類似団体平均程度に獲得できていれば、1人当たりその他所得は、230万円近くになっていて、それなりに順位も高かったことでしょう。

以上の検討を踏まえて、第3の質問であります。

大多喜町の1人当たり所得を増加させるためには、どのような方策があり得ると考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 1人当たりの所得増大の方策についてでございますけれども、RE S A Sの2010年から2018年の地域経済循環マップを見ると、森議員のおっしゃるとおり、大多喜町における1人当たりの雇用所得は順位を下げていることが分かります。しかし、各年度の分配を見ると、大多喜町は地域外の流出が少なく、所得は地域内に分配されていることが分かります。

具体的な方策としては、2018年にはまだ実施されていなかった地域通貨が一つの方策になり得、地域内での消費はもちろん、町外者も地域通貨を利用できることから、地域外からの流入も見込め、本町の特徴である地域分配の高さから、所得増大に寄与することができ、大多喜町における地域経済の好循環につながることを期待できます。

このことから、商工観光課としても地域通貨の利用できる登録店の増加を促進し、1人当たりの所得増大につなげられるよう努めてまいりたいと考えております。

また、少子高齢化社会の中で、定年された方々の働く場の確保、移住・定住の促進など、生産人口の拡大を図ることで、1人当たりの所得増大に寄与できると考えます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから最後の第4の質問に入ります。第4の質問は、地域経済循環図の支出についてです。

お尋ねは、大多喜町内での支出を増加させるためには、①民間消費額の地域外からの流入を増加させる、②民間投資額の地域外への流出を減少させる、③その他支出の地域外への流出を減少させることが必要である。大多喜町内での支出を増加させるためには、どのような方策があり得ると考えているかということでもあります。

別とじのカラーコピーをご覧いただきたいと思います。

右下で示されている支出によって、地域内の住民、企業等に分配された所得がどのように使われたかを把握することができます。そして、支出を構成しているのは住民の消費等を示す民間消費額、企業の設備投資等を示す民間投資額と、政府支出、地域内産業の輸出入収支額等を示すその他支出の3つであります。

まず、民間消費ですが、観光地や大型商業施設を抱える地域は、民間消費額が地域外から流入してきますし、反対に郊外のベッドタウンや商店街が衰退した過疎地域などでは、民間消費額が地域外に流出していきます。

大多喜町の民間消費額は、所得から支出されるのが177億円、地域外からの流入が95億円で、合計272億円であります。大多喜町としては、町民が町外で購入する必要を少なくし、他方で大多喜町外の方々に、大多喜町に消費目的で来ていただくことを推進すべきであります。

観光客の増加は、民間消費額の地域外からの流入になりますので、観光業の振興が大多喜町経済の拡大にとって重要であることも分かります。ただし、大多喜町内に一旦流入してきた民間消費額が、大多喜町内を素通りして行ってしまうことはあり得ますので、その対策をしっかりと行わないと大多喜町の活性化にはつながりません。

中央、ご覧いただければと思います。

次に、民間投資額を見てみます。民間投資額が地域外へ流出している場合には、地域の労働生産性も低いなど生産面が芳しくなく、投資が域外に流出し、地域経済が縮小するという負の循環につながる可能性があるとのことでもあります。

他方で、民間投資額が地域外から流入している場合には、生産面でも好調な場合が多く、企業の投資が生産、販売の増加に結びつくという好循環が生まれていくとのことでもあります。

大多喜町の民間投資額は、所得から支出されるのが73億円ですが、そのうち12億円が地域外へ流出してしまっており、町内での投資額61億円にとどまります。民間投資額73億円を大多喜町外に流出させず、逆に大多喜町内への流入を図る方策はないのでしょうか。

最後に、その他支出について考えます。

その他支出は、政府支出と地域産業の移輸出入収支額等が含まれており、市役所や国の出先機関等からの発注額などもこの項目に含まれます。そして、その他支出の地域外への流出には、地域外への建設業者への支払い、地域外で生産している部品や土産物の代金、地域外生産の材料、サービスの購入代金などがあります。

大多喜町のその他支出は、所得からの支出の147億円のうち、何と123億円分が大多喜町外へ流出しています。ここで、大多喜町の2010年と2018年の支出流出入を見てみます。

支出流出入率は、20ページでございます。

地域外から流入、地域外に流出した金額を地域内に支出された金額で割った値です。その解釈について内閣官房では次のように説明しています。この値がマイナスの場合は、地域で稼ぎ、地域で得た所得が他地域へ漏れていることになり、企業の新たな生産、販売活動につながらず、地域の経済循環がうまく機能していない可能性があります。地域が、地域内外の消費、投資をより多く受け止め、稼ぐ力をつけて、付加価値を高めることが重要です。

民間消費額、民間投資額、その他支出のそれぞれ流出入率について、2010年と2018年について示したのが次の表であります。なお、私自身、電卓で計算してみましたが、次のような結果にはならなかったことを正直に申し上げておきます。

民間消費額、民間投資、その他支出の2010年と2018年の対比であります。

大多喜町の2018年の地域経済循環図で最も問題があるのは、その他支出であります。所得からの373億円のうち、123億円を町外に流出させてしまっているのは、まさにこのその他支出であります。

既に述べましたように、その他支出は政府支出と地域産業の移輸出入収支額等であり、地域外への建設業者への支払い、地域外で生産している部品や土産物の代金、地域外生産の材料、サービスの購入代金などがあります。その他支出を減らすためには、どのようにしたらよいのでしょうか。

以上を踏まえて、第4の質問をいたします。

大多喜町内での支出を増加させるためには、どのような方策があり得るとお考えでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 大多喜町での支出を増加させる方策に係る最初のご質問の民間消費額の地域外からの流入を増加させるための方策につきましては、先ほどご説明いたしました地域通貨の登録店の増加や充実した運用の構築が考えられます。

また、観光面に視点を置いた場合、町のPR動画を作成し、ロケーションサービスを推進し、大多喜町の魅力を広く発信することで、観光客が大多喜町での買物や食事等、お金を使ってもらえることが、地域外からの流入の増加、地域内での消費の増加に波及していくことと考えます。

次のご質問の民間投資額の地域外への流出を減少させるための方策については、中小企業等の事業所等の施設を、町内に整備してもらうための土地の確保や設備資金の活用など、関係課と連携し、よりよい方策を協議できればと考えます。

最後のご質問のその他支出の地域外の流出を減少させるための方策につきましては、支出の民間消費額の地域外からの流入を増やすことにより、その他所得の流出を補えると考えますので、地域通貨の登録店の増加や、充実した運用の構築や、観光客の誘致、テレワークの推進など地域内の支出に視点を向けた方策が有効と考えます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

本日は、大多喜町経済の活性化による雇用と所得の増大を図るために、RESASという地域経済分析システムを用いて4つの質問をしました。

大多喜町では、現在第3次総合計画後期基本計画の進行中であり、前期基本計画におきましても、後期基本計画におきましても、産業、経済は基本目標とされ、活力にあふれた人が集まるまちをつくるという理念も示されています。

私の今回の質問が施策の推進、今後の政策策定などにおきまして、何がしかの貢献ができるのであれば、誠に幸いです。

これにて、私の一般質問を閉じることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で森久君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時5分から会議を再開します。

(午前10時54分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、11番吉野一男君の一般質問を行います。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 11番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきましてただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、消防団員の処遇改善等について。

令和3年4月1日現在、全国の消防団員数は約80万5,000人、対前年度比約マイナス1万3,000人と3年連続で1万人以上の減少となっています。そもそも消防庁といたしましては、近年、災害が多発し激甚化しておることもあり、消防団員一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑み、任務等、団員の苦労に報いるための適切な処遇の在り方や、より幅広い今の時代に合った団員確保策を検討する必要がある。

団員数の大幅な減少を受け、消防団員の処遇の改善や、候補の拡充等を図っていくこととしております。そこで以下の質問についてお伺いします。

最初に、消防団員数の内訳、条例定数、実員数、基本団員数、機能別団員数についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

団員数の内訳でございますが、令和4年4月1日現在、条例定数380名に対しまして、実員数347名となっております。また、団長から班長までが86名、団員のうち正規団員188名、機能別団員73名となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、町外に勤務している団員は何人いるのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 町外に勤務している団員数につきましては、令和元年時点で町が実施した火災等出動状況の調査結果になりますが、実員数347名のうち186名、約54パーセントが町外に勤務している状況でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続いてお伺いします。日中、火災等で出動できる団員は何人ぐらいいるのか、お伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 日中、火災等で出動できる団員数についてでございますが、同じく令和元年時点での調査結果となりますが、平日の日中が122名、約35パーセント、休日の日中が246名、約70パーセントが出動できるという結果となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

それで、火災等で平日の日中、出動できない団員が3分の2ということは、これ平成2年に夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部が発足し、火災の初期消火及び救急活動を目的に各分署で対応するようになったため、消防団員の負担軽減及び団員の削減になっていると思われま。すなわち、火災については団員出動の3分の1でも対応できていると思われま。この件については答弁要りません。

続きまして、町消防操法大会の在り方について。

団員からいろいろな意見が出ていると推測されますが、どのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 令和元年度から少子高齢化人口減少等により、厳しくなる団員確保の重要課題として、正規団員として少しでも長く在団してもよいと思えるような方策や仕組みづくりなどを検討するため、消防団役員で構成されている大多喜町消防団の今後の在り方を検討する会議を立ち上げておるところでございます。

その中で、団員全員に消防団活動の中で負担に思うことを中心とした消防団に関する団員アンケートを実施したところ、消防操法大会を含め、様々なご意見をいただいているところでございます。

現在、同会議におきまして、意見をいただいた様々な項目につきまして、優先順位をつけ、調整をしており、消防操法大会につきましても、団員の負担が軽減されるような方策など、

消防団団員の皆様と一緒に協議し、少しでも負担が軽くなるような方策をただいま模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

特に操法は、消防活動における基礎的動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっているということも指摘されております。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。また、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出動隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として、過度な競技性を抑制するなどの手法が考えられる。団員の意見を十分聞いた上で、納得できる方法で対応をしていただきたい、よろしくお願いいたします。

この件についても、そういうことでよろしくお願いいたします。ぜひとも、よろしくお願いいたします。今現在、そういう形で会議をやっていると思いますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

続きまして、消防団員の加入促進について、どのような方法を取っているのか、お伺いたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ご質問の消防団員の加入促進についても、大多喜町消防団の今後の在り方を検討する会議において、意見等を伺いながら団員の負担軽減を進めることが、消防団員の加入促進につながるという形で会議のほう進めておりますし、町としてもそのような考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

そういうことで、我々の時代は区長と消防団員と一緒にその当事者の家庭に出向き、加入のお願いをしてきたところではありますが、今は仕事の関係や、毎年の訓練等で負担が多くなっているため入団しないケースが見受けられます。そういうことを踏まえれば、機能別団員

の加入を推進することが非常に重要になってくると考えられます。

また、今の時代に合った団員の確保策を検討する必要があるのではないかと。よろしくお願
いいたしたいと思います。

続きまして、6番として、消防団員の年額報酬3万2,000円、機能別団員1万1,000円で及
び出動手当2,100円で条例化されておりますが、国は支給額の低い市町村においては、早急
にその引上げを行うよう要請してきた。しかしながら、本町においては、いまだに団員の報
酬等が引き上げられていない。国の示している報酬額より低いけれども、町としてどう考
えているのか、お伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、
全国では、消防団員数は3年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、吉
野議員おっしゃるとおり、本町においても団員数に欠員を生じているところでございます。

これは、全国的な問題でございまして、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、
地域防災力を低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すというこれ
まで以上に強い危機感の下、講ずべき対策を検討するため、消防庁では消防団員の処遇に関
する検討会を開催し、消防団員の適切な処遇の在り方について議論を行ってきたところであ
り、昨年度、同検討会における最終報告が取りまとめられました。

この最終報告の内容は、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の
団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に
向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項等を取りまとめたものでござい
ます。

これにより、市町村にあっては、この内容や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に
関する法律の規定に基づき、国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出動、
訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な
措置を講ずるものとするとしてされていることを踏まえて、積極的な取組を行うよう、県を通じ
て通知をされたところでございます。

本通知による団員の年額報酬や出動手当の見直しについてでございますが、本町の報酬額
につきましては、夷隅郡市内では上位の報酬額で充実しており、団長から部長までの階級に
応じた報酬は交付税算定基準単価を上回っております。また、団員の報酬につきましても、
令和2年4月時点では、全国平均3万925円を上回る3万2,000円と定めているところでござ

います。

しかし、吉野議員からご質問のとおり、班長及び団員につきましては、交付税算定基準単価を下回っていることから、これらを交付税算定基準単価以上にすることが要請されているというところでございます。

これと併せて、災害時等の出動手当も夷隅郡内では一番充実しているところではございますが、国が示した基準額8,000円を下回っているところでございます。

このことから、昨年度から夷隅地域振興事務所の主催の下、消防担当で国の本件に係る充当財源の措置などの動向も勘案しながら協議を重ねているところでございます。

今後も財政措置なども含め、郡内各市町の意向や足並みをそろえる必要性などを十分勘案し、総合的に必要な措置をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

それで、団員の報酬については、交付税算定基準単価以上になるようにすると同時に、出動手当も国の示した基準額8,000円を下回っていますので、増額するよう検討お願いしたい。

特に本町は、面積129.87平方キロで、山林が70パーセントあり、また河川の氾濫など、近年は災害が頻繁に起きております。いつ災害が起ころうか分かりません。消防団員の任務は計り知れないものであります。これは近々の問題でありますので、ぜひとも国の基準に近づけるよう強く要望するものであります。前向きに検討をお願いしたいと思います。

この件について、町長、ちょっと報酬の関係をできたらお願いしたいと。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今の吉野議員のお話でございますけれども、今、総務課長がお話しさせていただきましたとおり、今必要な措置を周りと考えながら進めていこうというふうにご考えておりますし、出動手当も1日8,000円でございますから、例えば2時間だけ出たとか、そういったことも踏まえながら、的確な措置を取っていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁、町長ありがとうございました。

それで、私としては消防団員の報酬に、報酬の基金を設けてはいかがかと思うんですけれ

ども、ちょっと総務課長、ちょっと対応できれば、回答できればお願いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、現段階では基金の創設につきましては考えていないところでございます。その目的等、特目基金という形になると思いますので、その点の目的、また趣旨、また充当財源をどうするかという点も総合的に勘案しながらその点については考えなければいけないという考えでおりますけれども、現在のところ、その考えはございません。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それと、これ私の考えなんですけれども、これふるさと納税を利用して、これ町長の肝いりになると思うんですけれども、そういうのを設けた中で、そういう基金を設立するという形を取れないかどうかもあるんですけれども、その点は総務課長どうですかね。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問についてでございますが、やはりふるさと納税につきましても、その用途につきましては、規則、基準等定めなければいけないような形になっております。

確かに、ふるさととの資産を守るというところで、そのふるさと納税の趣旨には近づくところもあるかもしれませんが、現在のところ、その報酬等の充当財源に資するための基金の目的という考えは、非常に厳しい考えになるのではないかとこのところ考えているところでございます。現在のところ、そのようなことでふるさと納税基金分を充当するという考えも、担当としては考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

それで、これ前から私思っているんですけれども、団員の報酬ですね、これ低いということとは前から思っているんですよ。これ何とかできないかと、私も思っただけなんですけれども、たまたまそういう在り方改革が、会議なんかありましたけれども、そういうことをいろいろ話し合った中で、いかにしてこの団員報酬を引き上げるかということを、特にこれ緊急のまた課題だと思うんですよ。そういうことを、ぜひこれからそういうことも模索しながら

ら、団員の手当、団員報酬並びに手当を上げるように、ぜひお願いしたいと思います。

これまた、執行部のほうで対応できなければ、また議員発議とした中でも検討しなければいけないのかなとも思っております。そういうことで、ぜひ検討を前向きにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、消防団員の年額報酬の支給方法について、現状と今後の対応についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの報酬の支給方法についてでございますが、現在団員報酬は各部及び班に支給をしておりますが、令和5年度から団員への個人支給実施ができるよう、現在必要な調査や事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

ぜひとも来年度、令和5年度から個人支給、口座振替ができるように、ぜひともよろしくお願いいたします、総務課長よろしく申し上げます。

続いて、街なみ整備事業について、平成5年度に大多喜町街なみ整備基本構想策定事業報告書を国に申請し、10年間の時限立法で採択され、景観形成地区の整備を行ってききましたが、今後町として新たな計画を策定し、街なみ整備を行っていく考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問について、商工観光課からお答えさせていただきます。

街なみ整備事業につきましては、吉野議員のおっしゃるとおり平成5年度に大多喜町街なみ整備基本構想策定事業報告書を国に申請し、平成12年度から平成21年度の10年間事業により、景観形成地区内において国庫補助事業が実施されました。

国庫補助事業を終了後も町の単独費での予算により、少しずつではございますけれども、街なみ整備事業として、店舗や個人宅を中心に改修事業への補助を行い、継続しているところでございます。

また、現在、大多喜町第3次総合計画に基づき、令和5年度から令和7年度までの期間で大多喜町観光総合戦略の個別計画として、大多喜城下町の再興による観光活性化基本計画を

町の主要産業の一つである観光振興の指針として策定しております。

そのようなことから、上位計画でもあります大多喜町第3次総合計画に基づき、大多喜町観光振興の指針としました大多喜城下町の再興による観光活性化基本計画を具体的な取組として、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

それで、今現在、大多喜城下町の再興による観光活性化基本計画に基づき、街なみ整備事業を推進していると言えるところではありますが、城下町としては、空き家が増えてきている状況であります。その空き家をどうするのかを考えると、そのためには、観光関連団体や地区の代表者を入れた協議会を設置するのが望ましいと考えますが、町長のお考えを賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいまの吉野議員の質問に対してお答えさせていただきます。

この平成5年の頃に、こういう整備事業という形で進めてきたわけでございます。城下町としての大多喜町をどうしていくかという、今後の例えば10年、15年考えたときには、やはりそういうようなことで、また、新しい方向性をいろんな方と相談しなければいけないかなというふうには思っております。

また、町並み整備という意味で今、実は私、皆様もちょっと頭の中に入れていらっしゃると思いますけれども、このお城ができる前、中世以前の大多喜の発信が、実は上瀑のあの古墳群から実は発しているということもありますので、その辺の総合性を考えながら、新しい町並みの整備等々を考えていけたら、本来いいのかなというふうにも考えておりますので、吉野議員おっしゃるとおり、今後いろんな方のご意見を聞きながら進めていければというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 町長、答弁ありがとうございました。

それで実際、このそういうことで結局町長おっしゃったとおり、私の考えとしては、町並みが城下町としても今のところはない状況ですよね。結局、空き家が多くなっちゃって、結局それを、計画を立てる中で、町をこの5地区の計画地区になりますけれども、大

多喜地区、猿稻区、久保区、桜台、新丁区の5区ありますので、ここのところを整備するような形ですね。これ1区、少しずつで、一気にできるということはありませんので、これはどこにどういうものを作ったら町並みは、小江戸とかそういうものをつくるのに、何を持ってきたらいいか、それを、計画を、町は計画を立てて、そういうものをしないと漠然と今の状況をそのまま放置しておきますと、いろんな業者が入ってくると思うんですよ。それでいろんな業者が入っていると町並み自体が、そういう状況になるとなかなか小江戸という形にならないと思うんですよね。

そういう点で、その地区を限定するとかそういうものをつくった中で、じゃこの地区はこういうものを作ってほしい、この地区はこういうものを作ってほしい、あとの、全部が全部そうはいかないと思うんですけれども、そういうものを設定しないとやたら業者が入ってきて、いろんなものやっちゃうことがあるので、新しいものもできちゃうことだってありますので、小江戸大多喜ということをやつぱり城下町となると、やつぱりそういうものは、やつぱり古いものは残さなくちゃいけませんので、そういうものを入れるには何やったらいいのかということですね。いろいろ協議会等をつくった中で、検討して、先進市の視察もあるでしょうけれども、先進市の視察を見た中で、これ前の10年間計画もやつぱりそういう先進市を視察しているんですよね。

そういうものをしている中で、委託業者頼んで、町が検討して、その話合いでなったからこうやりましょうということになったと思うんですけれども、そういうこともあるんですが、今回もそういうことで、やつぱりやたらとつくるんじゃないなくて、やつぱりそういうものを設定した基本計画をつくった中で、ぜひそういうものを作ってほしいと思うんです。

そういう方向を、ぜひとも町長お願いできればと思うわけです。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今のこと、ご質問にお答えさせていただきますけれども、今先ほど申していただいた5地区については、景観条例等も定まっておりますので、先ほどから出ている空き家が多いということで、どんな方が入ってきて、何をやるか分からないというお話もございましたけれども、そういうところには実は町外からとか、町内の中からも構わないんですが、空き家にいろいろ入っていただかなければいけないという事情がこれ大優先と。

ただ、その中で景観条例がありますから、じゃ、やったから来たから何でも好き勝手にやっていいかということにはなりませんので、その辺は条例ともうまく鑑みながら、我々のほうとしても早く空き家が埋まっていくようにできればというふうには考えておりますので、

よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

そういうことで空き家をいかにして再生するかもあるんですけども、そういうものを、ぜひ町並みが成功するような形で、ぜひやっていただきたいと、これは商工観光課等もありますけれども、ぜひそういう方向で進めていただければと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で11番吉野一男の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で吉野一男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩したいと思います。

その間に昼食を取っていただき、午後1時から会議を再開します。

（午前11時37分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目として、1項目、集落内排水溝、排水路の点検と改良推進についてということをお願いします。幾つかの小さな項目に分けて質問しますので、できる限り前向きな答弁をいただきたいと思ひます。

人口減少と高齢化が進む本町では、様々な面で自助、共助、公助の負担割合に変化が生じてきているように思われます。インフラ整備が進んでいる市街地においては、さほど感じませんが、郊外、いわゆる山間部においては維持管理さえも厳しい状況となっていて、公助に頼る割合が増加してくると思われます。

今回は、生活排水の処理について提起します。

本町では、合併処理浄化槽の設置を推進して、河川等の公共水域に生活雑排水がそのまま流れ込まないように住民に呼びかけ、理解を得て確実に実績を上げていると認識しています。ところが、浄化槽から放流された汚水の行方を追っていくと、河川等までの区間の側溝や排水路の整備が十分とは言えません。集落内の側溝が小さい、勾配が十分に取れていない、土側溝の部分が散見されるなどなど、集落内の排水溝や排水路は、衛生的観点からも点検と必要があれば改良を進めるべきだと思います。

そこで、本町における生活排水の処理に対する捉え方、改良する場合の支援施策の状況、今後の位置づけなどについて、どのような見解をお持ちか伺います。

まず初めに、ここ数年間に集落単位もしくは数軒で排水溝や排水路を整備した事例、実績はあるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 集落内の排水路の整備の事例ですが、集落からの流末排水の未整備箇所、いわゆる土側溝にU字溝を整備した事例がありますが、集落内の排水路、地域内の排水路、面ですね、を整備した事例は、ここ数年ではないのが現状でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

次に移ります。

それでは、集落排水に関する問合せや相談は、ここ数年の中でありますか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 一部の集落において、既存のU字溝の目地、いわゆる継ぎ目ですね、これが離れているので補修をしてもらいたいですとか、また、U字溝の設置やU字溝の改修等の相談はございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

自分が考えていたより、相談とかは意外とないんだなということが分かりました。

では、再質問として、令和元年、本町も山間部においては大変大きな災害を受けたわけですが、その排水との因果関係というのがいろいろとあるのではないかなと思っております。その辺のところの実情はいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 令和元年における災害、幾つかありましたけれども、特に10月だったと思いますけれども、台風21号だと思いますけれども、台風21号では累計の雨量、総雨量ですね、そちらは200ミリを超えていたような記憶ありますけれども、200ミリを超える大雨だったと思います。

災害の多くは、降った雨が道路を伝って流れて、その雨が道路の一番低いところに集まって、そして土の路肩の部分を削って道が決壊していると。そういうようなところがこれまで見ていて多く感じられます。

令和元年のときの雨は通常の雨ではありませんけれども、排水の関係とといいますと、やはり排水の整備がされていない場所は、されている場所に比べるとやはり災害が起きる可能性というか、起きやすい状況にあるというふうに考えています。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私の近場だけで見ますと、老川地区だけでも令和元年の災害では道路決壊だけでも11か所、町の建設課はじめ、皆さん方に早急に対応していただいて、令和2年度で8か所、令和3年度で3か所ということで、災害そのものは100パーセント近く復旧していただいたわけですが、先ほども申したように、現場をいざ見てみると、何かもう少し山側の排水がきちっと取れていたら、これは起こらなかったんじゃないかなというのが散見されたので、今の質問をさせていただきました。その辺のところを頭に入れておいていただければ、今後につながるのではないかなというふうに思っております。

さらに再々質問として、日常の点検そのものが非常に重要となってくるというふうに思いますが、その見解は。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路の側溝は、木の葉っぱ、樹木の葉っぱなどがU字溝にたまることが多くあります。大雨のときなどはその葉っぱが側溝に流れ込んで、特に横断溝など水の流れが変化する場所に多く堆積して、その流れが阻害される。それによって災害が起きやすくなるというような、そういうふうなことが多く見られます。このようなことから道路の維持管理、特に側溝などの日常点検は、道路の機能を維持するためには必要なことだというふうに認識しております。

それに関して、主要な幹線では、そのような場所につきましては、ある程度町の建設課の

ほうで把握して、維持班のほうで葉っぱをどかしたりというふうな日常の管理を実施している状況にあります。

一方、集落の中の道路まで、隅々まで町が管理するということはなかなかできない、難しいというふうに考えておりますので、そのような日常の、集落内の道路の日常の管理につきましては、地域の方々にご協力をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私が申し上げたいのは、幹線道路というところで、本当の小さいところはやっぱりできることは地元でというふうには当然考えております。ぜひ主要道だけでも路線、道路側溝については建設課のほうで点検をしていただけたらいいのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3番目に移ります。

集落排水溝等の改良に対する施策の現状ということで、先ほどあまり事例がないということでしたけれども、何か施策というのがあるものかどうか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほど集落からの流末排水等を実施したというふうにお答えさせていただきましたけれども、集落などの排水路等の改良整備につきましては、道路改良工事に併せまして道路の排水の整備、これを行っているのが現状でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今までの話を聞いていますと、あまりそういった施策もないのかなという感じを受けております。

そこで再質問ですけれども、道路改良工事に併せた整備がという話でした。これは私も効率的というふうに思いますけれども、一方、その排水ということに焦点を合わせた施策や事業も必要ではないかなと、場所によっては必要ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路改良工事の多くは、やはりその道路、地域内の道路の幅員が狭いことなどから、地域の要望により拡幅、こういうものを目的に実施して、それに併せて

側溝の整備も併せて行っているというような状況でございます。

ご質問の排水路に焦点を合わせた事業ですが、排水の整備が行われていない地域は、道路の整備もなかなか行われていないというのが多いところだろうと思います。これまでも、先ほどの流末排水等を実施したということの話をさせていただきますけれども、この排水に焦点を合わせた事業につきましては、地域の要望も踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

やはりいろんな切り口、見方で、一つの施設も変わってくると思いますので、その辺のところは柔軟に考えていただけたらというふうに思います。

それでは、次に移ります。

住環境を整える意味で、汚水処理は雨水処理と並行して重要と思います。いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 人々の生活の支えとなる基盤としましては、公共施設やガス、水道、電気、また道路などが挙げられると思います。このような中、生活排水の処理は、排水路の整備と同様に住民の方々の生活に重要な要素の一部であるというふうには認識しております。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ここで再質問ですけれども、住環境というと、ここでいうと建設課だけでなく、衛生面で捉えると環境水道課、防災面だと総務課、農業集落排水ということになると農林課など、多方面に関係してくると思いますが、その辺をどう認識していますか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） かなり広範囲なご質問ですが、初めに建設課から、建設の立場からご答弁させていただきます。

先ほど生活基盤になるものは、道路を含め様々なインフラ、公共施設、ガス、水道、電気等のインフラがあるとお答えさせていただきましたけれども、道路は生活に必要な排水の処理や防災、また救急時の役割、また汚水処理の流末など、住民生活のあらゆるものにその役割を果たしているというふうに考えております。

この道路や排水路の整備に関しましては、建設課のみで解決することは難しく、また、建設課関係のみの補助事業等では、なかなかその整備は難しいというふうに考えております。

このようなことから地域からの要望に応えるためには、地域がどのような目的というか、要望を持っているか、要望されているのかを的確に捉えて、建設課だけは難しいと思われることは、地域の方々にとって最善の方法が取れるよう、関係課と連携して研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

確かに、この関係課というのが本当に大事になってくると思います。

その中で、最初に申し上げました、関係してくるだろうなということで、環境水道課のほうはいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 渡辺善男議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど建設課長のほうから答弁がありましたように、各課で単独でやるというのはなかなか難しいところがありますので、その辺は、先ほど建設課長が答弁したとおり、連携を図りながら対応していけるのが一番いいんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

本当に……総務課長いいですか。よろしいですか。ありがとうございました。

できるだけ最初の答弁にありましたように、考えられる関係課、本当になかなかこう専門の担当を持っていて、またさらに連携を取っていくって本当に難しいと思いますけれども、一つずつその地域をグレードアップしていくためには、やっぱりそういった連携での事業への取組というのも大事になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは移ります。

集落内の道路拡張や側溝整備など、その財源を国や県に求め、モデル的に事業を実施できないか。いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 集落内道路の整備や排水路の整備は、人々が生活する上で一番身

近な問題であると思います。

現在のところ、建設課が所管し実施する整備に関しましては、道路改良工事と同時に施工する事業に関しての財源として、辺地対策事業や過疎対策事業以外では一般財源に依存している状況であり、集落内道路等への道路拡幅や排水路の整備に関して、国や県の補助金制度がなく、モデル的な事業が非常に厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

先ほどの質問ともちょっと関連してくるんですけども、実際に農業、農村という形で捉えていった場合の集落排水ということになりますと、当然施策としては農林課にも関係してくるのかなと思います。農林課のほうで、何かありますか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

議員が先ほどおっしゃいましたとおり、国の補助事業といたしまして農業集落排水事業という事業がございます。この事業は、農業振興地域のうち、おおむね20戸以上の受益戸数を有する集落等を単位とした、集合処理施設が効率的な地域を対象としたものであり、全地域が対象となるものではございません。また、実際、実施に際しては受益者負担が発生することや、設置後の維持管理費も発生すると思われ、多くの家庭で既に合併浄化槽を設置済みであることから、地域全体の協力が必要となる本事業は大変難しいものと考えます。

本町は、農地と宅地が混在しておりますことから、生活排水が農業用水に流入していないとは言い切れず、食の安全・安心、農業生産の安定などに懸念されるものと思いますが、小規模で活用が可能と思われる事業は、現在のところ把握できていない状況でございます。今後も活用が可能な事業がないか、調査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

これまで話を伺ってきて、あまり可能性というのが非常にないのかなというふうに感じました。ただ、面積の広い本町では、かなり取り組みにくい事案だというふうに思いましたけれども、どこかの区内で、大多喜町たしか63区ですかね、63区あるんですけども、その区内のどこかの、区全部じゃなくても、どこかの区のどこかの一団の10軒とか15軒とかという、

そういった中で一つの整備が進み、快適な住環境の整備が実現したよということがあれば、それがきっかけとなって、また好循環が生まれてくるのではないかなというふうに思っております。

大多喜町も本当に広い範囲の中で、はっきり言って行政のほうがそんなに手を差し伸べなくても、支援しなくても自然とよくなっていく地域、地区があつて、また、20年も30年もずっと同じ状態、どこも改善されない状態で、ただ人だけが減って行ってしまふ、家が減り人が減って行ってしまった地区とか、いろんな形があると思いますけれども、排水というものを一つのテーマとして、そういったまちづくりができればいいんじゃないかなというふうに考えております。町長はいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 渡辺議員のほうのご質問に対してお答えさせていただきます。

確かに渡辺議員がおっしゃるとおり、本当に目先に困ったようなことの一つの大きな問題だなというふうに考えております。ただ、今現状、この集落排水に特化したような事業がなかなかないということも事実でございます、これからも各方面にわたりましてそういう事業がないか、それは一生懸命これからも模索させていただきたいと思っております。

今現在、本当に窮しているところがあるとかいうことであれば、部材支給とか、それからこれは条例的にもまだできておりませんが、今考えている最中でございますが、工事、そういうするための機械とか、そういったものも貸出しができるような方向を調整させていただいて、協働でうまくこういったことをできれば、少しは先に進むかなということも考えておりますので、ちょっとまだこれは思案中でございますけれども、今後の対応の一つとして、これから前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 町長、ありがとうございます。

今、私の近くでは、ずっと長年昔のままの排水溝が、建設課のほうで今三十数メートル直してきれいにしてくれています。たった三十何メートル直しただけでも、近くの人たちはすごくきれいになったということで、やっぱり喜んでくれるし、かなり変わったねという、変わるねということをおもってもらえます。

いろんな意味で、老川のほうはどうしてもお金を使うことが多いというふうに認識しておりますけれども、やっぱりその西老地区については、お金は確かにかかってくると思っております。

けれども、やっぱり先ほど申し上げましたけれども、30年前、40年前と全然変わらないという事で、そこに住んでいる皆さんが、希望が持てないような感じということをつくってしまったらいけないんじゃないかなということ、幾らかでもできるところから直して行って、まだまだ少し手を入れるだけで変わるよというところを示すのも、行政、また政治の力ではないのかなと思っておりますので、ぜひ今まで聞いた中では、ほとんど手がなさそうに私も感じましたけれども、いろんな形で調べて、また何か日本全国どこかにいい事例もあると思いますので、そんな感じで一緒に進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、1番渡辺善男の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（麻生 勇君） 次に、2番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 2番渡邊泰宣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

私は、今回、町道の維持管理についてということで質問させていただきます。

町道の維持管理については地区によって差があると思ひますが、区民の中から公平さに欠けているのではないかと。国、県道の付近とか町道だけのところでは大分差があるのではないかと。この地区はこういうことをやっているとか、そういうこともあるんで、そういう人たちに回答することはなかなかちょっと考えづらいなと思ひたんですが、地区でやっていることは、もう少し何か考えていただければということで質問させていただきます。

西老地区の道路の維持管理等に、草刈りが主であります、町道が主で管理する道路に延長も相当長い距離になります。私の地区をちょっと測ってみましたところ、主要町道については延べ延長は約7キロ弱あります。

そんな中で、地区の住民のどういう方がこれに携わっているかということをお願ひしましたが、平沢地区全体では、80歳以上が5名、これは後継者もないとか、そういう方が5名おられます。70歳以上の方が10名くらいおられます。あるいは女性の世帯の方が4名、それからあと身体障害者でこういう方、道路の作業には出られないという方も1名あります。また、これはどこの地区、あるいは大多喜町だけの問題ではないですが、高齢化率が進んで

いる中、道路の草刈り等の参加している方たちの年齢層が、若い人たちが少なくなって主要道路以外の草刈りが問題視されている状況です。

そこで、区の草刈り以外でも個人の農地に隣接する町道の法面とか、そういう面で田んぼに隣接するところは、やはり田んぼを持っている所有者がどうしてもやらないとなかなか難しいというような現状でありますので、そんな中で、このような状況の中で行われている地域の草刈り作業について、町としてはどのように捉えているのか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路は古くから人々の往来、生活と暮らしを支える重要な役割を担ってまいりました。かつては地域内の道路は地域で守るのが当然のこととして、道路の草刈り、清掃、補修などについて、地域に住む方々で行っていただいたものと認識をしております。その後、車社会の進展に伴い、道路には車が通り、舗装化や維持、管理などは行政が行うものとなってきたものと思われまます。

現在町が管理する町道のうち、幹線道路を除く集落内道路の草刈りについては、これまでの慣例の下、地域で実施をしていただいております。町道の延長は約250キロありますが、地域で草刈り等を実施している路線全てを町が実施することは大変困難な状況にございます。

このようなことから地域の草刈り作業につきましては、これまでどおり地域の方々にご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 町の状況については理解をしているつもりなんです、一方、私たちの住んでいるところの、先ほど述べましたように、どうしても高齢化になってきているがゆえにこんな話が出てくるのではないかと思います。

そんな中で、言いづらいことになるかと思いますが、あるいはこういう人たちに多少なりとも何かの援助をいただけないかなというようなことも含まれていると思いますので、そういうことでどういう考えを持っておられるかちょっと伺いたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、町の中は高齢化が進んでいるというような状況で、様々な作業についていろいろ支障が出ているということは、議員の皆様もご承知のことと思います。

県、国、県道では一部その維持に関して補助金が出るようなことが現在もやっているところでございますけれども、なかなか町では主要幹線を除く集落道、地域の方々にいろいろご協力いただきながら維持管理をしているのが現状でございます。

先ほども申しましたように、町道延長、かなりの総延長がございますので、今のところはなかなかそういう地域の方々がやったことに対して、金銭面でのご支援ってなかなか難しいのが現状であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） これはお互いの気持ちが一気になるときはなかなか難しいと思いますが、やはり本当に若い人たちがいっぱいいれば、これはこんなことも話も出ないと思いますけれども、やっとな草刈りをやっているとか、そういう方たちは、やはり出てくるのも大変な状況でありますし、その辺で最終的にできなくなると、どうしても行政のほうにお願いするということが出ないとも限らないので、そういうことを踏まえながらいろいろ考えていただければと思います。

これ押し問答になってしまうのでなかなかうまくいかないと思いますが、できればそういう方向になるのではないかなというような心配がありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の道路に覆いかかっている樹木の処理についての対策について伺いたしたいと思います、これは通行上の問題とか、あるいは台風等の災害予防の観点から質問したいと思います、よろしくお願ひします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路に張り出した樹木の対策ですけれども、道路に張り出した樹木につきましては、原則所有者が伐採することというふうなことになるかと思ひます。所有者が町であれば町で伐採し、処分を行っている状況でございます。

しかし、一部の幹線道路までにおける通行の支障となる樹木の枝などにつきましては、現在はその所有者に、張り出した道路の状況を説明をして、伐採をする旨の同意をいただき、町で伐採しております。

一方、集落内道路における道路に張り出した樹木の伐採につきましては、これは地元の方々に、樹木の所有者に伐採の同意をいただくこと。そして2つ目として伐採時のお手伝いですね。それから、その伐採した枝の処分、この3点をご協力いただき、町は高所作業

車などをリースして借りてきて、伐採をして、地域の方々と協働により張り出した木の伐採、通行に支障のないように実施をしているというのが現状でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

この樹木の伐採については、やはりさっきの草刈りと同じように、家によっては若い人がいないとか、高齢者の世帯が本当に多くなっちゃっているんですね。そういうところについては、やはりなかなか手が回っていないというようなところで、樹木もちょっと大きくなっているところもあります。

その辺の処理については、今お答えいただきましたように、町のほうで高所作業車とか、そういうものをあれしてやっていただけるということで、ただ、木の処分なんですけど、うちのほうも結構土地が空いている土地があるんで、そういうところで処理すればいいかなとは思いますが、幹の太い部分については、トウセンですか、そういったところに会員になっていけば、搬入すれば多少なりともお金、券ですかね、そういうものが頂けるといことでありますが、ちょっと小枝の太いやつは、トウセンの場合には、末口の径が6センチ以上ないと受入れしてくれないというところでもありますので、できればその先の6センチ以下の小枝についても処分するにも燃やすということもなかなか制限があります。また、腐るまで結構年数がかかると思っていますので。

それで、ちょっとこれはどうかなと思うんですが、今、農林課で管理している竹の粉砕機ですか、ああいうものを使ってできればと思うんですが、当時私も両方に使えればいいかなということで問合せしましたが、やはり竹の粉砕機専用買ったということなんで、ほかのものには使えないということではありますが、そこを何とか、利用価値を高めるためにも、何か方法はできないのかなということ伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、前段の部分のほうで、建設課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど草刈りの話もさせていただきましたけれども、草刈りであればある程度、手の届く範囲は地元の方でやっていただいて、といっても道路にかぶさっている枝については、なかなか地元ではできない。また、軽トラ等の上に乗って、またこれも危ないというようなこともありまして、町と地元との協働でやっていくと、そういう考えでよろしいのかなと思っています。

竹粉碎機のほうはちょっと置いておきまして、実際の処理に関しましては、なかなか張り出している枝については、今の道路の管理上といいますか、なかなか道路の法上まで町が買収しないで道路ができていくというところが、大変町内では多く感じております。ということで、今のところ先ほど言ったように、太い分は何らかの処理ができる。細いところについても、できるだけその山主さんのところに置かせていただいて、なかなか腐るのも時間がかかるかと思っておりますけれども、そういう形で処分させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、農林課のほうから竹粉碎機の関係でお答えさせていただきたいと思っております。

確かに議員おっしゃるとおり、竹粉碎機につきましては、今まで竹専用ということで管理をしてまいりました。しかしながら、今年度実施いたしました基幹農道の伐採に関しまして、切った樹木の処分にかかなりの高額を経費がかかるということで、町のほうで竹粉碎機を利用しまして、伐採した枝を粉碎した経緯がございます。そのようなことから、今後、竹に限らず、そういう枝にも貸与することができるかどうか、今後協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

以前は竹専用であるから使えないということでありましたけれども、ある程度変わってきて、柔軟になっていただけるようですので、ひとつよろしく検討していただきたいと思っておりますので、お願いします。

次にいきます。

最近の通行について、平沢区ということで、私、平沢区のためにやるだけでなく、ほかの地区もこういうところがあると思っておりますが、道路状況に合わない通行をされている運転手が増えてきているということの声が聞かれています。

また、町道の道路幅が狭く、農免道路ということでセンターラインがないので、ちょっと狭いです。普通車同士の交差に差し支えがあるというようなところも見受けられますし、また、大型自動車との交差が危険なところもあります。そんなところで、この交通規制ですか、

そういうものができればということで取り上げさせていただきました。

特に速度制限、特に何台でもないらしいんですが、通勤に向かう車で大体限定されているようなんですが、ちょっと速度がかなり出ているような声も聞かれております。

そこでお伺いします。速度制限を設けることができないのか伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路における交通規制、速度規制は、都道府県公安委員会が道路標識を設置し交通の規制を行うこととなります。この速度規制ができるのかどうか、地元警察署に相談をさせていただきましたが、速度規制については学校や駅の周辺など、歩行者が多いなどの理由がないとなかなか難しいとのことでした。

このようなことから、まずは町でスピード落とせですとか、対向車注意などの注意看板を設置して、まずはそこで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

何かやっぱりいろんな条件が変わらないとなかなか難しいということではありますが、やはり全部の通行する車がそうではない、ごく一部の方だと思いますので、そういう制限の看板ですか、そういうものを作れば多少は違うと思いますが、前向きに考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、同じようなことなんですが、大型自動車の進入制限ができないのか、伺いたいと思います。

特に、大きい車というのは出会い頭でかわすところが難しいようなところは、どうしても小さい車を下げたくなるんですね。大きい車はバックするの大変だから。最近では、あそこですかね、基幹農道の田代との間の、今法面の工事やっている、あそこで何か乗用車と大型車が出会い頭になっちゃったんですよ。大型の運転手がお前下がれというようなことで言われたような人がいましたので、その辺も考えてみれば、やはり多少大型車の制限が、進入制限ができればね。

大きな事故っていうのは今のところないんですが、そういう個々のトラブルというのがあるように聞いておりますので、それについてちょっと伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　ここでいう大型自動車とは、大型貨物自動車、ダンプだとかそういうことだと思いますけれども、先ほどと同じように、道路における交通規制、大型貨物自動車の規制、これは速度規制と同様に都道府県公安委員会が道路標識を設置して、交通の規制を行うということになります。

この大型自動車の進入規制や通行の規制に関しましても、先ほどと同じように、学校や駅の周辺など、やはり歩行者が多いことなどが理由でないと、なかなか難しいというふうな内容でございました。

これも同じになりますけれども、先ほどと同じように、地元警察署と協議しましたところ、やはり町のほうで、大型車への注意看板等の設置などにより、まずは対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君）　2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君）　どうもありがとうございました。

やはり規制するということは、その地域に入って、地域の方のために入ってくる車も規制するということになっちゃうんで、ちょっと難しいかなというふうに思いますが、お互いの、そういうところに出くわしたときに譲歩するというか、譲り合いの精神があれば、そういう事故もつながらないというふうに思いますので、看板等を設置すれば、また、多少なりとも違うと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の带状疱疹ワクチンのことについて伺いたいと思います。

带状疱疹とは、水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患で、強い痛みを伴うことが多く、三、四週間続きます。子供の頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長時間潜伏感染し、免疫が低下した際などに带状疱疹として発症します。日本では高齢者がかかる傾向にあるようですが、高齢者、特に80歳までに3人に1人がかかると言われております。带状疱疹が治った方でも50歳以上の方、約2割の方が長い痛みが残ることが言われております。

私も十何年前かな、やはり带状疱疹ということを知っておったんで、処置が早かったんで後の後遺症が残らなかったということではありますが、たまたま勤めの帰りに病院に行って、これは夜間診療で受けたんですが、やはり時間が物を言うような、早く処置しないと後遺症が残るというような病気だったそうです。

私の場合には、先生が、夜間診療だったんで、皮膚科の先生がいなかったんで、ほかの担

当の先生に診てもらったんですが、次の日にすぐ来たほうがいいじゃないですかというふうに先生に言われたんですよ。私は勤めのある関係があるので、その翌日にしようかなというふうにちょっと漏らしたんですが、そうしたら帰りに看護師さんが飛んできて、「渡邊さん、もうあした休み取っておかないと駄目ですよ」というようなことで治療を受けました。なるほどその結果、やはり1週間ぐらいの薬を頂いて、帰ってきてからは、かゆみから今度は痛みが伴いまして、やはり相当の痛みですね。その痛みが後遺症として残るというようなことでありますので、その関係上、こういう今回の質問に取り上げさせていただきました。

ワクチンの効果と費用、1回投与したら何年後に投与したらいいか。何か種類があるみたいなんですが、薬によって金額も違っているというようなことを伺いましたが、その辺について伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

渡邊議員さん先ほど言われたように、带状疱疹は幼少期に感染する水ぼうそう、一般的に水ぼうそうと言われている水痘が治った後もウイルスが体内に残り、後に免疫が低下したときなどに発症します。

带状疱疹の予防ワクチンは、予防接種法に基づかない任意接種に位置づけられた水痘ワクチンと乾燥組換え带状疱疹ワクチンの2種類がございます。50歳以上を対象に接種することができますけれども、それぞれ効果や費用が異なることとなります。

ワクチン接種による効果は、水痘ワクチンの場合、1回の接種で、アメリカのデータとはなりますけれども、50歳から60歳で69.8パーセントの発症予防効果が認められ、接種から5年間、带状疱疹予防効果の持続が確認できたとされているところでございます。一方、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは2か月間隔で2回接種し、50歳以上で97.2パーセント、70歳以上で89.8パーセントの発症予防効果が確認されているところでございます。

費用については、任意接種でございますので、医療機関によって金額が異なり、水痘ワクチンは1回7,000円から1万円程度、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは1回2万円から3万円程度になるとのことでございます。

また、1回投与したら何年後に投与したらいいかのご質問でございますが、こちらは追加接種のことかと思っておりますので、そちらで回答させていただきます。带状疱疹予防としての追加接種の必要性に関しては、現在のところ明らかになっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

やはりこれは、知っている人、知らない人、様々であると思いますが、やはりさっき私が言いましたように、知らないで気づかずにいると、最初の症状というのはかゆみだけなんですよね。それをそのままにしておくと、やっぱり1日、2日のところで重症化率が高くなるというふうに聞いておりました。私もその看護師さんに救われたんですが、やはりその痛みは相当なものです。ちょっと夜になると寝られない、その晩は寝られないというぐらいの痛さです。

そんなことでありますので、できれば、これは補助制度がないということではありますが、一部他の市町村で補助制度を扱っているということを知っていますが、大多喜町ではいろいろ聞いてみますとなかなかそういうのも難しいと。その辺について、どうでしょうか。将来、どうですか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 带状疱疹ワクチンについて、近隣では1つの市で、今年度から接種に対する助成を実施しているところでございます。この法定接種以外の予防接種費用助成を実施するには、厚生労働省の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会等での検討を基に、ワクチンの有効性や疾病に罹患した際の重症化の度合い、疾病の流行のリスクなどから総合的に判断して行うことが重要と考えます。

現在、厚生労働省では、水痘ワクチンを带状疱疹予防として定期接種化するかどうかの検討がされている状況でございます。町としましても、国の動向を注視するとともに、带状疱疹は発疹が出てから早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることで重症化や後遺症を予防することができると言われていたことから、町民の方々には、症状が出た場合には早めに医療機関を受診していただくよう、周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 前々から言っていますように、これ本当の初期の症状に早く対応することにこしたことはないということの病気です。特に高齢者にかかる率が高くなっておりまして、健康福祉課で行っているいろんなイベントに参加された高齢者の方には、こういうことで後遺症等があるから、あった場合には早く受診するというようなことで、何か周知してい

ただけたら幸いですし、これに、この痛みを耐えている人は結構聞いております。なかなか治らなくて、神経痛ということになっている方を聞いておりますので、一人でもそういう苦しい、嫌な思いをさせないためにも、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

できれば補助制度、国の動向を注視しながらやっていたらということですので、早いうちにそれができればというふうに思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですけれども、ここでしばらく休憩したいと思ひます。

なお、2時10分から再開したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

（午後 2時00分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、大綱1、道普請について質問をさせていただきます。なお、先ほどの渡邊泰宣議員さんのご質問と重なる部分もあるかと思われませんが、よろしくお願ひいたします。

地域住民による共同活動の一つとして道普請があります。生活環境を良好に保全していくために、道路や水路などの修理、草刈りなどを行う勤労奉仕作業です。大多喜町をはじめ多くの自治体で、地域住民の方により行われているところです。

近年、本町では地域人口の減少や高齢化に伴い、道普請の人手不足が生じてきており、将来的な道普請の実施、道路の草刈りについて不安が出てきております。多くの地域で、年に数回、最低1世帯1人が参加し、地域によっては欠席する場合は出不足金3,000円から5,000円程度を支払うという形で行われているようです。

少し前までは、代理で参加する方をお願いするなどされていた世帯も、最近では代理者が高齢者となり欠席となる家も増えてきているようです。また、安全面も考慮し、一定年齢以上の世帯では参加を免除する地域も出てきているようですが、一方、90歳以上の方が参加されているというところもあるようです。

道普請は実働者が必要となりますことから、今後の生活町道の管理について心配が増しているところではあります。

そこで、以下、ご質問をさせていただきます。

初めに、町は町道等草刈りの道普請をしている地域、路線は幾つぐらいあると把握しているのか、お伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道普請とは、地域の道路を地域の方々の手で維持管理する活動のことだと思います。この道普請につきましては、大多喜町内の多くの地区で、この道普請、道路の草刈りを実施しているというふうに思っております。

このことから、この草刈りを行っている地域、路線につきましては、現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に課長がおっしゃりますように、昔から地域は、また自分たちが住んでいるところは自分たちで守り、維持管理をしていくというのが当たり前でやられてきた、そういった状況であったかと思っております。今、改めてこのことが取り上げられてきているというのは、先ほども申し上げましたけれども、高齢化、また人口減少によりまして、実際に働きというか、体がないということなんですね。この問題が本当に身近になってきているということから出てきているのではないかと思います。

次に、ご質問をさせていただきますけれども、町が行う道路管理があるかと思っております。当然、町道の管理などしていただいているかと思っておりますが、この道路の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為として、除草などの維持というのは、この町の道路管理の項目の中に本来は含まれているものなのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路の日常的な管理としましては、議員の言われるとおり、道路の機能及び構造の保持、具体的に申しますと、舗装や側溝の補修はもとより、大雨等により

道路が壊れた場合の復旧があると思います。

その中に除草などの維持、これが含まれるかとのことでありますけれども、広い意味で言うと、町、道路管理者ですけれども、道路管理者は通行に支障のないよう良好に保つ必要はあると思います。しかし、現状の町道の多くは地域の中に存在し、その全てを町で草刈りを実施することは、現在のところ難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 私もちよっと調べましたところ、この道路管理には、やはり草刈りの除草というのは、名目上含まれているというような、一般的には解釈なのかなと、そんなふうに認識はさせていただいたところでございます。

ただ、今課長からご答弁ありましたように、実際それが全部町でやりなさいとってできるものではないということも十分認識をしておりましたし、実際それが無理であるがために、地域で皆さんが長年道普請という形でやってきていただいているんだらうと、そのように私は理解をさせていただいております。

その中で、やはりとはいいいながらも、この問題、草刈り、本当に大きな問題となってきております。この夏、多分職員の皆様も、後ろに座っていらっしゃる議員の皆様も、多くのところで汗を流しながら草刈りをやっていただいたのではないかと感じております。そして、最近本当にここ何年か、町では道路脇の草刈り、また小枝切りというようなものも西老地区において、本当に細かく、以前よりもやっていただいていると、私はそのようにも認識をさせていただいております。

しかしながら、集落内の道路、ちょっと刈らないとすぐ道路にかぶさってしまうという問題がございます。場合によっては観光にお見えになった車が側溝に落ちこちてしまったりとか、擦れ違い、いい車乗ってまいりますからね、草に触れるのが嫌で接近してきて事故を起こしちゃったとかというなものもあつたりとか、ちょっとそういった問題も出てきているというところも見受けられます。

そういった中、地域住民の皆様が、これから本当に将来的にどうやってこの道を管理していくのかということの中で、町に全部をお願いしたいとは言わないまでも、人が少なくなった分、何か町として地域の、この道普請を協働で実施してもらおうというような考え方はできないものかというご意見をいただいているところでございます。町としてこの協働で行う道普請、どのようにお考えになられるか、お伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 将来的に地域住民との協働活動に草刈り等の道普請を、まずその協働活動で実施していく考えはないかというご質問ですけれども、ここで協働ということですから、今後、先ほど議員からも説明があったとおり、地域の草刈りの担い手が少なくなると。そういうことが予想されることから、地域の作業の際に町の何らかの職員が応援に参加ができないのかなというふうなご趣旨だというふうにご捉えております。

町で実施している道路の草刈りの現状ですけれども、会計年度任用職員を採用して実施をしているというような、幹線道路ですね、実情でございます。その会計年度任用職員に関しまして、こちらでもまた同じように高齢の方がやっていたというところで、新たにそういう方を募集してもなかなか集まらないというのが今の現状でありまして、そういう方の確保にも苦慮しているというところでございます。

このようなことから、地域の作業日程に合わせて、町の中の会計年度任用職員が一緒になってお手伝いに上がり作業をするということは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に高齢化ということは、町にも本当にぼつぼつと影響が出てきているのかなというふうに思っております。

私もこの人という部分におきまして、町ではシルバー人材センターさんなどもございますので、そういった方のお力も借りるといっても、地域でシルバー人材センターさんをお願いをして、人というところで助けていただくということもできないかなとも考えたんですが、やはりそれには費用の問題、お金の問題が出てまいります。

なかなかこれを本当に高齢化になりますと、年金生活者の方がほとんどなんです。特に高齢の方の年齢が高い方のほうが国民年金の方が多くいらっしゃるかなと。そして、お二人いらっしゃるうちはいいんですけれども、片方だけになりますと、なかなか日常の生活も大変になってきている中で、道普請に出る、出不足金を払うのも大変な方もいらっしゃるようでございますし、またそこが地域で全体として、じゃ幾ら出そうってなったときにも、なかなかこういった負担という問題も出てくるのかなというふうにも思っております。

そういう意味では、先ほど渡邊議員さんのほうから草刈りをしたときに何かの助成金が頂

けるといいよねという話をされておりましたけれども、もしかしてこういう形での助成というものも、一つとしては考えていただくことができたらいいのかななんて、話を聞きながら思っていたところでございます。

そういったところで、これも先ほど渡邊さんが押し問答になってしまうということでお話しございましたけれども、本当にこれも本当に押し問答になってしまいますので、私もあんまりしつこくは言わないようにしようとは思っているんですが、しかしながら、本当にこの問題、多くの地区で声をこの夏聞きました。以前からありました。本当に集落の末端の通行止めになっちゃうような地域では、早くからそういう現象が出ておりましたけれども、今回はいろいろな区で聞きました。

特に女性からも多かったです。女性ってちょっと高齢で、寿命長いんで残る可能性が多いんですよ、申し訳ないんですけども。そのときに、私はどうしようって、やれるかな、出られるかなって、部落はどうするんだろうというその不安が、女性の中からも聞こえてきているようになってきているということをちょっとお伝えさせていただければと思います。

次に進ませていただきます。

4番目としまして、地域において材料支給による道普請を行っていただいているところがあると思います。また行わせていただいていると思います。町から材料を頂きまして、地域で作業して、また地域の道など、砂利を敷いたりですとか、場合によっては側溝を据えるようなこともあるんでしょうか。そういった作業をさせていただいているわけですけども、これもやはり高齢化、人がいなくなってきた中でできなくなっているところがあるようでございます。

その場合に、同じように町として、今まで以上に手を貸していただくことができればありがたいかなと思うんですけども、こちらのほうの道普請についてはどのようにお考えになれるか、お伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現在、町道等の整備につきましては、先ほどのU字溝だとか、そういうものについても基本的には町が実施をしております。また、一部の地域では材料を支給させていただいて、地域で設置いただいているところもあります。例えば、U字溝の蓋であるとか、そういうものがございます。

この町道の整備に係る材料支給での協働作業、具体的には町が重機等を使用して、地域の方々も参加しての側溝等の整備など、そういうものがあるかと思っておりますけれども、そういう

面につきましては、期間の短縮等のメリットもあり、地域の方々のご協力があれば、町としても大変ありがたいものなのかなというふうな感じを持っています。

しかし一方で、本来町が実施しなければならない作業を、地域の皆さんと一緒に作業することによって、何らかの事故があった場合の対処など、まだまだちょっと課題もいろいろあるのかなというふうに考えておりますので、その辺の調整もしていかなければならないのかなというふうな考えがございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。そうしますと、どうしても今けがですとか、そういう補償の問題だとかというのがあるということもおっしゃっていられたのかなと思うんですが、ここについては、でも町と協働でやっていく、そういうことを考えていく可能性はあるんだというふうに取らせていただいてよろしいでしょうか。

それぞれの、例えば区などから要望があったときに、お力を貸してもらいたいというご相談をさせていただいたときに、可能であればそれは検討していただけますよというふうに捉えさせていただいていいのかどうかというところで、再度お伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほど、渡辺善男議員さんのときにもちょっと話が、最後に町長のほうからご発言があったと思いますけれども、これからこういう町道の維持管理、地元だけではなかなかできない、いつも町が全て隅々まで手が届くという、なかなかそれもできない状況でございますので、何らかの形で地域の方と、最終的な目的が達成できるような何かそういうことができるのかどうか、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 町長、大変恐縮でございます。先ほど渡辺議員さんのときにちらりとお話をいただきました。町として条例を考えているとか、機械がどうのこうのって、ちらっとおっしゃっていたんですけれども、もし差し支えない範囲で、どのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか、検討されているのか、教えていただけるものがありましたらお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今ここで断言ができるというところまでは至っておりません。ただ、

今建設課長とも相談させていただいていますのは、いろいろなところからの要望事項等々で上がってきた内容に、建設課としても答弁させていただいていますけれども、順次やらせていただきますというような言い方だけで、多分要望書を提出された側は、多分そういう答えをいただいてもなかなか未消化状態だろうねと。だからできればまだ条例的にも整っておりませんけれども、順位を決めて、例えば今言っているところは、まだまだそんなに緊急性がないねとかという、A B C D Eとかランクをつけて、今すみません、今のお話はEランクですとか、Cランクですとか、でもEでもCでも我々として部材供給もできますと。

それから、今後の流れの中では、いろんな意味でそういう建設機材といいますか、機械といますか、そういったものを貸出しができて、意外と町なかにはそういうことをうまく操作できる方、きちんとその資格を持った方もいらっしゃると思いますので、そういう方をうまく使いながら、少しでも早くできれば、それはそれで町民の皆様は納得していただけるんじゃないかなと。それについてはどういうふうにしたらいかなとということを、今相談をさせていただいている最中でございますので、今ここでこうしますとは言えませんが、その辺も視野に入れながら、そういう考えているということをごにちょっととめておいていただけたらというふうに思っております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

ちらっと私のほうで認識させていただいたところでは、町のほうで、機械なのか重機などを何か考えていただきながら、地域の人材の方のお力も借りながら、うまく作業を進めることができればいいのかないかなというところも、一つ考えていただいているのかなというところで捉えさせていただいたというふうに認識させていただきます。いろいろと町長のほうもお考えいただいているということで、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

この道普請の問題は、地域人口の減少、高齢化が身近な生活環境に影響が見え始めてきたものの一つであると感じております。町として、今まで以上に地域に寄り添い、共に考え、対策についてお力添えをいただくことができればと思うところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、大綱2、18歳以上の軽・中等度難聴者に補聴器購入費を助成することについて、質問をさせていただきます。

特に、加齢性難聴による聞こえの低下から、生活上の支障が出てきている方が増えてきているようです。加齢性難聴とは、加齢によって起こる難聴で、音を聞き取る仕組みである耳

の内耳にある、蝸牛の細かい毛のある有毛細胞が障害されることで難聴が起こると言われております。加齢性難聴が進行する一因として、大きな音にさらされることが挙げられるそうです。例えば、テレビの音量などだそうです。

加齢性難聴は誰でも起こる可能性があると言えます。一般的には50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われております。その頻度は、60歳代前半では5人から10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もございませう。

加齢性難聴で考えられる影響として、外出をためらったり、外出先で周りの音が聞こえないために事故に遭いやすかったり、災害を知らせる情報に気づかなかったりするなどの危険性があります。家庭内での会話は成り立たないことなどから、本人や家族のストレスの原因にもつながっております。

難聴レベルは、一般的に平均聴力がゼロから24デシベルに入る方が正常と言われております。25から39デシベルの方が軽度難聴、40から69デシベルが中等度難聴、70から89デシベルが高度難聴、90デシベルから上が重度難聴と分類がされております。

軽度難聴の症状としては、テレビやラジオの音が大きいと指摘される。離れたところからの声に気がつかないことがある。騒がしい中だと聞き取りにくいことがある。複数の方との会話が少ししづらいなどで、軽度の難聴の場合は自覚が少ししづらく、ご自身で感じるより周囲の方から言われるケースが多く、周囲の状況に大きく左右される傾向があるようです。中等度難聴の症状としては、対面会話でも話が分かりづらくなる。周囲の音がかなり聞こえにくい。呼びかけに気がつかなくなる。銀行や病院などで名前を聞き逃してしまうことが多いなどがあります。

これらの対処策として、補聴器を使用することで、聞こえと生活を改善することができるとともに、難聴による認知症や鬱病、フレイルの予防にも期待ができております。

最近、大多喜町に補聴器の助成制度がありますかと聞かれることが度々ございませう。本町では、国連の持続可能な開発目標、SDGsにも取り組んでおります。その項目の中には、全ての人に健康と福祉をも掲げられているところございませう。

そのような観点から、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の軽度・中等度難聴者の方に、補聴器購入の助成をしてはどうかと考えますことから、以下、お伺いをさせていただきます。

初めに、町では介護保険審査などを通し、聞こえに不便を感じておられる方がどのくらいいると認識しておられるのか。また、その方々の生活上の問題点をどのように捉え、対応、

助言をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

介護保険の認定調査等で、聞こえに不便を感じている方がどれくらいいると認識しているかのご質問でございますが、認定調査で行う聴力に関する項目では、聞こえ方が普通レベルの1段階から、聞こえていないのか判断不能なレベルの5段階で評価を行い、区分認定の判断基準の一つとしているところでございます。

要支援の1、2、または要介護の1から5の介護認定された方の半数以上が聴力で普通以外の評価が多いことから、程度の差はあるものの多くの方が聞こえに不便を感じていると思われま。

さらに、その方の生活の問題点を認識しているかのご質問でございますが、聞こえづらいことで多くの障害があると思われま。ご質問の中でもありましたけれども、外出時に自動車や自転車等、他の交通の接近に気づかないことから事故等の危険性が増加したり、スムーズな意思疎通ができないことから外出や介護サービス等の利用を避けるようになったり、生活の質が低下しています。以上のことから、本人はもちろん、家族も少なからずストレスを感じるがあると思われま。

それらの方々への対応や助言としては、集音器の使用や補聴器等の利用を提案したり、障害の程度によっては障害福祉サービスの案内をするなどして対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

やはり多くの方が聞こえに不便を感じていらっしゃるんだなというところを、伺いました。またこれは介護認定をされる審査ですので、介護認定を受けなくても、ご自宅の中では聞こえに不自由を感じていらっしゃるご高齢者の方もほかにもたくさんいらっしゃるのではないかなと個人的には思っているところでございます。

そこでなんですけれども、この補聴器購入費の助成についてでございますけれども、千葉県内でも、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者の方、65歳以上の方に対して2万円から3万5,000円程度の範囲で助成を行っている自治体が幾つかございます。私

がたまたま新聞で見ました新潟県では、対象年齢を18歳以上として実施している自治体も幾つかあるようでございます。

本町は、高齢化率は既に42パーセントを超えておるところでございます。また、本町では18歳未満の軽度・中等度難聴児への助成をさせていただいておりますことから、継続支援という意味合いも含めまして、18歳以上の身体障害者手帳、聴覚障害の交付対象とならない軽・中等度難聴者の方に対して、全ての人に健康と福祉を、そして聞こえと会話に喜びをという観点から、補聴器購入費の一部を助成してみてもどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在の大多喜町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度については、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方が対象となっています。これは、児童、特に乳幼児等の小さい子供さんが聞こえづらい状態にいることにより、言葉の習得や脳の成長など、様々な部分において影響が出ることが考えられるため、少しでも早い段階から聞こえづらさを解消するために設けられた制度と認識しています。

身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害福祉サービスの一つであります補装具費の支給制度により、補聴器等の購入に対する対応が可能です。

これに対して、18歳以上で身体障害者手帳の交付対象とならない程度の聞こえづらさのある方につきましては、どの制度も対象とはなりません。既に導入している事例を見ましても、国や県の補助事業はなく、自治体独自の事業として実施しているところでございました。

聞こえづらさは、生活をしていく上で他の方とのコミュニケーションが取りづらだけでなく、テレビ、ラジオの視聴が困難であるほか、防災情報等の取得も難しいなど、生活の質が低下しているのは事実だと思われま。また、難聴によりコミュニケーションが取れずに、家族や知人などとトラブルになってしまうケースや、ひきこもりになってしまうケースもあると伺っております。

高齢化率が著しく上昇している中、このようなケースを未然に防ぐために、どのような方法がよいのか。助成に限らず、医師等、専門家等の意見を参考に考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今助成ということに限らず検討していただけるということでございましたけれども、助成ということに対してお伺いするとしますと、それができない理由という

のは、どのような理由から助成が難しいというふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、この補聴器、聞こえづらさを感じている方、この補聴器をつけたからといって必ず解消されるものではないと伺っております。特に、耳鳴りが根本にある方については補聴器の効果が薄いと伺っております。

また、補聴器、重度の方になりますと確かに補聴器をつけたことで、直ちに聞こえづらさが緩和されて、多分すごく改善された、聞こえに対する状態が改善されたことで引き続き継続してつける方が多いのかなと思われまじけれども、それほどというか、かなり生活に困っていない場合には、そのまま聞こえづらさのまま過ごしてしまうなどで調整をしない。調整がうまくいかないと非常にノイズが出たり、ハウリングしてしまったりして、非常につけづらいというふうにも伺っておりますので、必ずしもこの軽度とか中等度の方がこの補聴器の助成制度があったからといって、これを利用して解消されるものではないと考えることから、今のところ考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それでは、この補聴器以外の対応策というのは、どんなことが考えられるというふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それについても、やはりドクターや専門家等の意見を伺って、何か対応がないかを考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。私ども一般的には補聴器ですとか集音器とかというところが、一般的に比較的取っつきやすいところをお願いをさせていただいているところかと思えます。

その中で、今回は助成ということで、私お話をさせていただいておりますので、考え方という中で、今回私、18歳以上ということで補助対象をお願いさせていただきましたけれども、先ほどの加齢性難聴というものを考えますときには、場合によっては年齢をもう少し区切っていたら、補助制度というものを検討していただくこともできないのかなというふうに思いました。

例えば、加齢難聴が増えてくる50歳以上からであるとか、3人に1人が対象になると言われるような65歳以上からだとか、場合によっては7割以上の方が聞こえが不便を感じるようになる75歳以上の方にするとかというような考え方が一つあるかと思います。あと、場合によっては、所得の段階で非課税世帯の方であるとか、収入の段階によって補助金の額を少し変えるなどというような考え方の中で、少しでも補助をしていただくことができるような形が検討できないかなと思ったりもするところがございます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、年金生活の方、特に国民年金の方では本当になかなか補聴器までいかない、ほかのものもそうなんですけれども、生活だけで手いっぱいというところもございます。その中で、やはり聞こえというのは日々の生活の中で大変大事な部分であると思いますので、自分で購入ができる方は買っていただくことはできると思うんですけれども、難しい方に少しでも補助をさせてあげていただくことができればありがたいかなと、そんなふうに思ったりとかしております。

その中で、ちょっと最近見た、この新聞に出た情報だけでございまして、詳しいことは分からないんですけれども、財源の確保としまして、神奈川県相模原市さんで、やはり補聴器の助成をされているということで、その財源では自治体における介護予防などの取組を幅広く支援する、国の保険者機能強化推進交付金を活用して行っているという、これ実は今日の新聞でちょっと見たので、調べていなくて大変恐縮なんですけれども、だそうです。

対象が住民税非課税世帯の65歳以上の方を対象に、2万円を上限で助成をしているということでもございました。

こういったことも含めまして、今日ここでやってくださいとは言えないんですけれども、今後、継続してご検討いただくことができないかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの相模原市の交付金、これ、うちのほうもこの交付金確かに活用はしているんですけれども、そちらが対象になっているというのは、すみません、初めて伺ったというか、耳にしたところでございますので、その辺も十分調べて、活用できるものであれば、その辺を活用した助成というのも考えてみたいなと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

昨今求められる行政サービスが大変多様化してきているように感じております。より一層

大多喜町に住んでいてよかったとだけ思っていた政策の一つになればと思うところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩いたします。

3時から会議を再開します。

(午後 2時49分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

◇ 山 口 定 夫 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、9番山口定夫君の一般質問を行います。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 9番山口定夫です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。執行部の皆様方には、簡潔明瞭かつ前向きにご答弁くださいますようお願いいたします。

それでは、1の人・農地プランについて伺います。

本町の農業を取り巻く環境は、担い手の減少、高齢化の進行、農作物の価格の低迷、有害獣の被害などにより、遊休農地や耕作放棄地が年々増加しています。大多喜町の面積129.87平方キロメートル、うち、令和3年の面積調査によれば、耕地面積10.90平方キロメートルと、全体の8.4パーセントを占める田畑をどのようにしたら維持できるのか。

町内で一番大きな横山地区でも耕作者の減少や高齢化が進んでおります。水稻耕作者の現状は二十数名であり、そのほとんどが60歳以上であります。また、後継者がいないように聞いていますことから、その対策は急務であると考えます。

横山地区の農地は、昭和30年前後に土地改良事業を行った中田耕地区域と、昭和60年前後に町営土地改良総合整備事業で行った区域等があります。中田耕地区域と町営事業区域の農地について、今年の不耕作状況を調査したところ、中田耕地区域は約40ヘクタール中55パーセントの22ヘクタール、町営事業区域は20ヘクタール中30パーセントの6ヘクタール、合計

60ヘクタール中45パーセントの28ヘクタールが休耕または耕作放棄地となっています。

この傾向は、横山地区だけにはとどまらず、いずれは町内全域にも及ぶ話かと思えます。実に60ヘクタール中の約半分が不耕作となっている状況は、地域が話し合って決める人・農地プランを早急に進める必要があると考えます。

本件につきましては、昨年の9月会議でも、人・農地プランの現状と今後の方針について質問したところであり、町からは、平成25年に旧町村単位で作成し、5プラン80経営体で形成していることや、この計画の実効性を確保するためには、農地所有者の農地利用に関する意向調査や、地域の話合いを十分に行う必要があり、新たに人・農地プランの実質化を進めているとのことでした。

また、新たな人・農地プランの策定に当たっては、令和3年3月に、3地区の農地所有者に対し、今後の農地利用についてのアンケート調査を実施し、現在集計作業を進めているとのこと。今後、町及び農業委員会で協力し、地域の話合いの場の設定、助言等を行っていく予定であり、必要に応じ専門的な知識を持つアドバイザー等の協力を仰ぎつつ、各地域の実態に即したプランの作成を目指したい旨、回答をいただいたところでもあります。

それでは、初めに人・農地プランの現状と今後の方針について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

人・農地プランとは、地権者へのアンケート調査を基に、地権者の農地に対する意向別に地図を色分けし、その地図などを参考に地域の農業者が話し合いを行い、地域農業における中心経営体や農地の集積計画など、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、町村が公表するものです。本町におきましても、3地区においてアンケート調査を実施済みであり、昨年度、会所地区の人・農地プランの実質化を実施しております。

しかしながら、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和5年度から人・農地プランが地域計画として法定化されることとなり、現在までの人・農地プランとは内容が大きく変わることが予想されております。そのような中で、地域の皆様にご協力をいただき、人・農地プランを策定しても、策定し直しなどとなることが予想されるため、変更内容が判明するまで休止をしております。

会所地区のほか2地区で実施したアンケート調査につきましては、今後、地域計画に変更されても、アンケート調査の実施は必要になる見込みであることから、変更内容の詳細が提示された後は、変更内容を精査し、実施済みのアンケート調査を活用し、順次地域計画の策

定を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

先ほどの現状説明の中で、3地区のうち、会所地区について人・農地プランを作成したとありましたが、どのように作成されたのか、人・農地プランの作成状況について伺います。なお、アドバイザー等を入れたのかを含め説明願います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 昨年度において策定した会所地区の人・農地プランの実質化については、会所地区で営農を続けている方や農地を所有されている方、大多喜町農業委員会委員、大多喜町農地利用最適化推進委員に参集いただき、話し合いを進めていただきました。そのほかにアドバイザーとして、千葉県農業事務所の職員や千葉県農業会議の職員に出席をいただき、人・農地プランの実質化について、説明や実質化に向けての話し合いを進める中で、疑問な点や不明な点などについて、解説やアドバイス等を実施していただきました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 詳細な説明ありがとうございます。

次に、順番が前後しますが、④の新規就農者、新規参入法人等について、先に伺いたいと思います。

今年の稲作耕作において、横山地区へ新たに法人の参入がありましたが、大変心強く感じるところでございます。農家は、一旦稲作耕作をやめると農機具等も処分してしまうため、再度の耕作は難しいものと考えます。人・農地プランでは、誰に耕作を担ってもらうのかを含めて地域で協議するとのことですが、耕作者をどのように探すのか。町で探していただけるものなのか。

そこで伺います。昨年度中に新たに水田耕作に参入した個人や法人がどのくらいあるのか。また、その実績について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 新規の就農者件数につきましては、対象となる調査等が存在しないことから正確な数字が把握できておりませんので、ご了承をお願いいたします。

しかしながら、新規青年就農者については、農業次世代人材投資資金交付金の対象者が該

当すると思われます。令和3年度において、新たに交付金の対象となったのは4件ですが、その中で水田耕作に参入したのは個人1件となります。また、そのほかに農業委員会において、新規就農との理由により、令和3年度中に農地を取得もしくは借り入れされた個人や法人は8件で、うち水稲参入者は個人が2件、法人が1件となっており、町で把握している令和3年度中に水稲耕作に参入した個人と法人の合計は4件となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 昨年度、新たに稲作耕作に参入した個人が3件、法人が1件と少ないですが、令和2年度も個人が1件、法人が2件と大変少ないと感じました。高齢化と後継者不在に伴い、不耕作や耕作放棄地が年々増加している現状を打開するためには、新規参入者等に頼るのも一つの方法かと考えます。

稲作耕作は、農機具等に初期費用が多額にかかること、米価の低迷等から参入が難しいのかと思いますが、今後どのようにしたら新規参入者等を増やすことができるのか、その方策を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 山口議員ご指摘のとおり、水稲耕作への新規参入につきましては、農機具等の初期費用が多額にかかることが考えられる反面、米価の低迷もあり、現時点では参入しにくい状況にあると考えます。

そこで、現在、町においても、県職員のOBや夷隅農業事務所などと協力して、有害鳥獣の被害に遭いにくい遊休農地を活用して、栽培が可能な農作物の発掘を進めております。今年度におきましては、里芋やショウガ、シシトウガラシなどの栽培を農家に委託し、試験的に栽培を試みていただいております。

今後も、可能性がある農作物の栽培を試みた上で、有望な作物があれば町内に奨励し、耕作放棄地の解消と新規就農者を増やすことにつなげていきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

次に、③の人・農地プランから地域計画へ変更について伺います。

先ほどの今後の方針の中で、国の政策が人・農地プランから地域計画へ変更になったとありましたが、どのようなことか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 人・農地プランは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、集落あるいは地域の人と農地の問題を解決するために、集落、地域の関係者により、今後の中心となる経営体や農地の集積方法、地域農業の在り方等を話し合いによりプランを作成するものです。

今後は、人・農地プランから地域計画へ変更されることが決まっておりますが、現在のところその詳しい内容が示されておられません。この後、10月頃に国から詳しいガイドラインが示されるとの情報がありますが、現在のところ詳細について把握できない状況ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 説明ありがとうございました。現状では、10月頃に地域計画の詳しいガイドラインが示される見込みとのことでした。

横山地区の水田耕作者に将来の見通しを聞くと、後継者もいないし、今使っている農機具が壊れたら稲作はやめようと考えている。そういう答えが返ってきます。今年の水田耕作者は二十数名ですが、高齢であり、今後5年から10年先の耕作者は大幅に減少することが予想されます。また、耕作地についても同様に考えることから、早急な対応が必要だと思います。

そこで伺います。昨年3月に実施した、横山地区のアンケート調査の集計はできたのでしょうか。この集計結果をもって、今後の地域計画へと進められると考えてよろしいか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、人・農地プランから地域計画への変更となることによる詳細な変更点が示されておられません。地域計画に変更されてもアンケート調査の実施は必要になる見込みであることから、アンケート調査実施済みの地区に関しましては、その調査結果を有効に活用して、地域計画の策定を進めていきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。実施済みのアンケート調査の結果を有効に活用するとのことでした。

今後は国の方向性に沿って、横山地区をはじめ、町内全域の地域計画を進めていただきたいと思っております。

続きまして、2のスマートアグリタウン構想について質問させていただきます。

横山地区の通称中田耕地は、昭和28年から3か年にわたり土地改良事業が行われ、耕地面積42ヘクタール、耕作者135名、区画は1反区画の約1,000平方メートルです。北側の県道茂原大多喜線側の耕地は比較的平たんですが、南側の県道大多喜一宮線側の耕地は段差のある耕地となっています。中田耕地の現状は、耕作者の高齢化と後継者不在等から、耕作放棄に拍車がかかり、特に、段差のある南側の農地が耕作放棄地となっています。

このような中、町ではスマートアグリタウン構想を策定し、ラン栽培の事業者グランブーケ大多喜を誘致し、現在に至っております。その後、構想の進展が見られませんが、この構想を実現するための町の方針等について伺います。

最初に、①のスマートアグリタウン構想の位置づけについて伺います。

スマートアグリタウン構想は、前町長の時代に策定された構想であります。町長が替わられた現在においても、この構想は継続しているものと考えてよろしいか、伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） スマートアグリタウン構想につきましては、町が持つ農業資源、観光資源、人的資源をつなぎ、住民、消費者、企業にとって魅力あるまちづくりのため、横山地区の農地活用、旧上瀑小学校の再生に取り組み、大多喜町の産業振興と住民生活向上実現を長期的に目指すことを目的とした構想でございます。

長期にわたる構想でございます。必要に応じ、見直しや修正が加えられると思いますが、基本的には継続をされているものと思われますので、本構想は継続されているものと理解しております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 構想は継続しているものと回答をいただきました。ありがとうございます。

次に、昨年の9月会議において、スマートアグリタウン構想を実現するための町の今後の方針について質問したところ、現状の構想が進展していないこと、どのようにしたら構想を実現できるのか課題を明確にし、地域の意見等も伺いながら必要な見直しを実施したい旨、回答がありましたが、スマートアグリタウン構想の進捗状況と、今後の方針について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 構想の策定後、幾つかの企業や団体が営農活動を試みたいとの申出がありましたが、現在ではコショウランの栽培施設の1事業所のみとなっております。

今後も、企業や団体の誘致について推進していきたいと考えますが、現在、本構想の地域内で幾つかの事業者が営農を始めるために独自に活動しております。そのような事業者の事業内容も農業に関するものであり、本構想の目的からかけ離れた事業ではないと思われま

す。そのような状況であるため、現在はその事業者の進捗状況を注視しておりますが、独自に活動している事業者の事業内容が、本構想の目的に沿うものであり、事業者の賛同が得られ、本構想の一部として位置づけることが可能であれば、構想の一部としてお互いに協力をするとともに、必要に応じ支援していきたいと考えております。

また、スマートアグリタウン構想との名称から、農業のICT化を目指す企業者に限られるイメージが強いところですが、ICT化や先端技術の使用状況にかかわらず、農地を農地として活用していただける事業者が参入していただくことにより、遊休農地の解消につながることを期待できるため、従来の耕作方法で営農する事業者受入れも、同様に推進することが必要ではないかと考えます。

については、ICT化や先端技術の使用を重視したイメージの強い名称であるスマートアグリタウン構想から、アグリタウン構想などへの名称の変更も視野に入れて考えていくことが現実的ではないかと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 説明ありがとうございます。

次に、スマートアグリタウン構想には、廃校再生エリアとして、旧上瀑小学校の再生がありますが、廃校再生エリアに対する企業等の問合せ状況について伺います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの山口議員の一般質問に企画課からお答えさせていただきます。

廃校再生エリアに対する企業等の問合せ状況でございますが、本構想における旧上瀑小学校の再生を目的とした問合せ等はこれまでございません。ただし、本構想とは別に、町内の事業を検討する企業者などから、候補地の問合せなどはこれまでも数件ありましたので、民有地と併せて上瀑小学校についてもご案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。企業等の問合せはないとのことですが、旧上瀑小学校の再生をどのように考えるのか、今後の方針について伺います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 構想を考慮いたしました廃校再生エリアとしては、先ほどの話の中でもあったように、進展が現在難しいような状況でございます。

今後は、本構想にかかわらず、方針といたしまして早期の活用に向けた公募による事業提案など、企業誘致等を図ることで地域の雇用の確保と、経済の活性化につなげられるよう、協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

次に、スマートアグリタウン構想の実現は地元も望むところとありますが、現状、町と地元をつなげる窓口はあるのでしょうか。町から開発に関する相談があった際に、直ちに回答ができればよいが、その後に各地権者に交渉するのでは企業は離れていってしまいます。今後の中田耕地の開発を考えるに当たり、（仮称）中田耕地開発準備事務局等を立ち上げ、各地権者から所有する農地の筆ごとに耕作地、売りたい、貸したい等、最新の意見や考え方をまとめておく必要があると考えますが、スマートアグリタウン構想における地元の対応をどのように考えるのか、伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） スマートアグリタウン構想につきましては、現在のところ、町と地元や地権者をつなげる窓口は存在しない状況であります。町が直接、地元や地権者と対応することになると思われます。

そのような中で、個人や企業等から耕作意向の申出があっても、それから地権者と交渉するため、多くの時間を要することとなり、耕作意向の申出をした個人や企業も、ほかの地区へ行ってしまうことも考えられます。

そこで、事前に土地の所有者や、今後の農地の活用意向などの調査を実施し、エリアの全般的な状況を把握して、町と地元や地権者をつなげる窓口役を担っていただける団体等が存在していただけると、効率的に構想を推進することが可能ではないかと考えます。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 次に、⑤の公共エリア等において、町が農地を先行取得することについて伺います。

農地の先行取得について、人・農地プランのアンケート調査のうち、スマートアグリタウ

ン構想エリアの集計結果を事前に教えていただいたところ、農地を売りたいと回答した農地所有者が19パーセントの7.3ヘクタールもありました。実際、農地所有者が高齢等で耕作できず、後継者も不在という状況の中で、農地を耕作放棄地のままとするよりも、耕作できる方に転売して農地を有効活用してもらおう農地所有者がいることも事実であります。

構想実現のため、町が農地を先行取得できるシステムを早期に構築することにより、農地所有者から農地を売りたいと声がかかることも期待されます。ついては、農地所有者の同意が得られた農地を町が先行取得できるようにすることが可能かどうか、伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 原則としまして、町が農地を取得することはできませんが、政令で定める相当の事由に該当する場合は、例外として取得することが可能とされています。相当の事由とは、公共または公共用に供する場合とされており、市町村の事務または事業の用に供する場合や、市町村が一般公衆の利用に供する場合が該当すると考えられます。

しかしながら、いずれも農地の具体的な活用計画を表記した計画を策定する必要があるため、具体的な活用計画が定まらなると計画の策定が困難となります。また、農地を取得した場合、実際に活用するまでの間の維持管理を誰がどのように行うのかなど、事前に対策を講じることが必要な事案が多く存在することから、可能性がないわけではないものの、現実的にはハードルが非常に高いものと考えます。

今後は、実現に向けて、少しでもハードルを下げる方法がないか、問題の一つ一つについて解決できる方法を模索していきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

この構想の公共エリア等について、積極的に町が農地を先行取得する考えがあるのか、前町長に考え方を伺ったところ、アグリタウンという計画があり、町が農地を取得することに対し地元の協力が得られるのであれば、町としては積極的に進めていきたい。それは、企業はスピード感を持って相談しているにもかかわらず、用地買収等に時間がかかるということで、事前に手当てができればとのことでした。

つきましては、公共エリア等において、町が農地を先行取得することについて、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいまの山口議員のご質問に対してお答えさせていただ

きたいと思います。

ただいま課長のほうからも答弁をさせていただいたと思いますが、相当の事由というのがどうもやっぱりネックになってきそうだとということでございます。確かにスピード感、それも大事でございますけれども、それなりの構想をしっかりと立てるとということが大きな一つの要因になるようでございます。

今の段階では、断定的には発言できないかもしれませんが、今の段階では、立ち上げております大多喜農業活性化プロジェクトという事業がございます。先ほど、その中で言っていましたけれども、里芋ですとか、ショウガですとか、いろんなことをやっています。これは即、農家さんがお金を稼げるというための農業ですよね。

それからもう一つは、農業を観光の一部として使って、交流人口を増やすことによって、例えば、その畑や何かを買ったり借りたりしながら、その農家さんにもお金も行き、町にもお金が落ちるといようなことを、今実は考えております。

今、中田耕地の一部がもう実際売っていいというようなお話もいただいたりしているところも、もう実際色分けができておりますので、その中をどういった観光的な農業にしようか。今考えていますのは、簡単に言うと、ちょっと見てお花を楽しめるようなものとか、秋口におそばで赤い花の咲くおそばがあったりするんですけども、そういったものを買い取ったところで栽培させていただいて、お客様に見ていただく。そしてそこには駐車場を造ったり、売店を造ったりという形のものできたらいいなど。

そんなことで、今ちょっと構想中でございますので、そういうものがはっきりとしてきましたら、また皆様ともご相談させていただいて、進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 町長から丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

スマートアグリタウン構想の実現には多くの方が注視しているものと考えます。今後も地域と十分協議をした上で、必要な見直しを行い、積極的な農地の取得、そして有効な活用をお願いいたします。

続きまして、3の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について質問させていただきます。

肺炎は、平成28年までは日本人の死因第3位でありましたが、平成29年から第5位となっております。その順位は令和3年も同様です。肺炎の死亡者数が減少した理由としては、新

たに誤嚥性肺炎が分類に追加されたことや、高齢者肺炎の死亡診断上の原因として、老衰と書いてもよくなったことが浸透した影響が考えられるとのことですが、依然として高順位であることに変わりはありません。

肺炎球菌ワクチンには2種類あり、ニューモバックスNPとプレベナー13があります。肺炎球菌には93種類の血清型があり、現在、定期接種となっているニューモバックスNPには、そのうちの23種類の血清型に効果があると言われていますが、5年を経過すると予防効果が減少するため、5年後には追加接種が必要とされています。

また、プレベナー13には13種類の血清型に効果があると言われています。一度接種すると一生涯効果があると言われていますが、公費助成とはなっていないため、任意での接種となります。

そこで伺います。高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種については、65歳の方を対象に1回だけ公費助成が受けられるとのことですが、各年度、65歳、70歳、75歳、以下5歳刻みで100歳を迎える方々を対象とするとはどのようなことか。公費助成の現状と今後の方針について伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種のうち、B類疾病の予防接種に位置づけられ、A類疾病の予防接種のように努力義務が課されているものではありません。

議員の言われるよう、肺炎球菌ワクチンには、薬品名ニューモバックスという23の血清型に効果がある23価肺炎球菌ワクチンと、薬品名プレベナーという13の血清型に効果がある13価肺炎球菌ワクチンがございます。そのうち、高齢者の定期予防接種に使用するワクチンは、23価肺炎球菌ワクチンのみであり、13価肺炎球菌ワクチンは定期接種の対象外となります。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種については、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に一定の障害を有している者が対象となっています。現在は特例として、令和6年3月31日までの期間、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の5歳刻みの節目年齢についても定期接種の対象となります。

公費助成の対象については、この定期接種対象者のほか、町独自の制度により、65歳以上で、過去に一度も公費助成を受けていない節目年齢以外の希望者に対しても助成を実施しています。

今後の方針につきましては、現在の助成内容を継続していく予定でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 詳細な説明ありがとうございました。

昨年度の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象者のうち、65歳は何人で、70歳以上の各対象者数の合計は何人か。また、公費助成額は総額でどのくらいか、伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 令和3年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者数は、65歳が145人、あと70歳以上が362人です。接種者数は57人で、助成総額が11万4,000円でした。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 65歳が145人で、接種者が57人ということは、65歳中の40パーセントの方が接種を受けられた。また、65歳と70歳以上、全体を足すと507名になるわけですが、その方に対しては11パーセントということで、1割の方が接種を受けられたということになります。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、基本、65歳時に定期接種として公費助成を受けて接種を行いますが、公費助成を受けられるのが初回の1回だけであり、5年後に追加接種を受ける場合は任意での接種となるため、自己負担になるとのことです。

そこで提案ですが、5年ごとの追加接種が奨励されるのであれば、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種を促す意味においても、5年ごとに、お祝い金ではないが公費助成が受けられたらと考えますが、追加接種への公費助成が可能かどうか、伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 我が国において23価肺炎球菌ワクチンは、2009年までは再接種が禁止されていましたが、同年10月に厚生労働省から再接種が承認されました。日本感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会による再接種のガイドランスでは、初回接種から5年以上経過した者を対象に、再接種した場合の感染予防効果は初回接種と同程度の効果が期待できるとされることから、初回接種から5年以上経過した者を再接種の対象としています。

その一方、23価肺炎球菌の再接種による臨床的有効性に十分なエビデンス、根拠等では

うか、が明確になっていないことから、接種を繰り返すことを考慮してもよいと考えるという表現にとどめています。さらに再接種により、注射部位の痛み、赤くなる、斑点が出る、皮膚が硬くなるなど、副反応は初回接種よりも頻度が高く、程度が強く現れることがあることから、再接種を行う場合には、このような副反応のリスクを把握し、対象者の再接種の必要性を慎重に考慮した上で接種を行うことが必要であると言われてしています。

このように、本ワクチンについては、初回接種から5年を経過した者全て一様に接種を行うことは推奨されているわけではありません。

以上のことから、高齢者肺炎球菌ワクチンの追加接種に対して、公費助成を行う予定は、現在のところ考えていないことにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 初回接種から5年を経過した者全て一様に接種を行うことは推奨されていないとのことでしたが、5年後の接種については個人差があり、必要がある人だけが任意で接種を受けるということで、5年ごとの接種については奨励されていないとのことでした。

現在、プレベナー13は小児用の肺炎球菌ワクチンとして、平成25年11月より定期予防接種として行われておりますが、長期免疫の持続が期待され、小児のみならず65歳以上の方にも、平成26年6月より任意での接種ができるようになったところでございます。現状、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成26年10月より、ニューモバックスNPを定期接種として公費助成の対象となっておりますが、併せてプレベナー13を接種することで、より高い予防効果が期待されるとのことです。

つきましては、プレベナー13の公費助成について可能かどうか伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、定期接種で実施するには23価肺炎球菌ワクチンに限定されていますが、任意接種については13価肺炎球菌ワクチンによる接種が可能となります。

町の肺炎球菌ワクチン接種費用助成制度の対象者は、65歳以上の町民であり、そして接種日当日に定期接種の対象となっていない者、さらに、定期接種、任意接種に限らず、過去にワクチン接種の助成を受けたことがない者となっていることから、過去に一度も接種助成を受けていない方で、町が委託契約を締結した医療機関で接種を行う場合は、こちらの13価肺炎球菌ワクチンも助成対象となります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 町の肺炎球菌ワクチン接種費用助成制度では、プレベナー13も助成対象とはなるが、過去に一度も接種助成を受けていない方の場合とのことでした。できることなら、より高い予防効果が期待される両方が助成対象となる日が来ることを願ってやみません。肺炎で亡くなる方の97.6パーセントが65歳以上の高齢者であり、肺炎を起こす原因菌の最も多いのが肺炎球菌ということで、今回提案させていただきました。

今後とも、よりよい形で予防接種事業が継続されますことをお願い申し上げ、私の一般質問を終了とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山口定夫君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時46分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和4年9月2日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	市原芳則君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	吉野正展君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君
会計室長	須藤明実君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 9号 継続費精算報告書について
- 日程第 2 報告第10号 継続費精算報告書について
- 日程第 3 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第33号 大多喜町まちをきれいにする条例の制定について
- 日程第 5 議案第34号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第36号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第37号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 日程第 9 議案第38号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第39号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第42号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第15 議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第16 議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第17 議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第18 議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

て（提案説明）

日程第19 議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明）

日程第20 議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（提案説明）

日程第21 報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第22 報告第12号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第23 報告第13号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。昨日の会議に引き続きご苦労さまでございます。

また、滝口監査委員には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立いたしました。

これから会議を開きます。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。

(午前10時00分)

◎報告第9号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、報告第9号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第9号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお願いします。

継続費精算報告書について。令和3年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業。この事業は、令和元年の台風21号に伴う大雨で被害を受けた下大多喜地先のため池の復旧工事で、令和2年度、3年度の2か年で実施したものでございます。表内の全体計画の年割額は、令和2年度4,288万円、令和3年度5,361万2,000円、合計9,649万2,000円。実額の支出済額は、令和2年度3,753万2,000円、令和3年度5,792万6,000円、合計9,545万8,000円。年割額と支出済額との差は、令和2年度534万8,000円、令和3年度マイナス431万4,000円、合計103万4,000円で、特定財源の国県支出金は農業施設災害復旧事業費補助金、地方債は農林水産施設災害復旧事業債、その他は受益者の負担する農業施設災害復旧事業負担金で、それぞれ額は記載のとおりとなっております。

以上で報告第9号 継続費精算報告書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第9号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第10号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第10号の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

本件につきましては、面白浄水場更新工事が令和3年度に完了したことにより、地方公営企業法第18条の2第2項の規定により報告するものです。

継続費精算報告書について。令和3年度大多喜町水道事業会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法第18条の2第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業会計継続費精算報告書。表内の全体計画の年割額は、平成29年度4,719万6,000円、平成30年度4億8,669万2,000円、令和元年度年割額ゼロ、令和2年度年割額2億8,660万7,000円、令和3年度年割額1億2,283万2,000円、合計9億4,332万7,000円。次の実績の支払い義務発生額は、平成29年度4,536万円、平成30年度はございませんでした。令和元年度6,900万円、令和2年度5億1,433万6,900円、令和3年度2億626万480円、合計8億3,495万7,380円。年割額と支払い義務発生額との差は、平成29年度183万6,000円、平成30年度4億8,669万2,000円、令和元年度マイナス6,900万円、令和2年度マイナス2億2,772万9,900円、令和3年度マイナス8,342万8,480円、合計1億836万9,620円で、財源内訳は企業債、損益勘定留保資金で、それぞれの額は記載のとおりであります。

以上で報告第10号 継続費精算報告書についての報告を終わります。

○議長（麻生 勇君） これで報告第10号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、同意第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任について

の提案理由を述べさせていただきたいと思います。

固定資産評価審査委員会委員のうち、磯野勝・委員の任期が令和4年10月31日をもって満了しますことから、後任の委員を選任したいと思います。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする方は、住所が大多喜町横山837番地、氏名が渡邊等氏、生年月日、昭和29年12月5日生まれでございます。渡邊氏におかれましては、昭和48年4月に千葉県庁に入庁、平成28年3月の退職まで42年間の長きにわたりまして勤務され、退職後も平成28年4月から4年間、千葉県の再任用職員として勤務されました。その間、総務部税務課、松戸、船橋、千葉西、東金の各県税事務所、自動車税事務所等の税務関係に長く勤務され、税務の実務、実情にも大変精通しており、固定資産評価審査委員として適任でありますので、ご同意くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくどうかお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第33号 大多喜町まちをきれいにする条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第33号についてご説明いたします。

議案つづり11ページをお開きください。本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本町では、会計年度任用職員による週1回の町内の清掃活動や不法投棄監視員により町内の環境美化に努めております。しかしながら、まだ空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻等が散乱している箇所が多く見受けられます。このような問題は、従来からの活動だけでは対応できない状況にあります。そこで、このような状況を踏まえ、より一層の環境美化の意識の向上を目指し、条例を制定するものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、本文の朗読は一部割愛させていただきます、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町まちをきれいにする条例を次のように制定する。

第1条、この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、町、町民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、地域の安全かつ快適な環境を確保し、緑豊かな美しいまちづくりと循環型社会の推進に寄与することを目的とする。本条は、この条例の目的を規定したものです。

第2条は、本条における用語の提示を規定したものです。

次のページをお開きください。

第3条は、町の責務として、清潔で快適な環境の確保の施策を資することを規定したものです。

第4条は、町民等の責務として、空き缶及び吸い殻を持ち帰り、自らの責任において適正に処理し、清潔で安全かつ快適な環境の確保に努めることを規定したものです。

第5条は、事業者の責務として、飲食料品を販売するものは、回収設備を設け、空き缶等が散乱しないよう適正な管理に努めることを規定したものです。

第6条は、ポイ捨ての禁止を規定したものです。

第7条は、地域における自主的な活動について、町自治組織、町民等は、お互いに協力し、町は、その活動について支援することを規定したものです。

第8条は、この条例以外に必要な事項を町長が定めることを規定したものです。

附則、この条例は、令和4年12月1日から施行する。条例制定の内容を周知するため、周知期間を設け、12月1日から施行することを規定したものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。大変すばらしい条例で、これがうまく機能すれば、大変すばらしいことだと思っています。

その中で気になったのが第7条のところ、町、自治組織、町民等は、この清掃活動を協力して行うというような内容だと思いますけれども、昨日の一般質問の中でもありましたように、なかなか各地区が高齢者等が多くなって、一般のそういったものの活動が今後は厳しくなるんじゃないだろうかというようなことが考えられるということでありました。

それで、ここに町はいろんな支援をするよと書いてあります。ですから、町が行うこの活動と、町民が行う活動、それで町民が行う活動については支援すると書いてありますが、どのような形で、どのようなことを支援する予定なのか教えてください。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 今の根本議員のご質問ですけれども、どのような形で支援をするかというお話なんですけれども、今現在も行っておりますけれども、地区でゴミ拾いをやるといった場合に、町のほうでそういった物資を、ゴミ袋とか、そういったものを支給したり、あと、終わった場合ご連絡いただいて、町のほうで回収に伺うとか、そういったような形で、お互いに協力し合ってやっていくということを決めております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今、すみません、自治会とか町民は年1回ですかね、ゴミゼロの日にこういったことをやっていると思います。それだけではちょっと不十分じゃないかと思っていますけれども、日常的にはふだんは町のほうでこの缶拾いとか、この回収とか、そういっ

たことをやっていただけると。町民とか、自治会組織がやっているのは多分ゴミゼロの日がこれに当たるんじゃないかならうかと思えますけれども、日常的には町のほうがやっていただけるとのことなんですか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 日常的にということなんですけれども、日常的には今現在毎週木曜日なんですけれども、役場のほうの会計年度任用職員さんで各幹線道路とか、そういったところを見て回収のほうは行っておるんですけれども、年1回のゴミゼロ以外でも、各地区でボランティア的にごみ拾いをやりたいということであれば、役場のほうでもそれを全面的に支援していきましょうよということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、ありがとうございます。

それと、この缶のごみ拾いというのは、今は環境課さんのほうでご答弁いただいていますけれども、この問題は観光課と、観光の面とか、全ての大多喜町の分野において関わってくるんじゃないかと思えますけれども、他の課との連携も十分取りながら、環境課さんだけじゃなくて、ほかの部署とも十分協議しながら協力してやっていくという考え方でいいですか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 根本議員言われるとおり、まずこの条例をつくることによって、住民とか、町民の方々の意識をまず向上させていくというのをメインで制定させていただきましたけれども、これから先やはり環境水道課だけでは対応し切れないところも出てくると思われますので、その際は関係機関と協力し合いながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） この条例は遅いぐらいだと思います。もっと早くつくってもよかったんじゃないかと思えます。

今課長がいろいろ説明しましたけれども、現実はこのきれいなことじゃなくて、私はごみ拾い、散歩とか何か歩きに行きますけれども、大多喜町でつくったポイ捨てごみ駄目ですよ、看板ありますね。あれが機能していないですよ、正直言って。

ああいうことからまずきちんと整理して、条例をきちんとつくるならいいです。もうとにかく雑草の中にポイ捨てされていたり、その看板が。現実はそのなんですよ。

そういうところから手をつけていかないといけないと思うんですけども、軽トラに乗った何人かの人は回っていますけれども、あの人たちは車でずっと回っていて、のり面のところなんかは見ていかないですよ。山ほどごみがありますよ。

そういう意味でも、この条例は非常にいい条例だと思いますけれども、そういう元からのやっぱり看板もきちんと、放り投げてあるんじゃないじゃなくてきちんと立て直しするとか、そういうことからやっていかないといけないんじゃないかだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 看板等につきましては、やはり捨てられないように対応するというので、不法投棄等、ポイ捨て等発生しているようなところについては、柵とか、ネット、フェンスみたいなものを設置したり、あとは当然看板のほうも設置するような形で、なるべくポイ捨てをされないような環境をつくっていくのが大事だと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 今、課長はネットとか、金網とかどうのと言われますけれども、うちの県道一宮線にも1か所つくってあります。前の環境課、非常にお粗末な、何のためにあれはつくったか全然意味分からないですよ、正直言って。あれ、現場知っていますか。

あれを見たら、全然費用をかけても機能していないんじゃないかと思います。1回あの現場を見て、それからやってくださいよ、正直に言いまして。つくるのは、口で言うのは網でやればいいのか、立て看板立ててやればいいのか、現場を見ると何でこんなところにつくったのかというのを、いまだかつて理解できないところがあるんですよ。ぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） いい。要らないですか。

2 番渡邊泰宣君。

○2 番（渡邊泰宣君） 今私も思っていることは野村さんと同じような考え方だったんですが、町内の方にこういう注意喚起するのもこれは必要かと思いますが、多いのはやっぱり通りの、町外とか、そういう人たちが捨てることが多いんですよ。

だから、そういう人たちのための監視というかね、今、勝浦市では監視カメラを結構つけ

てあって、それでそういった人を捕まえるとかというようなことをやっているみたいで、ある程度効果が出ているような感じもするんですよ。

小土呂坂の上に何か1か所やってありましたよね。ああいうようなことで、もう少し強化してやらないと、なかなかあの通りの人はそこを通過してしまえばもう関係ないやと、捨ててしまえばそれで終わりというような考えを持っている人が多いと思いますので、できればそういう方面にちょっと、経費はかかるとは思いますけどやらないと、なかなか捨てやすいところがあるんですよ、決まった。やっぱりそういうところを吟味したほうがいいと思います。

野村さんの言うように、効果のないところをやってもしょうがないと思うんで、そういったところでひとつお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 渡邊議員おっしゃるとおり、去年、昨年度あたりから環境水道課としましても監視カメラのほうを購入いたしました。それで、今年度も一応追加で監視カメラのほうは購入してございますので、その辺も含めてそういったものを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 吉野です。第7条も先ほど質問しましたように、町は自治組織、町民等の自主的な活動を支援するというのを、さっきごみ袋と言いましたよね。この辺をはっきり、資材といたら碎石とかいろいろあると思うので、ごみ袋だけだったらごみ袋という、はっきり明記したほうがいいと思うんですけども、その辺はこのままでいいですか。町民が分かるようにするには、その資材というか、ごみ袋等というか、少し付け加えたほうがいいかなという感じ。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） こちらにつきましては、具体的に物を指定するというのではなくて、それに限らずいろんなものが該当してくると思われまますので、その辺は具体的な、ごみ袋とかそういう記載はしない予定、しないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 暑いようでしたら、上着を脱いで会議してください。

日程第5、議案第34号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、議案15ページをお開きください。

議案第34号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文の説明の前に提案理由の説明をさせていただきます。

公職選挙法施行例の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、候補者が選挙運動に要した費用の一部を公費で負担すべき単価についての見直しがされたところでございます。今回の単価の見直しは物価変動などを踏まえたもので、対象経費の選挙運動用自動車の借りに係る経費など4項目について単価の見直しがされ、さきの参議院議員通常選挙から適用されたところでございます。

このようなことから、選挙運動費用について、本町の条例で定めている町長選挙及び町議会議員選挙に係る単価も同様に改正する必要性が生じたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみ説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。本条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中、1万6,100円への改正につきましては、選挙運動用自動車の借り上げに係る経費の増額改正でございます。

同条イ中、7,700円への改正につきましては、選挙運動用自動車の燃料に係る経費の増額改正でございます。

第8条中、7円73銭への改正につきましては、選挙運動用ビラ作成に係る経費の増額改正でございます。

第11条中、541円31銭への改正につきましては、選挙運動用ポスター作成に係る作成単価の増額改正で、31万6,250円への改正につきましては、選挙運動用ポスター作成経費の加算額の増額分の改正でございます。

附則の第1項は、公布の日から施行する旨を、第2項につきましては、本条例の公布後にその期日を告示される選挙から今回の増額改正が適用される旨などを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、議案つづり17ページをお開きください。

議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年8月に人事院は国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置を明らかにし、当該措置のうち令和4年4月1日から施行された非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の義務づけ等につきましては、本年3月議会にて議決をいただき、所要の条例改正を行わせていただいたところでございます。

今回、この人事院の措置のうち、未施行の措置として残っていた育児休業の取得回数の制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が令和4年10月から施行されることとなります。

これを受け、地方公務員につきましても、均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが基本となりますので、本条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。本条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中の改正につきましては、非常勤職員の子の出生後8週間、57日間以内に育児休業、いわゆる産後パパ休暇の取得要件を緩和するための所要の改正をするものでござい

ます。改正条文では、育児休業を取得できる非常勤職員の読替えをし、任期満了などに係る取得要件のうち、子が1年6か月到達日までなどを、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生から起算して8週間と6月を経過する日までと、取得要件を緩和するものでございます。

同号イ、（ア）、（イ）の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に係る措置につきまして、非常勤職員の取得要件を定めたものでございます。

次の18ページをお開きください。

第2条第4号ウにつきましては、上段の同号イ、（イ）にその取得要件が溶け込んだため削るものでございます。

第2条の3第3号の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

同号アの改正は、パパ休暇の取得などの規定、イの改正は、次の19ページにつながりますが、本人もしくは配偶者での取得の規定、ウの改正は、育児休業を認めるために必要な事項を規則委任する規定、エの改正につきましては、1歳6か月到達日までの期間において、1歳到達日の翌日以外で期間を置いてから取得できるもの、それに係る規定を定めたものでございます。

第2条4中の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が2歳に達する日とする要件について、1歳6か月の到達日の要件と同様に、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもので、必要な第2号、第1号、第4号を追加するものでございます。

次の20ページをお開きください。

第2条の5につきましては、この後ご説明する第3条の2として規定されたため削るものでございます。

第3条の第5号を削り、以降の各号を繰り上げ、字句の改正をする改正につきましては、育児休業取得後3月以上期間をあけなければならないことの再度取得に係る規定を削り、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

第2条の2につきましては、法による育児休業の承認に係る委任事項である育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める規則を基準として、条例で定める期間57日イコール

8週間で、先ほど削った第2条の5の規定を新たに本条として規定するものでございます。

第10条第6号中、「育児短時間勤務計画書」に改めることにつきましては、本条の規定している育児短時間勤務に係る計画書として名称を改めるものでございます。

附則、施行期日は令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項はこの条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員について、従前の例による取扱いをする旨の経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第36号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号の説明をさせていただきます。本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の人員、設備、運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、省令を準用する大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についても、その一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の主な内容は次の5つでございます。

まず、人権擁護や虐待防止等の観点から、指針の整備、研修の実施や虐待防止のための措置に関する事項を定めることを義務づけるものでございます。

2つ目として、居宅サービス計画を事業所単位で検証する仕組みが追加されます。これはサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当しているか、点検、検証するものでございます。

3つ目として、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずることを定めるものでございます。

4つ目として、感染症の予防及び蔓延しないよう、必要な措置を講ずるよう定めるものでございます。

5つ目として、省令で規定する書面の作成等をハードディスクやUSBメモリーなど、電磁的記録による対応を認めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。説明に当たり、条文の朗読を一部割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

まず、目次中第6章の次に、第7章雑則を加えるものでございます。

下から5行目、第3条に次の2項を加える。ここでは、人権擁護、虐待防止の体制整備等と介護保険等関連情報の活用について定めるものでございます。

22ページ、3行目となります。第6条第2項では、指定居宅介護支援事業所によって作成されたサービス計画の総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された割合等を加えることとするものでございます。

同じページ中段、第15条では、サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基

準に該当しているか点検し、その居宅サービス計画を町に届け出ること等を定める1号を追加し、それに伴う号ずれを修正するものでございます。

第20条では、虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものでございます。

第21条では、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の就業環境が害されないような措置を講ずることを定める1項を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。3行目、第21条の次に、業務継続計画の策定等に関する1条を追加します。

中段になります。23条の次に、感染の予防及び蔓延の防止のための措置に関する1条を追加するものでございます。

次に、29条の次に、虐待の防止に関する1条を追加するものでございます。

24ページ中段、本則に次の1章を第7章として加え、省令で規定する書面の作成等をハードディスクやUSBメモリーなど、電磁的記録による対応等について定めるものでございます。

25ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行します。

第2項から第4項までは、経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第8、議案第37号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、議案つづり27ページをお開きください。議案第37号 千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本文の説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

本協議につきましては、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市で構成する四市複合事務組合が千葉縣市町村総合事務組合に加入し、公平委員会に関する事務を令和5年4月1日から共同処理したい旨の要望依頼があったことから、本一部事務組合の規約の改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

四市複合事務組合の千葉縣市町村総合事務組合への加入に伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部改正について。地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約。千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を次のように改正する。

以下、要点のみの説明とさせていただきます。

別表第1は、同組合を組織している全ての団体を規定しており、構成団体として、四市複合事務組合を加えるものでございます。

次の別表第2、第3条の第1項、第11号に掲げる事務とは、公平委員会に関する事務を規定しておりますので、共同処理団体に四市複合事務組合を加えるものでございます。

附則、この規約は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時5分から再開します。

（午前10時52分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第38号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第38号の説明をさせていただきます。

議案つづり29ページをお開きください。

令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億672万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（麻生 勇君） 課長、座ってお願いします。

○財政課長（君塚恭夫君） ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明を続けさせていただきます。

（継続費の補正）、第2条継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表 継続費補正から順に説明させていただきますので、32ページをお開きください。

第2表 継続費補正。1、追加。継続費の追加で、表内の事業を継続して複数年で実施しようとするものです。

款9教育費、項4社会教育費、事業名、町史編さん事業、総額698万6,000円、年度及び年割額は令和4年度69万9,000円、令和5年度349万3,000円、令和6年度279万4,000円で、大多喜町の町史について、既存の町史のその後について、今年度から令和6年度までの3か年をかけ実施するため、継続費を設定するものでございます。

第3表 繰越明許費。繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款6商工費、項1商工費、事業名、観光施設整備事業5,001万円は、令和元年の台風により被害を受け、一部通行止めとなっている中瀬遊歩道について、ルートを変更し通行止めを解消しようとするものでございます。新ルートは河川内にかかることから、出水期とされる水量の多い6月から10月を避けて実施するため、年度内の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

第4表 地方債補正。1 追加、これは地方債補正として起債を追加するもので、上から順に、農林業施設整備事業債、限度額240万円。これは小谷松地先の排水路改修工事へ充当するものでございます。次の公共土木施設災害復旧事業債、限度額250万円は、道路橋梁災害復旧事業で、町道横山鳴滝苗代街線の復旧工事へ充当するものでございます。次の観光施設整備事業債、限度額5,000万円は、中瀬遊歩道の整備工事へ充当するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

右側のページをお願いします。

2、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。上から、過疎地域自立促進特別事業債、限度額3,500万円を3,540万円に40万円増額するものでございます。これは過疎のソフト分で、実績の増により増額する不妊治療に係る扶助費に充当するものでございます。次の道路整備事業債は、限度額9,020万円を1億470万円に1,450万円増額するもので、町道田丁下屋敷線の道路改良工事に充当するものでございます。次の臨時財政対策債は、限度額1億2,000万円を4,900万円に減額するもので、今年度の普通交付税算定において、臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額でございます。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。2枚めくって、36、37ページをお願いします。

2、歳入、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税7,100万円の増額補正は、地方債補正で説明させていただいた今年度の普通交付税算定における臨時財政対策債の発行限度額の減額補正に対する普通交付税の増でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金44万2,000円の増額補正は、斎場の無相苑の修繕及び備品や消耗品の購入に係るいすみ市の負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、6万1,000円の増額補正は、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。目2衛生費国庫負担金86万6,000円の増は、4回目の新型コロナワクチン接種の対象者の拡大に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,527万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、追加で実施する事業へ充当するものでございます。目3衛生費国庫補助金111万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの5回目の接種の準備等に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金3万円の増額補正は、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金101万3,000円の増額補正は、新たに中山間地域等直接支払交付金事業を実施する1団体分の追加と、県単森林整備事業として実施する竹林整備と間伐等の補助事業に対する県の補助金でございます。

款17財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入273万8,000円の増額補正は、町有林の立木の間伐による売払収入でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと基金繰入金7万4,000円の増額補正は、コミュニティ育成事業の補助の一部として繰り入れるものでございます。

次のページをお願いします。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金、1億378万4,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入10万7,000円の増額補正は、後期高齢者健診の通知方法の変更に対するものでございます。

項5雑入、目2雑入1億5,150万1,000円の増額補正は、大多喜町電子地域通貨の利用者の入金分と、過年度の多面的機能支払交付金の返還金及び木の駅プロジェクトの地域通貨活用によるチャージの入金でございます。

款22町債、項1町債、目1総務費40万円の増額補正は、不妊治療の補助に対するもの、目2土木費1,450万円の増額補正は、町道田丁下屋敷線の道路改良工事、目4臨時財政対策債7,100万円の減額補正は、普通交付税算定時の発行限度額の減によるもの、目5農林水産業費240万円の増額補正は、小谷松地先の排水路改修工事、目6災害復旧費250万円の増額補正は、町道横山鳴滝苗代街線の復旧工事、商工費5,000万円の増額補正は、中瀬遊歩道の整備工事へ充当するものでございます。

次に歳出ですが、今回の補正予算では職員の人事異動に伴う増減がございますので、先に給与費明細書の説明をさせていただきます。

62ページ、63ページをお願いします。

62ページ、給与費明細書、1、特別職の表、区分の欄、比較の項、期末手当の57万円、右のページ、共済費21万9,000円、合計78万9,000円の減は、期末手当支給額の減によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号総括の表、区分の欄、比較の項は、職員数5名の減、短時間勤務職員6名増、報酬453万6,000円の増、給料2,433万円の減、職員手当1,127万1,000円の減、共済費70万4,000円の減、合計で3,176万9,000円の減額でございます。職員の退職、定年退職職員の再任用等を含む人事異動や、会計年度任用職員の増などによる給与費、共済費の増減でございます。

職員手当はその下の表、職員手当の内訳のとおりで、その次のア、会計年度任用職員の表と、次のページのアの会計年度任用職員以外の職員の表と、次のページのイ、会計年度任用職員の表、それと、2号の給料及び職員手当の増減額の明細は記載してあるとおりで、1号総括の表で説明したとおり、当初予算編成時に比較し、職員数の内訳の変動、職員数の増減などにより、全体で3,176万9,000円の減となりました。

以降の表につきましては、説明を割愛させていただきます。

それでは、事項別明細書に戻り、歳出の説明をさせていただきます。人件費に関する補正については一部説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

それでは、40、41ページをお願いします。

3、歳出、款1議会費、項1議会費、目1議会費128万8,000円の減額補正は、職員の区分の変更に伴う人件費の減でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費223万5,000円の減額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減と、説明欄下のほうになりますが、一般事務費、総務管理費は、人件費のほかに備品の修繕、コピー借上料の不足分、備品購入費は、寄贈を受けた大型モニターのスタンドの購入、一般事務費の管財管理費は、次のページをお願いします。備品購入費で、町長室の会議用テーブルと椅子でございます。

目5財産管理費1,380万9,000円の増額補正は、公有財産の管理事業の需用費は、旧上瀑小学校の電気料の不足分と消防設備の誘導灯修繕でございます。庁舎管理費は、消火器の更新、エレベーターのドアセンサーの修理、屋根の防水の修繕などで、町有林管理事業は、県道大多喜里見線の九半谷と、市原市との境近くの横山字荏畑の町有林約6.5ヘクタールの間伐の委託料でございます。

目6企画費、1億7,542万6,000円の増額補正は、地域おこし協力隊員の増による人件費や活動等に必要経費と、地域公共交通対策事業は、新型コロナ交付金対象事業で、利用客の減及び原油価格高騰に対する公共交通事業者の支援でございます。次の地域通貨事業も、新型コロナ交付金対象事業で、4月から実施しているチャージ金額に10パーセントのプレミア

ムポイントをつけた事業に追加して、チャージ金額1億5,000万円分、プレミアムポイント10パーセントを合わせた合計1億6,000万円を実施しようとするものでございます。

目7電子計算機222万1,000円の増額補正は、職員用パソコンの購入でございます。目8諸費3,010万1,000円の増額補正は、コミュニティ育成事業は、堀之内地区の集会施設の屋根等の修繕に対する補助金と、その次の介護保険事業還付費から次のページにかけまして、各種還付費は、各種事業の令和3年度実績による国県支出金への返還金でございます。

その次、款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、252万1,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費で、目2賦課徴収費275万1,000円の増額補正は、令和5年度課税から対応が必要な共通納税システムへ対応するためのシステム改修と、口座振替データを集中、統合した伝送システムの導入経費及び地籍調査の登記完了分の地図情報のデータ修正でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費22万2,000円の増額補正は、人事異動等による人件費の増減でございます。

項5統計調査費、目1統計調査総務費185万6,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減でございます。

次のページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、58万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額のほか、社会福祉事務費の解体撤去工事は、無縁仏納骨堂の解体撤去工事、社会福祉関係団体助成事業は、新型コロナ交付金対象事業として実施する原油価格の高騰などの対策で、町内の介護事業者等に対する支援でございます。障害者福祉事業は、障害者の使用する自家用車の改造の助成金、民生委員活動事業は、県民生委員児童委員大会の表彰式に出席するための車両の借り上げ、国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動による人件費の減額によるものでございます。目2国民年金費79万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。目5介護保険事業費13万3,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と、介護報酬改定に伴うシステム改修の事務費負担金の増と、低所得による保険料軽減対象者の増による繰出金の増でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費397万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う共済費の増と、子ども医療対策事業は、新型コロナ交付金対象事業として実施する原油価格・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援のため、高校生の医療費の助成、次のページをお開きください。目4児童福祉施設費1,151万8,000円の減額補正は、定年退職などによる人事異動等の人件費の減でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費168万1,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減と、備品購入費は、事業連絡用車両2台の更新でございます。目2予防費1,093万2,000円の増額補正は、予防接種事業は、新型コロナ交付金対象事業として、新型コロナとインフルエンザの同時流行の防止のための65歳以下の町民へのワクチン接種の助成、健康増進事業は、後期高齢者健康診査について、対象者全員に対して個別通知を実施するための通信運搬費の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、今後実施が予定されている5回目のワクチン接種に対し迅速な対応ができるよう、予約票や予診票等の通知を送付する経費、その次の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、4回目のワクチン接種の対象者が医療従事者や高齢者施設従事者に拡大されたことによる委託料の増でございます。目3環境衛生費22万9,000円の増額補正は、人事異動による職員手当共済費の増と、環境保全事業は、次のページをお開きください。改葬許可申請書の印刷代と公用車の修理代でございます。目4母子保健事業費45万円の増額補正は、実績の増による不妊治療費の増でございます。目5火葬場費24万4,000円の増額補正は、施設管理用消耗品とガス給湯器の購入などでございます。

項2清掃費、目1清掃総務費395万3,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。目2塵芥処理費204万1,000円の増額補正は、作業用車両の修繕と持込みごみの計量システム機器の購入と設定及び蛍光管と電池の処分でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費140万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。目2農業総務費5万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。目3農業振興費1,478万8,000円の増額補正は、新型コロナ交付金対象事業で、物価高騰の影響を受ける農業者に対し、肥料、飼料、農薬、燃料等の10パーセントを支援しようとするものでございます。目5農地費574万円の増額補正は、基幹農道整備事業は、次のページをお開きください。令和3年度から繰り越して実施している土石流対策の災害防除工事について、実施するに当たり一部民地にかかるため、その取得経費と平沢田代間の舗装の損傷が激しい箇所への舗装の打ち替え、土地改良関係団体事業は、小谷松地先の排水路改修工事、多面的機能支払交付金事業は、会計年度任用職員の共済費、中山間地域等直接支払交付金事業は、新規1地区の交付金事業実施によるものでございます。目6農業施設費270万6,000円の増額補正は、味の研修館と農村コミュニティーセンターの現在使用していない焼却機の撤去と、農村コミュニティーセンターの空調機のリモコン部分の修繕、都市交流センター管理事業は、プレハブ加工所の解体でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費、72万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と、木の駅プロジェクトで持ち込んだ木材に対し、紙の商品券で運用していたものを大多喜町電子地域通貨へ切り替えることによる利用店への報奨費と公用車の修繕でございます。目2 林業振興費319万5,000円の増額補正は、竹粉碎機の修繕と森林・山林多面的機能発揮対策事業の補助金、県単森林整備事業は、平沢の竹林整備と弓木の間伐、積立金は、令和3年度の森林環境譲与税の未執行額の積立てでございます。

次のページをお開きください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費382万3,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。目2 商工業振興費40万5,000円の増額補正は、大多喜城下商店街の街路灯の自動点滅器の交換に対するものでございます。目3 観光費5,001万円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただいた、現在一部通行止めとなっている中瀬遊歩道のルート変更による整備工事でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費5万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、公用車のタイヤの購入でございます。目2 登記費10万円の減額補正は、人事異動に伴う職員手当の減でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費3,043万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員の社会保険料の減とトンネル長寿命化計画の見直し、排水整備工事は、町道田代線、町道中野1号線、町道猿稻栗山線、町道大多喜一宮線、町道中野大多喜線の5か所、歩道整備工事は、増田小土呂線、町道維持補修工事は、中野大多喜線のB&G海洋センター入り口の歩道の陥没の補修、のり面修繕工事は、町道岩井原線の落石防止工事でございます。目2 道路新設改良費1,576万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、町道新坂泉水線と田丁下屋敷線の道路改良工事でございます。目3 交通安全対策費70万4,000円の増額補正は、町道田代中線の通行止め看板2か所の設置でございます。

次のページをお願いします。

項4 住宅費、目2 住宅造成費9万1,000円の増額補正は、城見ヶ丘団地の公園に設置するベンチの購入でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費178万6,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減と、今年度下半期の小中学校各種事業の移動用の車両借上料でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費1,760万7,000円の増額補正は、小学校施設管理事業は、大多喜小学校に設置されている二宮金次郎像の台座の修繕と、西小学校、大多喜小学校の消防

設備点検の結果により実施する避難器具や誘導灯の修繕、空調設備工事は、西小学校の保健室と職員室の空調設備の更新工事、公有財産購入費は、大多喜小学校の駐車場等の整備に係る用地の取得でございます。学校管理事業の西小は、職員室のカーペットの部分的な張り替え修繕、大多喜小は掃除機の購入、小学校情報化整備事業は、新型コロナ交付金対象事業で、GIGAスクール構想により整備したタブレットパソコンの活用のための大型モニターについて、平成21年度に購入した電子黒板を使用していましたが、購入より13年が経過し、動作不良や解像度が悪いなど支障があるため購入するもので、西小学校に4台、大多喜小学校に5台、これにより各教室に1台ずつの配備が完了となります。目2教育振興費2万6,000円の増額補正は、対象児童の増によるものでございます。項3中学校費、目1学校管理費368万9,000円の増額補正は、新型コロナ交付金の対象事業で、GIGAスクール構想により整備したタブレットパソコンを使用するに当たり、既存の机では狭いため、新JIS規格の大きな机の購入と、小学校と同様に大型モニター4台の購入でございます。目2教育振興費8万6,000円の増額補正は、対象生徒の増によるものでございます。

次のページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費20万8,000円の減額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減でございます。目2公民館費140万1,000円の増額補正は、成人年齢の引下げにより作成し直す式典用の看板と、新型コロナ交付金対象事業として、成人式参加者等の抗原検査キットの購入、施設補修工事は、中央公民館玄関の雨漏りと2階会議室の防水補修工事でございます。目3図書館費210万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員増による人件費と、備品購入費は、寄贈を受けた大型モニターのスタンドの購入、町史編さん事業は、継続費補正でご説明させていただいた、今年度から3か年かけて実施する町史編さん事業の今年度分でございます。目4文化財保護費11万6,000円の増額補正は、大多喜城建設に係る事前発掘調査の資料等を納めたネガフィルムについて現像をするものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費322万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。目2体育施設費339万5,000円の増額補正は、会計年度任用職員人件費の増と、事務室のブラインドカーテンの修繕及び上瀑ふれあいセンターの誘導灯とブラインドカーテンの修繕、次のページをお開きください。施設補修工事は、旧総元小学校体育館の床の修繕でございます。目3学校給食費87万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の減と、学校給食センター管理運営事業の備品購入費は、事務連絡用の公用車の買換えでございます。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費383万円の増額補正は、地方債補正でも説明をしました町道横山鳴滝苗代街線の道路災害復旧工事と、災害発生時に迅速に対応するための備えでございます。

以上で議案第38号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私は32ページの町史編さん事業の継続費、これに伴う、あと、59ページの町史編さん費の支出の件について質問させていただきます。

今、たしか平成元年頃までできていて、それ以降の35年間を行うというようなご説明があったと思います。それで、3年間かけてこれを完成させるということだと思いますけれども、町史編さん作業というのは大変な尽力を、ほとんどマンパワーでやっていかなくちやいけない事業だと思っています。ここに掲げたこの費用で十分できるのかと。やっぱり町史を知ることとは、町民が地元にあこがれを持っていただけるという形で歴史を知ることとは、非常に大切な事業であると思います。

それで、盛んに町長も言っています。下大多喜の古墳群とか、新たに発見されたというんですね。新たにこういったものがあるよというものも出てきているような気がするんです、35年もたっていればですね。

それで、この費用で果たして十分なものができるのか。やっぱりこの編さんには、多くの人々が関わってくるようになると思うんです。1人や2人のことじゃできないと思っています。恐らく前もそうだったと思いますけれども、多くの人々が関わっています。果たしてこの金額で、十分満足のできるような町史の編さん作業ができるのでしょうか。

もっと費用をかけて、大切なものですから、これはつくればもうずっと大多喜町がある限り永遠に残るものですから、ぜひ充実したものをつくってもらいたいと思っています。この費用で十分なんですか。もっと費用をかけて充実したものをやるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 町史に関してのご質問ですが、大変ご心配いただいております。

とうございます。現時点では、たまたま平成期に関しての町史を作成した自治体が静岡県にありまして、そちらのものを参考にしたり、たまたま類似の町史を編さんしたところがありましたので、そういったところを参考にして予算のほうを積み上げさせていただいております。

十分かというところなんです、我々のほうとしても限られた予算の中でよりよいものをつくっていきたいと考えておりますので、現時点では今回挙げさせていただいた予算の中で、よりよい町史をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 当然十分だと思うからこの予算を計上してきたんだと思いますけれども、実際に関わる人が会計年度職員報酬ですか、実際マンパワーとして今年60万。あまりにも少ないんじゃないですかね。60万でこの方がいろんなところへ行って資料を集めたり、いろんなデータの整理とかやる。多分この会計年度職員の方は、これ専門にやっている方なのかどうか分かりませんが、ほかの業務を兼任してやるというような仮にことだと、とてもできないと思っています、十分なものが。

やはりつくるからには、ちゃんとしたものをつくっていかなくちゃいけないと思っています。ぜひともこれはもうちょっと予算を増額して、もうちょっと充実したものをつくるべきだと思いますけれども、そういった考え方はありませんか。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 予算がこれで十分か、もっとお金をかけてしっかりとしたものということなんです、現段階予算を今回の補正で上げさせていただいたもの、これだけで全てをやろうとしているわけではありませんので、今年度を要は取っかかり、この編さん事業を始めるに当たりまして、今回の補正予算では担当のほうで積算してくれた費用について予算を計上しています。

今後やっていく中で、もし増額が必要であれば、それはまたそのときに予算のほうを計上することも考えていきたいと考えています。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ページは43ページ、今朝ほどホームページにまた新たに地域おこし協

力隊2名離職ということではありますが、今現在この地域おこし協力隊、若い人が大多喜に関心持って町おこし、村おこしに携わっているみたいなんですけれども、総勢今は何人でしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですけれども、現在の地域おこし協力隊、人数ですけれども、全部で14名になります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ページは47ページになります。子ども医療対策事業であります。高校生に対します医療費助成が予算計上されました。子育て世代を応援しようとする町長の姿勢が示されたものだと思います。

ここで伺いたいことなんですが、この医療費助成について、現物給付なのか、償還払なのか、その給付方法について伺いたい。

それから、何月診療分から適用するのか。また、この高校生医療費助成について、周知の方法について伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、支給方法ですけれども、こちらは現物給付はちょっと難しいので、どうしても償還払いとなります。対象となるのは、今のところ考えているのはできれば今年度分から適用とさせていただきたいなというふうに考えております。

あと1点が広報、周知方法ですかね。ホームページをはじめ、町の広報紙等で周知をさせていただきます予定です。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。今年度分から適用させるということでもありますけれども、いわゆる4月から遡ってという適用でよろしいですね。よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 回答を求めるんですか。

○8番（渡辺八寿雄君） 十分分かりましたので、結構です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 57ページの小学校施設管理事業の公有財産購入費948万円、これは多分今、学童保育さんとか、大多喜小学校さんとか、駐車場が非常に狭いということで、それを改善しようというようなことだと思います。

これは土地を購入して、ただ購入しただけではいけないと思います。今後の工事とか、いつ頃を予定していて、いつ頃駐車場として完成するのか。その辺の計画を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの根本議員の質問に関して、どのようなこれから計画をするかということなんですけれども、まずは駐車場の配置につきましては、自動車の交通の動線、それと歩行者の歩行の動線、あと駐車場の管理上の動線を考慮しまして、相互の動線の交差がなるべく少なくなるように、学校や関係課と協議して安全で円滑な利用が可能になるような駐車場にしたいというふうに考えています。

時期につきましては、早期には実施したいと思っておりますが、これも関係課と協議しまして、適正な時期に予算を計上してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） ページは51ページでお願いいたします。農業振興事業、物価高騰に伴う農業者支援給付金1,278万8,000円が計上されました。農業者を守る施策として大切な支援だと思います。

説明を伺う中では、飼料、肥料、燃料費等に対する給付金だということでもありますけれども、この具体的な制度の設計ができておりましたら、どのように申請をしてもらおうのかとか、10パーセント助成ということでもありますけれども、具体的なその内容について伺いたと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 物価高騰に伴う農業者支援給付金ということで今現在考えておりますのは、詳細な制度設定につきましてはこれからとなりますが、対象経費といたしまして、令和3年分の肥料代、飼料代、農薬代、動力光熱費の合計額の10パーセント程度、10パーセントを予定しております。

畜産農家につきましては上限30万円、その他の農家につきましては上限20万円ということで予定しております。特に、畜産業者の方から悲痛な訴えが寄せられておりますので、できるだけ早い時期、できれば10月から申請の受付をさせていただいて、今年中に給付をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） これより令和3年度から、令和3年分ということでありますけれども、このいわゆる肥料、飼料の実績ですかね。どのくらいかかったという肥料、飼料の支出実績、これはどういうところで判断をしていく予定でありますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） これにつきましては、令和3年分の農業所得の申告の状況で判断させていただきたいと思っています。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 先ほどの地域協力隊です。これは総務省からそういう手当なんかは、国からのあれですか、それとも町負担ですか。それで、任期が3年と書いてありますね。これは継続というか、そういうあれもできるんですか。せっかく若い人が大多喜町を何とかしようということなんですけれども、その辺は町はどのように今後。総務省の何か。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 地域おこし協力隊に係る報酬であったり、活動費につきましては、特別交付税で上限があるものの、国費、要は特別交付税で措置されるものでございます。任期は基本1年で、最大3年間、要は延長して措置されるものです。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前 11時53分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第10、議案第39号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第39号の説明をさせていただきます。

議案つづり75ページをお開きください。

令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,542万5,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、80ページ、81ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金16万

5,000円の増額補正は、国保事業報告システムの改修に伴う県補助金でございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金157万円の減額補正は、人事異動に伴い人件費が減額となったことから、職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出でございます。82ページ、83ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費140万5,000円の減額補正の内訳でございますが、説明欄をご覧ください。初めに、国民健康保険関係職員人件費157万円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額。次に、国民健康保険事務費16万5,000円の増額は、制度改正に伴う国保事業報告システムの改修に係る委託料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第11、議案第40号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第40号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、人事異動等による人件費の減額、令和4年10月介護報酬改定に伴うシステム改修費の増額、令和3年度分の国庫支払基金の交付金、支出金等精算に伴う返還金の増額に伴う補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,136万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、100ページ、101ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業4万9,000円の減額補正は、職員人件費の減に伴うものでございます。目6介護保険事業費補助金4万4,000円の増額補正は、システム改修費の増に伴うものでございます。

款6県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業1万5,000円の減額補正は、職員人件費の減に伴うものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金13万3,000円の減額は、人件費の減に伴う繰入金の減額と低所得者保険料軽減対象者の見込み数増に伴う増額分でございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金16万9,000円の減額は、人件費の減による繰入金減額に伴うものと、低所得者保険料軽減繰入金の増に伴う減額でございます。

款8項1目1繰越金1,280万円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金に充当するためのものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。102、103ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費19万6,000円の減額補正は、職員人件費の減及びシステム改修費の増に伴うものでございます。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業12万8,000円の減額補正は職員人件費の減、目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,000円の増額は、職員共済費の増に伴う補正でございます。

次に、一番下段、款6 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金1,280万円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上で令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（麻生 勇君） 挙手多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第12、議案第41号 令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第41号のご説明をさせていただきます。

議案つづり115ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の増減、漏水修繕工事増に伴う修繕費の増額によるものが主な理由です。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）。令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

第1条、令和4年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、58万円を増額し、補正後の営業費用の総額を4億6,765万1,000円とするものです。

（資本的収入及び支出）、第3条、一番下の行になりますけれども、支出、第1款資本的支出、次のページをお開きください。第1項建設改良費ですが、292万8,000円を減額し、建設改良費の総額を1億767万5,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を8,006万6,000円から7,589万5,000円に改めるものです。詳細につきましては、128ページの水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明いたします。

128ページをお開きください。

支出ですが、目1原水及び浄水費、補正予定額44万9,000円の減額補正は、人事異動による職員人件費の減、オイルフェンス材料購入。目2配水及び給水費、補正予定額65万7,000円の増額補正は、人事異動による職員人件費の減、漏水修繕工事に伴う修繕費の増。目3総係費、補正予定額37万2,000円の増額補正は、人事異動による職員人件費の増減、備品購入費の増となります。

130ページをお開きください。

資本的収入及び支出。支出ですが、目3配水施設費、補正予定額292万8,000円の減額は、

人事異動による職員人件費の減及び面白浄水場更新工事に伴う更新工事が終了したことにより、地目の変更を行う必要があることから、地目変更業務の委託などの増額となります。

以上で議案第41号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（麻生 勇君） 挙手多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第13、議案第42号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島文佳君） 議案第42号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの133ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。この補正予算は、正職員2名

が定年退職により本年4月から再任用職員になったことに伴う人件費の減額及び会計年度任用職員の勤務日数の増などによる人件費の増額、施設設備の故障に伴う工事請負費の増額などによるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用でございますが、410万3,000円を減額し、補正後の営業費用の総額を2億6,695万円とするものです。

（資本的収入及び支出）、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額102万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する154万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費でございますが、52万円を増額し、補正後の建設改良費の総額を154万円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、2億175万8,000円から1億9,745万9,000円に改めるものでございます。詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきますので、146ページ、147ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、項1営業費用、目1総務管理費、補正予定額388万2,000円の減額補正は、正職員2名が再任用職員となったことによる減額と、介護システムに係るライセンス使用料による増額となります。目3居宅介護事業費補正予定額12万3,000円の増額補正は、会計年度任用職員の出勤日数増に伴う増額となります。目4施設介護事業費、補正予定額34万4,000円の減額補正は、フルタイム会計年度任用職員の雇用実績による減額と、パートタイム会計年度任用職員の出勤日数増による増額となります。

資本的収入及び支出の支出でございますが、項1建設改良費、目1設備整備費、補正予定額52万円の増額補正は、厨房の食器洗浄機の故障や、入所者の方々の大型ガス乾燥機の故障による修繕費用の増額となります。

136ページから145ページまでの給与費明細書等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、ご説明ありがとうございました。

それで、説明の中でほとんど人件費の変更によるものだというご説明がありました。それで、正社員が定年になって今度は年度会計職員になったとか、それで、あそこの施設は予定ですと来年3月をもって閉鎖されるということです。

すると、今後またそういった職員の変更とか、人数が減っていくとか、今後また出てくるような気がしてなりません。現在の職員の状況と今後の見通し等について、分かりましたら教えてください。

○議長（麻生 勇君） 補正とちょっと違うので、総務課長。

○5番（根本年生君） いいです。ただ、すみません、聞きたかったのが、いいんですけども、聞きたかったのは今、結構人件費の移動でこういった状況になって補正が出てきたんで、今後ともこういった補正のあれが出てくるのかどうかというところを確認したかったところでございます。いいです、それは今答えられないということで。

○議長（麻生 勇君） じゃ、返答を求めないということでいいですか。

○5番（根本年生君） はい、いいです。

○議長（麻生 勇君） 根本君、声が聞こえないんですけども、必ず前へ向けてよ、マイクを。

○5番（根本年生君） 分かりました。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号～議案第49号、報告第11号～報告第13号の一括上
程、説明

○議長(麻生 勇君) 日程第14、議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について及び日程第21、報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから、日程第23、報告第13号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。

なお、説明については着席について説明することを許します。

最初に、議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明のほうをさせていただきます。

議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、財政課及び会計室から説明をさせていただきます。

初めに財政課から、令和3年度主要施策の成果説明書を説明させていただきますので、主要施策の成果説明書の2ページをお開きください。

まず、2ページ左側の歳入の状況ですが、一番下の欄、歳入の合計では決算額66億9,069

万1,000円、対前年度7,032万1,000円、1.0パーセントの減でございます。これは令和3年度も2年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種等に係る事業実施のための各種交付金や交付税の増額などがあり、前年度より約7,000万の減額となっておりますが、コロナ前の令和元年度と比較しますと13億ほど増額となっております。

区分ごとに主なものとして、10、地方特例交付金、1,663万2,000円の増。これは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が1,802万1,000円新規に交付されたことによるものです。11、地方交付税2億6,771万7,000円の増。これは主に地域デジタル社会推進費と臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の3つの算定項目が追加されたことによるものです。15、国庫支出金7億1,147万2,000円の減は、令和2年度の特別定額給付金、1人当たり10万円の給付金、この事業が完了したことによるもの。16、県支出金1億6,355万3,000円の減は、地籍調査の休止とため池ハザードマップ作成の完了による減が主なものでございます。21、諸収入2億6,612万円の増は、地域通貨のチャージ分の増が主なものでございます。

次に右側の歳出の状況ですが、前年度との性質別の比較で増減の主なものとして、2、扶助費1億5,201万1,000円の増は、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時給付金事業の実施によるものでございます。4、物件費1億9,733万3,000円の減は、地籍調査の休止による委託料の減が主なもの。6、補助費等の6億1,525万8,000円の減は、令和2年度の特別定額給付金事業による減と、昨年度の地域通貨の増減が主なものでございます。8、積立金3億7,559万9,000円の増は、財政調整基金、減債基金、庁舎管理基金、小中学校施設整備基金の積立てが増要因となっております。9、投資及び出資金貸付金の3,500万円は、学校法人三育学院の中等教育学校誘致として建設費用の貸付金でございます。10、普通建設事業費の1億5,190万2,000円の増は、補助事業では、観光まちづくり推進事業の終了と橋梁長寿命化及び小中学校ネットワーク施設整備工事の完了による減、単独事業では、防災行政無線の更新と新型コロナウイルス感染症対策として実施した公衆トイレや教育施設、学童保育施設の整備や斎場無相苑の屋根の改修工事などによる増が主なものでございます。11、災害復旧事業費の1億2,552万3,000円の減は、令和2年度が令和元年台風等による災害復旧事業が多くあったためによるものでございます。歳出合計で、対前年度マイナス2億1,723万6,000円、対前年度比3.4パーセントの減でございます。

次の3ページをご覧ください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき比率を算出したもので、推移

や前年度との比較のため、5年度分の比率を記載してあります。表に記載のとおり、町の財政健全化判断比率はいずれも基準の範囲内で、④の将来負担比率の令和3年度決算では、将来負担すべき金額よりも充当可能な財源などの額が多いため算定がされませんでした。各比率については別に、令和3年度決算に基づく健全化判断比率としてご報告をさせていただきます。

4ページ以降については各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。なお、決算書につきましては、地方自治法の規定により会計管理者が調製しましたので、会計室長からご説明をいたします。

財政課からは以上です。

○議長（麻生 勇君） 会計室長。

○会計室長（須藤明実君） 着座にて説明させていただきます。それでは、決算書の内容につきまして、会計室から説明をさせていただきます。

初めに、財産に関する調書について説明させていただきますので、決算書の274、275ページをお願いします。

財産に関する調書については、決算年度中に増減のあった主なものについて説明させていただきます。

1項公有財産、1号土地及び建物、初めに、土地の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、学校、マイナス1,925平方メートルにつきましては、小学校プール用地から学童施設用地への変更、その3つ下のその他の施設、マイナス1万270平方メートルにつきましては、観光施設事業用地の購入及び学童施設用地への変更に伴う増。また、旧上瀑小学校の敷地が普通財産へ変更となり、その面積を差し引いたものでございます。次に、区分、その他、1万6,371平方メートルにつきましては、旧上瀑小学校の敷地が普通財産に変更等による増でございます。

次に、建物、木造の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、学校、マイナス53平方メートルにつきましては、小学校プールの建物の取壊しに伴う減。次に、区分で、その他の施設の244平方メートルにつきましては、学童施設新設による増でございます。

次に、非木造の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、その他の施設、マイナス2,424平方メートルにつきましては、学童施設を新設したことにより旧上瀑小学校が普通財産に変更になったため減、それに伴い、区分、その他の2,424平方メートルが増となりま

した。

次に、2号山林の面積については、増減はございません。

立木の推定蓄積量については、所有林で決算年度中増減高840立方メートル、分収林で9立方メートルの増でございます。

276、277ページをお願いします。

3号無体財産権、4号有価証券、5号出資による権利については、決算年度中の増減はございません。

次の2項物品につきましては、記載のとおり増減でございますが、277ページ下から12番目、防災行政無線移動系設備の決算年度中増減高の4台につきましては、送受信装置などの購入になります。

また、278ページ中段、真空冷却機1台につきましては、給食センターで購入したのになります。

次に、279ページの3項基金につきましては、会計別に記載しております。1号一般会計について、予算額に基づき増減しておりますが、上から7番目の過疎地域自立促進基金、その3つ下の東日本大震災復興基金が廃止され、下から3番目のコミュニティ・プラント管理等基金が新設されております。

一般会計24基金の合計は2億4,341万7,000円の増で、決算年度末現在高は27億3,856万3,000円でございます。

次の280ページの2号鉄道経営対策事業基金特別会計、3号国民健康保険特別会計、4号介護保険特別会計の基金は、記載のとおり増減となります。

以上の28基金の合計は2億6,617万7,000円の増で、決算年度末現在高は33億8,026万3,000円でございます。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と、右側ページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明させていただきます。

初めに、款1町税でございますが、対前年度955万円減の収入済額11億4,251万7,732円、不納欠損額につきましては、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で1,116万7,781円、収入未済額につきましては、6,483万5,916円でございます。

次に、款2地方贈与税は、対前年度101万円増の収入済額6,879万4,000円でございます。

20、21ページをお願いします。

款3 利子割交付金は、対前年度11万3,000円減の収入済額52万9,000円。

款4 配当割交付金は、対前年度161万4,000円増の収入済額545万5,000円。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、対前年度220万2,000円増の収入済額685万8,000円。

款6 法人事業税交付金は、対前年度913万1,000円増の収入済額1,381万3,000円。

款7 地方消費税交付金は、対前年度1,504万7,000円増の収入済額2億4,163万4,000円。

款8 ゴルフ場利用税交付金は、対前年度861万3,000円増の収入済額1億35万1,122円。

款9 環境性能割交付金は、対前年度40万9,000円増の収入済額797万4,648円。

款10 地方特例交付金は、対前年度1,663万2,000円増の収入済額2,484万6,000円でございます。

22、23ページをお願いします。

款11 地方交付税につきましては、対前年度2億6,771万7,000円増の収入済額20億9,337万3,000円。

款12 交通安全対策特別交付金は、対前年度6万9,000円減の収入済額182万8,000円。

款13 分担金及び負担金は、対前年度1,399万2,000円増の収入済額7,273万6,062円、収入未済額は、学校給食費負担金等の163万5,749円でございます。

24、25ページをお願いします。

款14 使用料及び手数料は、対前年度204万9,000円増の収入済額8,908万7,556円、収入未済額は住宅使用料等の229万2,600円でございます。

次に、28、29ページをお願いします。

款15 国庫支出金は、各種事業における国の負担金及び補助金で、対前年度7億1,147万1,000円減の収入済額7億8,278万7,502円でございます。

次に、34、35ページをお願いします。

款16 県支出金も、各事業における県の負担金及び補助金で、対前年度1億6,355万3,000円減の収入済額3億7,745万9,242円でございます。

次に、44、45ページをお願いします。

款17 財産収入は、町有財産及び光ファイバーケーブル貸付収入、城見ヶ丘団地売払い収入等で、対前年度356万3,000円増の収入済額5,739万502円、収入未済額は、横山宮原住宅貸付収入等の49万3,000円でございます。

款18 寄附金は、対前年度1,616万3,000円減の収入済額1億92万4,000円、指定寄附金では、

ふるさと納税が1億72万4,000円でございます。

款19繰入金は、対前年度4,024万3,000円増の収入済額2億7,048万1,961円、基金からの繰入金でございます。

48、49ページをお願いします。

款20繰越金は、前年度繰越金、繰越明許分等で、対前年度1億9,445万6,000円増の収入済額4億6,080万2,218円でございます。

款21諸収入は、対前年度2億6,612万円増の収入済額3億8,744万8,394円、収入未済額は、町営住宅修繕負担金等の21万4,716円でございます。雑入の主な収入は、地域通貨のチャージ分でございます。

次に、52、53ページをお願いします。

一番下になりますが、款22町債は、対前年度1,230万円減の収入済額3億8,360円でございます。主なものは、消防施設整備事業債、臨時財政対策債等でございます。

54、55ページになります。

歳入合計は、歳入現額68億7,684万8,000円、調定額67億7,133万701円、収入済額は66億9,069万939円、不納欠損額1,116万7,781円、収入未済額6,947万1,981円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきますので、56、57ページをお開きください。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明させていただきます。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は7,573万4,492円、町議会議員と事務局職員の人件費、議会運営に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でございます。

款2総務費の支出済額は18億6,961万8,048円、翌年度繰越額の繰越明許費は6,814万1,000円でございます。項1総務管理費につきましては17億1,916万2,412円。主なものは、特別職及び職員の人件費、59ページをお願いします。中段の一般事務費の報償費は、行政連絡員への報償費等、委託料は宿直業務委託料でございます。

63ページをお願いします。

中段の広報おたき発行事業は、広報おたきの発行に伴う印刷製本費等の経費でございます。

65ページをお願いします。

中段の公有財産管理事業では、主に町所有の建物及び公用車の保険料、各種保守委託料、公有財産購入費等でございます。

67ページをお願いします。

庁舎管理費は、庁舎の維持管理に伴う経費でございます。町有林管理事業は、町有林保育管理を千葉県森林組合北部支部への委託、立木伐採撤去が主な経費でございます。

その下の財政調整基金積立事業、減債基金積立事業、69ページをお願いします。庁舎管理基金積立事業、公共施設整備基金積立事業は、各基金への積立金です。

同じページの下段の地域おこし協力隊事業では、会計年度任用職員報酬や、71ページをお願いします。車両及び住居借上料、また、研修会等への参加負担金でございます。

下段の地域公共交通対策事業、73ページをお願いします。委託料では、デマンド型地域交通運行業務及び臨時バス運行業務委託料でございます。負担金補助及び交付金は、町内バス路線維持助成金、路線バス大多喜一宮線運行維持補助金等でございます。

ふるさと納税事業では、報償費はふるさと納税返礼品代等でございます。

ふるさと基金積立事業では、基金への積立金でございます。

75ページをお願いします。

中段の広域行政推進事業では、郡市広域市町村圏事務組合負担金等でございます。いすみ鉄道対策事業では、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金、基盤維持費補助金、77ページをお願いします。いすみ鉄道経営支援補助金等でございます。

79ページをお願いします。

下から2段目、コミュニティ育成事業では、区民館新設工事、青年館トイレ浄化槽の改修に係る補助金でございます。

下段になりますが、外国人技能実習生受入れ事業の経費として、特別養護老人ホーム特別会計の繰出金でございます。

81ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策、感染拡大防止対策の消耗品は、避難所物資や抗原検査キット、消毒用のアルコール等で、工事請負費のトイレ改修工事は、町内の公衆トイレ、生涯学習施設のトイレでございます。また、備品購入費は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場に設置するエアコンや、教育施設、公共施設に設置する二酸化炭素モニターでございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急対策、雇用対策の負担金補助及び交付金、新型コ

コロナウイルス感染症対応特別補助金は、町内事業者の感染防止対策に対して、補助金の交付でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策、生活対策、次のページの83ページをお願いします。水道事業会計補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のために増加した水道料金の減免に係る補助金を水道事業に交付するものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策、経済対策の報償費は、地域通貨利用協力金等で、委託料は、観光情報冊子作成業務、また、備品購入費は、有害獣捕獲用ICT機器導入でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策、業務継続対策の委託料は、行政手続における押印等の見直し支援業務に係る経費でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策、感染拡大防止対策、繰越明許の工事請負費のトイレ改修工事は、小中学校のトイレの改修、学童施設新設工事でございます。

84、85ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策、経済対策の繰越明許の報償費は、地域通貨利用協力金等、委託料は、都市交流センター加工場改修工事の管理業務やバイオマス産業都市構想作成の業務、工事請負費は、都市交流センター加工場の改修工事でございます。

86、87ページをお願いします。

項2 徴税費の支出済額は8,568万5,558円。主なものは、職員の人件費、税務総務事務費の負担金補助及び交付金は、関係団体への負担金や補助金、賦課事務費の委託料では、基幹系システム大量一括処理委託料、89ページをお願いします。中段の地図情報システム管理事業では、土砂災害警戒区域対象筆抽出業務委託料、地図情報データ修正委託料等でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は4,446万756円。主なものは、職員の人件費、各出張所の会計年度任用職員給料、91ページをお願いします。委託料、戸籍システム保守委託料、使用料及び賃借料の戸籍システム借上料等でございます。その下の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、維持管理経費等でございます。

項4 選挙費の支出済額は1,342万7,339円。主なものは、選挙管理委員会事務費、93ページをお願いします。衆議院議員選挙及び大多喜町長選挙の経費でございます。

94、95ページをお願いします。

項5 統計調査費の支出済額は656万9,995円。主なものは、職員の人件費、下段になりますが、学校基本調査費、経済センサス活動調査費等の各種統計調査の経費でございます。

96、97ページをお願いします。

項6 監査委員費の支出済額は31万1,988円。監査委員の報酬等でございます。

款3 民生費の支出済額は14億2,057万4,223円。翌年度繰越額の繰越明許費は8,197万8,000円でございます。

項1 社会福祉費の支出済額は9億4,843万6,929円。主なものは、職員の人件費及び事務費、99ページをお願いします。社会福祉関係団体助成事業では、各団体への負担金や補助金でございます。障害者福祉事業では、委託料の地域生活支援事業委託料、扶助費としての介護給付費、民生委員活動事業では、民生委員活動費としての報酬等でございます。

100、101ページをお願いします。

国民健康保険特別会計繰出金は、国保会計の基盤安定負担金等の繰出金でございます。子育て世帯等臨時特別支援事業は、主に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等でございます。

下段になりますが、高齢者在宅生活支援事業、103ページをお願いします。主なものは、外出支援サービス委託料でございます。

105ページをお願いします。

介護保険特別会計の繰出金でございます。主なものは、介護給付費繰出金または低所得者保険料軽減に伴う一般会計からの繰出金でございます。

中段の後期高齢者医療対策事業では、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計の基盤安定繰出金でございます。

項2 児童福祉費の支出済額は4億7,213万7,294円。主なものは、職員の人件費、子ども医療対策事業、107ページをお願いします。医療費の扶助費、その下は、子育て世帯へ支給される臨時特別給付金でございます。児童手当支給事業の扶助費は、児童手当の支給でございます。

109ページをお願いします。

保育園管理運営事業では、両保育園の会計年度任用職員報酬、また、施設の維持管理経費、園児の送迎バス委託料等でございます。

111ページをお願いします。

児童クラブ運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理費、地域子育て支援センター運営事業は、人件費等の経費でございます。

112、113ページをお願いします。

項4 衛生費の支出済額は6億3,021万1,885円。翌年度繰越額の繰越明許費は2,046万8,000円でございます。

項1 保健衛生費の支出済額は3億7,556万3,902円。主なものは、職員の人件費、保健衛生事務費では、会計年度任用職員給料、負担金補助及び交付金で、夷隅准看護師学校校舎修繕事業補助金、医療体制整備事業では、国保国吉病院への負担金等でございます。

115ページをお願いします。

こちらは各種健康診査、予防接種及び健康増進事業に係る経費等でございます。

117ページをお願いします。

上から2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業から、119ページをお願いします。新型コロナウイルスワクチン追加接種対策事業までは、ワクチン接種体制に係る経費でございます。

一番下の環境衛生事務費、121ページをお願いします。負担金補助及び交付金では、夷隅環境衛生組合への負担金、下から2段目の合併処理浄化槽設置設備事業では、浄化槽……

(「議長、休憩しましょう」の声あり)

○議長(麻生 勇君) ここでしばらく休憩します。

14時15分から再開します。

(午後 2時04分)

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時16分)

○議長(麻生 勇君) よろしくをお願いします。

○会計室長(須藤明実君) それでは、121ページから説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

121ページの下から2段目の合併処理浄化槽設置設備事業では、浄化槽設置設備事業補助金、また、面白狭発電所管理運営事業では、123ページをお願いします。発電所に係る経費及び環境基金への積立金でございます。

下段の斎場無相苑管理運営事業、125ページをお願いします。施設の維持管理経費及び火葬炉運転業務委託料、工事請負費では、施設の屋根の防水工事、火葬炉改修工事等でございます。コミュニティ・プラント管理事業では、施設に係る経費、令和3年度に新設したコミ

ユニティ・プラント基金への積立金でございます。

項2 清掃費の支出済額は1億8,464万7,983円。主なものは、職員の人件費、会計年度任用職員報酬等でございます。

127ページをお願いします。

中段の環境センター運営事業では、ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、小型家電運搬処理委託料等で、負担金補助及び交付金は、129ページをお願いします。いすみクリーンセンター塵芥処理負担金でございます。

項3 上水道費の支出済額は7,000万円で、水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5 農林水産業費の支出済額は2億3,467万2,581円、翌年度繰越額の繰越明許費は6,133万4,000円でございます。

項1 農業費の支出済額は1億5,535万8,173円。主なものは、職員の人件費、農業委員会運営事業では、農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬でございます。

131ページをお願いします。

農業総務事務費の報償費は、農家組合長への報償費、備品購入費は、公用車の購入等の経費でございます。農業振興事業では、会計年度任用職員報酬、委託料は、養老溪谷観光センターの指定管理委託料、負担金補助及び交付金は、農業等各種団体への負担金や補助金等でございます。施設園芸就農者支援事業の負担金補助及び交付金は、産地整備支援事業補助金でございます。

133ページをお願いします。

鉦毒ダム対策事業は、平沢ダムの維持管理等の経費、その下、基幹農道整備事業の委託料は、農道の地質調査、測量業務でございます。土地改良関係団体事業では、工事請負費として、排水路改修工事、また関係団体への負担金や補助金等でございます。

135ページをお願いします。

多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業は、事業実施区への交付金でございます。土地改良関係団体事業（繰越明許の委託料）は、ため池ハザードマップ作成委託料でございます。

次に、集落センター、味の研修館、137ページをお願いします。農村コミュニティーセンターの管理運営事業は、各施設の維持管理経費等でございます。

項2 林業費の支出済額は7,931万4,408円。主なものは、職員の人件費、139ページをお願

いします。有害鳥獣駆除対策事業では、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金等でございます。

また、下段の森林環境贈与税事業では、141ページをお願いします。委託料で、森林環境整備基本計画策定業務や森林環境譲与税基金への積立金でございます。

款6 商工費と項1 商工費の支出済額は同額の1億6,280万6,764円、翌年度繰越額は継続費通次繰越しが6,010万円でございます。主なものは、職員の人件費、商業振興事業の負担金補助及び交付金では、商工会への補助金、143ページをお願いします。中小企業経営改善資金等利子補給等でございます。商い資料館管理運営事業の商い資料館管理委託料は、町観光協会への指定管理委託料でございます。観光施設管理事業では、公衆トイレ、公園等の維持管理経費、工事請負費の観光案内板修繕工事は、白山台及び船子の大型看板等の修繕工事、また、公有財産購入費等でございます。

145ページをお願いします。

観光振興事業の負担金補助及び交付金は、町観光協会ほか関係団体への負担金や補助金でございます。

147ページをお願いします。

中段の観光施設整備事業の委託料、測量設計委託料は、中瀬遊歩道でございます。また、観光施設等管理基金積立事業は、基金への積立金です。

款7 土木費の支出済額は2億9,678万230円、翌年度繰越額は繰越明許費6,694万1,000円、事故繰越3,112万5,000円でございます。

項1 土木管理費の支出済額は9,461万8,833円。主なものは、職員の人件費、149ページをお願いします。土木総務事務費の会計年度任用職員の報酬、負担金補助及び交付金は、土木関係各種団体への負担金や補助金でございます。

151ページをお願いします。

下段の地籍調査事業の委託料は、地籍調査等の委託料等でございます。

153ページをお願いします。

道の駅維持管理事業は、道の駅の維持管理の経費となります。

項2 道路橋梁費の支出済額は1億6,011万8,498円。主なものは、会計年度任用職員報酬、委託料の測量調査委託料は、町道中野大多喜線の空洞化調査、155ページをお願いします。工事請負費の排水整備工事は、町道新坂宮線、町道葛藤上ノ台線等舗装打ち替え工事は、町道石神真光寺線、町道船子峯之越線等、法面修繕工事は、町道大戸石神線でございます。町

道改良事業の委託料、測量調査委託料は、町道会所弓木線、弓木西上線、工事請負費の道路改良工事は、町道大中西線等でございます。交通安全対策事業の交通安全対策工事は、町道中野大多喜線等、区画線工事は、町道三又297号線でございます。

156、157ページをお願いします。

橋梁長寿命化事業の調査設計業務委託料は、橋梁長寿命化計画見直し業務等でございます。

項3都市計画費の支出済額は7万3,000円、街なみ整備助成事業補助金等でございます。

項4住宅費の支出済額は4,196万9,899円。町営住宅管理事業は、町営住宅の維持管理経費及び公営住宅管理等基金積立金、横山住宅管理事業では、維持管理経費及び159ページをお願いします。各基金への積立金等でございます。宅地造成事業では、城見ヶ丘団地の定住化助成金、定住化対策住宅助成事業では、住宅取得奨励金及び住宅リフォーム補助金でございます。

款8消防費、項1消防費の支出済額は、同額の3億5,135万4,126円。翌年度繰越額の事故繰越は649万円でございます。常備消防負担事業は、夷隅郡市広域常備消防負担金でございます。消防団運営事業では、町消防団員の報酬、各分団における消防車の維持管理、161ページをお願いします。委託料は、団員の健康診査委託料、負担金補助及び交付金は、消防関係の負担金等でございます。

一番下の地域防災対策事業、163ページをお願いします。委託料のデータ作成委託料は、防災マップのデータ作成でございます。

中段の防災無線維持管理経費では、防災無線の維持管理経費及び防災行政無線施設の保守委託料、備品購入費は、防災行政無線固定系の更新でございます。その下の繰越明許の備品購入費は、防災行政無線移動系の更新でございます。

款9教育費の支出済額は4億9,243万7,724円、翌年度繰越額は繰越明許費3,300万円でございます。

164、165ページをお願いします。

項1教育総務費の支出済額は1億921万1,754円。主なものは、教育委員の報酬、教育長及び職員の人件費、教育委員会事務事業の負担金補助及び交付金は、教育関係団体への負担金等でございます。

167ページをお願いします。

小中学校施設整備基金積立事業は、基金への積立金でございます。

項2小学校費の支出済額は6,841万1,347円。主なものは、小学校管理事務事業では、町内

2 小学校の学校医の報酬、児童送迎バスの委託料等で、169ページをお願いします。小学校管理運営事業は、施設の維持管理経費、設備の保守点検等の業務委託、パソコン使用料等でございます。

171ページをお願いします。

中段の教育振興事業では、教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金等でございます。小学校教育振興事業では、英語教室業務委託料、学校給食費補助金等でございます。

172、173ページをお願いします。

項3 中学校費の支出済額は4,848万9,279円。主なものは、中学校管理事務事業では、学校医報酬、生徒送迎業務委託料及び送迎バス委託料等で、中学校施設管理事業では、施設の保守点検等の業務委託、パソコン借上料等でございます。

175ページをお願いします。

教育振興事業では、教材備品等の購入費、クラブ活動や各種大会への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学費補助金等でございます。中学校教育振興事業では、外国語指導助手委託料、学校給食費補助金等でございます。

項4 社会教育費の支出済額は1億911万6,638円。主なものは、職員の人件費、生涯学習推進事業、177ページをお願いします。社会教育関係団体への負担金や補助金等でございます。公民館管理運営事業では、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費等でございます。

179ページをお願いします。

一番上の繰越明許の施設改修工事は、中央公民館のエレベーター設置、駐車場の整備工事等でございます。図書館管理運営事業では、会計年度任用職員の報酬や施設の施設管理経費等でございます。

180、181ページをお願いします。

項5 保健体育費の支出済額は1億5,720万8,706円。主なものは、職員の人件費、保健体育振興事業では、スポーツ推進委員の報酬、体育関係団体への負担金や補助金等でございます。

182、183ページをお願いします。

海洋センター管理運営事業では、施設の維持管理経費、工事請負費は、配水給水管の更新工事等でございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター、野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費等でございます。

185ページをお願いします。

公園整備事業は、公園設置に係る整備の経費でございます。学校給食センター管理運営事業では、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、給食用賄い材料費、給食配送委託料等でございます。

186、187ページをお願いします。

款10災害復旧費の支出済額は1億662万2,560円。翌年度繰越額は、繰越明許費6,150万3,000円でございます。

項1農林水産施設災害復旧費の支出済額は6,683万3,360円。農地災害復旧工事でございます。また、下段の農業施設災害復旧工事の工事請負費は、稲附ため池災害復旧工事等でございます。

項2公共土木施設災害復旧費の支出済額は3,978万9,200円。189ページをお願いします。道路橋梁災害復旧事業の工事請負費は、町道災害復旧工事でございます。河川災害復旧工事の工事請負費は、普通河川の災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億4,216万1,042円。借入れした起債分の元金及び利子でございます。

款12予備費の当初予算額は500万円。予備費を充当した額は74万9,000円でございます。

以上、歳出合計は予算現額68億7,684万8,000円、支出済額60億8,297万3,675円、翌年度繰越額の継続費通次繰越し6,010万円、繰越明許費3億9,336万5,000円、事故繰越3,761万5,000円、不用額3億279万4,325円でございます。

190ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、この表は会計年度の実質的な歳入歳出の額を示したものでございます。単位は千円でございます。

初めに、1項歳入総額66億9,069万1,000円、2項歳出総額60億8,297万4,000円、3項歳入歳出差引額6億771万7,000円、4項翌年度に繰越しすべき財源は、1号継続費通次繰越額6,010万円、2号繰越明許費繰越金1億3,606万2,000円、3号事故繰越繰越金661万5,000円、計といたしまして2億277万7,000円、5項実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた4億494万円でございます。

以上で令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 着座にて説明させていただきます。

議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

この特別会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明いたします。

決算書の198ページ、199ページをお開きください。

歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子の収入済額は13万5,739円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子となります。

歳入合計額は13万5,739円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

款1項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節24積立金の支出済額13万5,000円は、鉄道経営対策事業基金の運用利子を基金へ積み立てたものでございます。

支出合計額は13万5,000円でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額13万6,000円、歳出総額13万5,000円、歳入歳出差引額1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、運用利子のうち令和3年度に積み立てた残額として翌年度に繰り越すこととなりますが、令和4年度の運用利子と併せて鉄道経営対策事業基金へ積立いたします。

以上で鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特

別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険の加入状況でございますが、令和3年度末現在の加入者数は2,341人、加入世帯数は1,493世帯となり、前年度と比較すると後期高齢者医療保険等への移動や死亡等により加入者数は98人の減、世帯数は53世帯の減となりました。

次に、決算の概要ですが、令和3年度の歳入は、保険税におきまして後期高齢者支援金分と介護分の平等割をそれぞれ廃止した税額改正を行ったこと、さらに保険給付費が減少したことによる県支出金の減により、前年度と比較し1億586万3,719円の減となりました。歳出につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金は増額しましたが、保険給付費が大きく減となったため、前年度と比較し4,126万3,271円の減となりました。

それでは、決算の内容について事項別明細書によりご説明いたしますので、決算書210ページ、211ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1国民健康保険税は、予算現額2億464万4,000円、調定額2億4,640万6,343円、収入済額2億229万3,774円、不納欠損額459万673円、収入未済額3,952万1,896円となり、保険税の収納率は現年度分96.51パーセント、滞納繰越分18.5パーセント、合計で82.1パーセント、前年度比0.38パーセント増となりました。

収入済額が前年度と比較し2,449万7,413円減となっておりますが、冒頭に決算の概要で説明いたしました平等割を廃止する税額改正を行ったことが主な要因で、その他、加入者数及び加入世帯数の減も影響しているものと思われます。

次に、不納欠損の内容でございますが、不納欠損とした事由として、生活困窮、生活保護、死亡、相続放棄、行方不明となっております。

次になります。これから先の説明につきましては、主に収入済額について説明させていただきます。収入がないものにつきましては割愛をさせていただきます。

款3使用料及び手数料7万900円は、国民健康保険税の督促手数料でございます。

次に、款4県支出金は9億1,918万5,898円で、前年度と比較し7,380万6,987円の減となりました。

212、213ページをお願いいたします。

減の要因でございますが、冒頭の決算の概要でも説明いたしましたが、歳出の保険給付費が減となったことで、保険給付費分として交付される普通交付金が減となったためでございます。

次に、款 5 繰入金は8,329万1,978円で、一般会計からの繰入金となります。内訳は、財政基盤の安定を図るため、保険税の減額に対し、国・県・町がそれぞれ負担する保険基盤安定繰入金等、備考欄に記載のとおりでございます。

款 6 繰越金は 1 億1,150万5,833円で、前年度からの繰越金でございます。

款 7 諸収入は235万6,751円で、保険税の滞納に伴う延滞金、交通事故で治療にかかった療養費分として納付された第三者納付金、次のページをお願いいたします。中段になります。特定健康診査徴収金が内訳となります。

次に、款 8 国庫支出金51万6,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者の保険税を減免した場合の補助金でございます。

歳入合計、予算現額13億5,020万8,000円、調定額13億6,333万3,703円、収入済額13億1,922万1,134円、不納欠損額459万673円、収入未済額3,952万1,896円でございます。

続きまして歳出のご説明をいたしますので、216、217ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明させていただき、支出のないものにつきましては割愛をさせていただきます。

款 1 総務費は支出済額2,614万1,998円で、システム改修費等の委託料の減により、昨年度と比較し151万3,042円減となりました。内訳でございますが、国民健康保険関係職員 3 名分の人件費、国民健康保険事務費は事務的経費で、基幹系システムの大量一括処理委託料、システムの保守や改修の委託料、レセプトの点検等に係る委託料が主な支出となっております。

次の国民健康保険関係団体助成事業は、県国保連合会への負担金、国保運営協議会委員費は、国民健康保険運営協議会 2 回分の委員報酬でございます。

款 2 保険給付費は 9 億117万9,853円となり、前年度と比較し7,132万5,525円の減となりました。減の要因でございますが、医療費の保険者負担分となる項 1 療養諸費が前年度と比較し4,555万7,125円の減、218、219ページをお願いいたします。中段より少し下になります。医療費が自己負担限度額を超えた場合に給付される項 2 高額療養費が前年度と比較し、2,593万8,610円の減となったためでございます。

220、221ページをお願いいたします。

中段になります。項 4 出産育児一時金は出生に対する一時金、項 5 葬祭費は被保険者の葬儀を行った場合に 5 万円を支給するものでございます。

222、223ページをお願いいたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金は、保険料負担相当分として県に納付するもので、3 億

2,202万1,732円、前年度と比較し2,710万6,087円の増となりました。

款4 共同事業拠出金23円は、退職者医療事務費拠出金となります。

224、225ページをお願いいたします。

款5 保健事業費は2,018万7,393円で、内訳は備考欄に記載のとおりとなります。ジェネリック医薬品の案内や医療費の通知、人間ドックの受診に対する補助金及び毎年実施しております特定健康診査や特定保健指導の実施に係る経費が主な支出となっております。

款6 諸支出金は278万4,814円となりました。226、227ページをお願いいたします。内訳は、過年度分保険税の過誤納等による還付金、特定健康診査等負担金は、前年度の保険給付費交付金の精算に伴う返還金となります。その他償還金は、前年度の災害臨時特例補助金の精算に伴う返還金及び過年度分の保険基盤安定負担金の精算に伴う返還金でございます。

歳出合計、予算現額13億5,020万8,000円、支出済額12億7,231万5,813円、不用額7,789万2,187円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額13億1,922万1,000円、歳出総額12億7,231万6,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに4,690万5,000円。4,690万5,000円につきましては、翌年度の国民健康保険事業費納付金、保険給付費及び保健事業費等の財源に充当を予定しております。

以上で令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、後期高齢者医療の加入状況でございますが、令和3年度末現在の加入者数は1,894人となり、前年度と比較すると34人の減となりました。

それでは、決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、決算書236、237ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせ、予算現額1億558万3,000円、調定額1億260万7,200円、収入済額1億213万3,400円、不納欠損額2,000円、収入未済額47万1,800円でございます。保険料の収納率は、現年度分99.54パーセント、滞納繰越分97.23パーセント、合計で99.54パーセント、前年度比0.36パーセント減となりました。

これ以後、款2 使用料及び手数料以降は、主に収入済額の説明とさせていただきます。

款2 使用料及び手数料1万500円は、督促手数料でございます。

款3 繰入金3,347万9,700円は、事務費及び保険料の徴収経費に対する一般会計からの繰入金と、低所得者の保険料の軽減に対する保険基盤安定繰入金でございます。

款4 繰越金11万3,800円は、前年度からの繰越金でございます。

款5 諸収入47万9,800円は、還付した保険料に対して、広域連合から返還されたものでございます。

歳入合計、予算現額1億3,975万8,000円、調定額1億3,669万1,000円、収入済額1億3,621万7,200円、不納欠損額2,000円、収入未済額47万1,800円でございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、238、239ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明をさせていただきます。

款1 総務費85万4,843円は、後期高齢者医療事務費として、保険証の郵送経費や納付書等の一括処理業務の委託等に係る経費と、保険料の徴収事務として、納付書の郵送経費、口座振替手数料等に係る経費が主な支出となっております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は1億3,456万7,657円で、前年度比597万5,843円の減となりました。被保険者から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を、保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款3 諸支出金46万6,000円は、保険料の更正や死亡等により還付した保険料でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額1億3,975万8,000円、支出済額1億3,588万8,500円、不用額386万9,500円でございます。

242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億3,621万7,000円、歳出総額1億3,588万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに32万8,000円。32万8,000円につきましては、翌年度に後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていた

できます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、第1号被保険者数を申し上げますと、令和4年3月末現在は3,674人で、前年比41名の減となっています。

決算の明細については、事項別明細書でご説明をいたしますので、252、253ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

款1 保険料、調定額2億3,191万8,010円、収入済額2億2,681万5,710円、収納率97.79パーセント。内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。不納欠損額93万9,480円は、時効成立による15名分、22件の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金2万1,000円は、いきいき塾参加者負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料8万540円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億8,468万2,651円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2 国庫補助金1億675万3,416円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものでございます。

254、255ページをお開きください。

一番上段、保険者機能強化推進交付金、こちらは市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するためのものであります。

次の介護保険事業費補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修に対する補助金として介護保険事務費に充当されています。

次の保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくり等の取組を支援するためのもので、地域支援事業に充当されるものでございます。

款 5 項 1 支払基金交付金 2 億 9,379 万 8,000 円は、介護給付費と地域支援事業に係る 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者分の法定交付金でございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 1 億 6,833 万 9,012 円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項 2 県補助金 706 万 6,458 円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 8,570 万 3,729 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

256、257 ページをお開きください。

款 8 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料につきましては、実績がございませんでした。

項 2 雑入 24 万 7,661 円は、予防給付介護負担金と介護予防ケアマネジメント負担金、介護給付費返還金でございます。

款 9 項 1 繰越金 6,022 万 1,369 円は、前年度の繰越金でございます。

以上、歳入合計 12 億 3,372 万 9,546 円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

258、259 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。支出のない科目は割愛させていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 2,417 万 7,623 円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項 2 徴収費 106 万 7,711 円は、第 1 号被保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

項 3 介護認定審査会費 651 万 1,340 円は、認定調査に従事する臨時職員の賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び 2 市 2 町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 9 億 7,134 万 4,392 円は、訪問系サービス、通所系サービスに係る給付費のほか、次のページをお開きください。グループホームや介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や、手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修に対して給付されるものでございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費は 1,764 万 1,471 円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じでございますが、対象者が要支援 1、要支援 2 の方に対する給付費となります。

264、265 ページをお開きください。

中段になります。項 3 その他諸費 62 万 9,800 円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費 2,250 万 8,621 円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 5 高額医療合算介護サービス等費 224 万 6,268 円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

次に、266、267 ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費 4,809 万 6,801 円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 2,418 万 4,532 円は、介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、次ページをお開きください。地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。目 3 包括的支援事業（社会保障充実分）は、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る人件費でございます。

項 2 介護予防・日常生活支援サービス事業費 1,135 万 3,382 円は、要支援 1、要支援 2 の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費と、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 3 その他諸費 3 万 4,400 円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

下段から次ページにかけまして、項4 一般介護予防費50万4,907円でございます。これは高齢者及びその支援のための活動に関わるものを対象に行う事業等に係るもので、具体的には、介護予防の普及啓発に資する経費などでございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付金790万4,265円は、令和2年度分の精算に伴う国・県支払基金の返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

款6 基金積立金、項1 基金積立金2,262万5,000円は、前年度から繰り越された保険料と、国県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

以上、歳出合計11億6,083万513円でございます。

次に、272ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額12億3,373万円。2、歳出総額11億6,083万1,000円。3、歳入歳出差引額7,289万9,000円。この歳入歳出差引額の7,289万9,000円につきましては、令和3年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金、令和4年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で令和3年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ここでしばらく休憩いたします。

なお、15時25分から再開します。

（午後 3時15分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座にてご説明させていただきます。

別冊の水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業決算報告書。

第1号、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は5億700万9,577円、第1項営業収益2億8,392万1,797円、第2項営業外収益2億2,308万7,760円となりました。

支出。第1款水道事業費用の決算額は4億8,546万9,303円、第1項営業費用4億5,752万9,125円、第2項営業外費用2億794万178円、第3項予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、2ページの第2号、資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は3億7,257万5,000円、第1項負担金357万5,000円、第2項企業債3億6,900万円、第3項固定資産売却代金はありませんでした。

支出。第1款資本的支出の決算額は4億5,343万6,321円で、第1項建設改良費3億5,500万4,964円、第2項企業債償還金9,843万1,357円となりました。

また、翌年度繰越額といたしまして、地方公営企業法第26条の規定による繰越額として1億3,590万円を令和4年度へ繰り越します。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,186万1,321円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,297万5,056円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額681万7,026円、過年度分損益勘定留保資金3,688万5,123円及び当年度分損益勘定留保資金4,518万4,116円で補填しました。

また、棚卸資産の購入執行額は325万9,998円で、うち仮払消費税は29万6,364円です。

次に、3ページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

1、営業収益、第1号給水収益、第2号その他営業収益で、営業収益の合計は2億5,816万2,206円です。

2、営業費用、第1号原水及び浄水費から、第6号その他営業費用までの合計額は4億3,572万1,234円です。この結果、営業損失が1億7,755万9,028円となりました。

次に、3、営業外収益、第1号受取利息及び配当金から、第5号雑収益までの合計は2億178万4,076円です。

4、営業外費用、第1号支払利息、第2号雑支出で、営業外費用の合計額は2,793万2,349円となり、この結果、営業外利益が1億7,385万1,727円となりました。

このため、水道事業としての当年度純損失が370万7,301円で、前年度繰越利益剰余金が4,998万9,555円ありましたので、当年度純損失を補填し、最終的に当年度未処分利益剰余金は4,628万2,254円となりました。

次に、4ページになりますが、令和3年度大多喜町水道事業利益剰余金計算書です。

剰余金の欄の右側、利益剰余金、未処分利益剰余金については、当年度純損失370万7,301円の発生に伴い、利益剰余金の年度末残高が4,628万2,254円となり、資本合計は12億9,052万845円となりました。

次に、5ページをご覧ください。

上段部分の令和3年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書になります。

先ほど、損益計算書にてご説明しました当年度未処分利益剰余金4,628万2,254円の処分方法につきまして、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、令和3年度大多喜町水道事業貸借対照表ですが、これは水道事業の令和4年3月31日現在の財政状況を示した表になります。

資産の部。1、固定資産、第1号有形固定資産、第2号無形固定資産、第3号投資その他の資産で、固定資産の合計額は37億4,514万2,916円となります。

2、流動資産、第1号現金預金、第2号未収金、第3号貯蔵品で、流動資産の合計は2億9,314万6,052円です。

資産合計は40億3,828万8,968円となります。

次に、6ページになります。

負債の部。3、固定負債、第1号企業債、第2号引当金で、固定負債の合計は19億9,898万3,364円です。

4、流動負債、第1号企業債、第2号未払金、第3号引当金、第4号その他流動負債で、流動負債の合計は1億2,351万9,203円となりました。

5、繰延収益、第1号長期前受金、第2号収益化累計額で、繰延収益の合計は6億2,526万5,556円となり、負債の合計は27億4,776万8,123円です。

続きまして、資本の部。6、資本金、第1号資本金合計は11億4,329万7,623円です。

7、剰余金、利益剰余金合計は1億4,722万3,222円で、合計も同額となります。

資本合計額は12億9,052万845円となり、負債資本合計は40億3,828万8,968円でございます。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、重要な会計方針について、引当金の計上方法や引当金の取崩し状況を注記しております。

次に、10ページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業報告書になります。

1、概況、1号総括事項、イ、業務の状況。本年度の給水状況は、給水戸数3,755戸、前年度に比べ16戸の減です。給水人口は7,690人で、前年度に比べ201人の減となりました。

年間総給水量は115万150立方で、前年度に比べ2,697立方の増、年間総有収水量は98万4,295立方で、前年度に比べ2万3,643立方の減となり、これに伴う有収率は85.58パーセントで、前年度に比べ2.26ポイントの減となりました。

ロ、建設改良状況。改良工事では緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設替工事3か所、600.09メートル、布設替え工事に伴う舗装本復旧工事を1か所、1,151.8平方メートル、鉛管布設替え工事を14か所、さらに面白浄水場更新工事、低区配水池更新工事、横山浄水場1号ろ過機電磁弁更新工事等を実施し、水道水の安定供給の向上に努めました。

ハ、経理状況。経理状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので割愛させていただきます。

次に、11ページ、第2号経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則が一部改正され、決算書様式に本項目が追加となり、令和3年度決算から適用するもので、令和3年度決算における経営成績について記載したものでございます。

経営の健全化を示す経常収支比率は、有収水量の減少に伴う給水収益の減及び管路更新などに伴う固定資産除却費の増加により、前年度比2.03ポイント減の99.2パーセントとなり、健全経営の水準とされる100パーセントを下回る結果となりました。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比6.73ポイント減の61.33パーセントとなり、事業に必要な費用を給水収益で賄えていないため、給水収益以外の収入割合が高い傾向にあります。

一方、本年度、浄水場の更新工事を行ったため、償却対象資産の減価償却費の割合を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比5.98ポイント減の48.42パーセントとなりました。

また、法定耐用年数を経過した管路延長を示す管路経年化率は、前年度比4.27ポイント増の29.04パーセント、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.3ポイント増の0.45パーセントとなりました。

施設の老朽化に伴う更新費用の増加が懸念される中、さらなる経営の効率化や経費削減を図り、引き続き計画的な施設更新を行っていきます。

次に、第3号議会の議決事項、12ページ、第4号規定等改正事項、第5号行政官庁認可事項については記載のとおりでございます。

第6号、職員に関する事項ですが、事務系職員1人減となっております。また、給料等に

つきましては、下表に記載のとおりです。

第7号料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は、該当はございません。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

2、工事等、第1号建設改良工事の概況ですが、13件の改良工事を実施し、内容につきましては、記載のとおりでございます。

14ページになりますが、第2号主な修繕工事では、横山浄水場場内給水ポンプ修繕工事等を実施し、内容は記載のとおりです。

第3号保存工事の概況は、量水器の検定期間満了に伴う交換工事としまして、656個の量水器の交換を実施いたしました。

次に、15、16ページになりますけれども、業務に関する事項を前年度と比較したのになっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っておりますので、割愛させていただきます。

次に、17ページの4、会計、第1号200万円以上の契約では、建設工事請負契約7件、物品売買契約2件、業務委託契約1件で、内容については記載のとおりです。

第2号企業債の概況ですが、前年度末残高18億2,498万8,035円、本年度借入額3億6,900万円で、本年度償還額は9,843万1,357円、本年度末残高につきましては20億9,555万6,678円です。この借入れ残高の件数は69件です。内訳につきましては、22、23ページの企業債明細書のとおりでございます。

第3号その他会計管理に関する重要事項につきましては、消費税に係る補助金収入の使途の特定状況を記載したものでございます。

次に、18ページの令和3年度大多喜町水道事業キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

このキャッシュ・フロー計算書は、令和3年度中の現金の流れを事業活動別に記載したものです。年度末現金預金の期末残高は2億4,831万3,037円となります。この金額につきましては、5ページの貸借対照表、2、流動資産、第1号現金預金と一致するものとなっております。

次に、19、20ページの収益費明細書につきましては、後ほどご確認いただきたいと思っております。

次の21ページの固定資産明細書、第1号有形固定資産明細書につきましては、令和3年度中の固定資産の取得、固定資産の除却の明細を記載したものです。面白浄水場更新工事に伴い、固定資産は増加となっております。

第2号無形固定資産明細書、第3号投資明細書は、増減はございませんでした。

22、23ページの企業債明細書につきましては、17ページの第2号企業債の概況の明細となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で令和3年度大多喜町水道事業会計決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について説明をお願いします。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、恐れ入りますが着座のままご説明をさせていただきます。議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書。

第1号、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億9,781万9,865円、第1項営業収益が1億6,904万1,130円、第2項営業外収益が2,168万5,625円、第3項特別利益が709万3,110円となりました。

次に支出でございますが、第1款特別養護老人ホーム事業費用の決算額は2億7,661万5,373円、第1項営業費用が2億7,612万1,651円、第2項営業外費用が1万358円、第3項特別損失が48万3,364円、第4項予備費については支出がございませんでした。

続きまして、次ページの第2号、資本的収入及び支出をご覧いただきたいと思います。

収入はございませんでした。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の決算額は83万610円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額83万610円については、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

損益計算書でございます。

1、営業収益合計1億6,904万1,130円から、2、営業費用合計2億7,612万1,651円を差し引きますと、1億708万521円の営業損失となり、3の営業外収益の2,168万5,625円を加え、4の営業外費用1万358円を差し引いた事業の経常損失は8,540万5,254円となります。この経常損失に、5の特別利益709万3,110円を加え、6の特別損失48万3,364円を差し引いた当年度純損失は7,879万5,508円となります。

前年度繰越欠損金2億6,658万5,458円に、当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は3億4,538万966円となります。

続きまして、次ページの剰余金計算書の表中下段におきましても、当年度未処理欠損金が同額の3億4,538万966円となります。

続きまして、5ページ、欠損金処理計算書をご覧いただきたいと思います。

令和3年度末で欠損金が3億4,538万966円ございますが、処理で充てるものがございませんので、そのまま繰り越すこととしてございますので、当年度未処理欠損金が3億4,538万966円となります。

その下の令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表になります。ご覧いただきたいと存じます。

資産の部。1、固定資産の合計額は2億4,689万7,394円となります。

1ページめくっていただいて、6ページをご覧ください。

2、流動資産の合計額は7,257万4,085円で、資産合計額は3億1,947万1,479円となります。

負債の部。3、流動負債の合計額は1,931万5,646円となります。

4、繰延収益の合計額は9,544万6,707円で、負債合計額は1億1,476万2,353円となります。

資本の部。5、資本金合計は5億5,009万92円でございます。

6、剰余金の合計額はマイナス3億4,538万966円で、資本合計額は2億470万9,126円となり、負債資本合計は3億1,947万1,479円となります。

続きまして、決算附属書類でございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

上段1の概況。1号総括事項、業務でございますが、表をご覧ください。

初めに、施設入所でございますが、令和3年度の年間延べ利用者数は1万6,597人で、1日の平均利用者は45.5人となり、前年度比1日当たり平均1.3人の減となりました。こちらは昨年度、民営化に伴う事業廃止を決定し、新規入所者が減少したことによるものでございます。

続きまして、短期入所の年間延べ利用者数は137人で、1日の平均利用者数は0.4人となります。こちらの利用者の増は、昨年度1月以降、感染対策を講じた上で短期入所者の受入れを開始したことによるものでございます。

続いて、13ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧いただきたいと存じます。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、1年間の資金の流れを示したものでございます。下から3行目になりますが、令和3年度赤字に伴い、資金が7,316万431円減少して、資金の期末残高は3,797万5,008円となりました。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思います。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

まず、収益でございます。第1款特別養護老人ホーム事業収益は1億9,781万9,865円となります。

第1項営業収益は1億6,904万1,130円となり、内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億3,458万8,044円、第2目の介護負担金収益が3,445万3,086円となりました。

第2項営業外収益は2,168万5,625円となります。主な内訳としましては、第2目長期前受金戻入939万4,657円、第3目その他事業外収益は229万569円、第4目他会計繰入金、こちらは外国人技能実習生受入れに要する経費に対する町一般会計からの繰入金でございますが、999万2,869円となりました。

第3項特別利益は709万3,110円となります。こちらは介護報酬の再請求に伴う修正益となります。

続いて、事業費用でございます。15ページをご覧いただきたいと思います。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用2億7,612万1,651円。第1目総務管理費は1億6,499万1,329円で、職員24名分の人件費と、企業会計システム及び福祉総合情報システムのリース料などが主なものでございます。

第2目施設管理費は2,019万12円で、介護諸材料費や施設設備の維持管理に係る手数料、委託料、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

第3目居宅介護事業費209万692円は、短期入所に関する事業費となり、会計年度任用職員1名分の人件費になります。

第4目施設介護事業費6,066万8,698円は、会計年度任用職員18名分の人件費及び給食用賄い材料費が主なものでございます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

第5目減価償却費は1,818万8,051円でございます。

第6目外国人技能実習生受入れ事業費は999万2,869円で、外国人技能実習生3名分の人件費が主なものでございます。

第2項営業外費用、第1目雑支出1万358円は、職員の総合事務組合資格取得に伴い、雇用保険料の還付をしたものでございます。

第3項特別損失48万3,364円につきましては、介護報酬再請求に伴う返金分となります。続きまして、17ページをご覧ください。

令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本的明細書になります。

収入はございませんでした。

支出になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費は83万610円で、内容は決算書の9ページに記載してございますが、居室のエアコンの更新、重油地下タンク用液面計の交換工事、キュービクルの高圧進相コンデンサの修繕工事になります。

8ページから12ページ及び18ページから19ページにつきましては、記載のとおりでございますので割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第11号を説明させていただきます。

議案つづり163ページをお開きください。決算書ではなくて、議案つづりのほうになります。163ページをお願いします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和3年度も黒字のため該当はありませんでした。

その下、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支

の合計から判断するもので、令和3年度の連結実質赤字は黒字のため該当はありませんでした。

次に、実質公債比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和3年度決算では前年度より0.5パーセント減少し4.1パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金の現在高、基準財政需要額算入見込額などを控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和3年度決算では、地方債残高や退職手当負担見込額などの減少と、財政調整基金など充当可能基金額の増額により、将来負担すべき金額よりも充当可能な財源のほうが多くなったため、比率は算定されませんでした。

以上、令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただきます。

○議長（麻生 勇君） 次に、報告第12号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第12号につきましてご説明いたします。

議案つづりの165ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率をご報告いたします。

経営健全化に関する指標につきましては、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 次に、報告第13号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、報告願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、報告第13号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの167ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） それでは、議案第43号から議案第49号までの各会計決算認定についての説明及び報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから、報告第13号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告が終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ご指名をいただきましたので、監査報告いたします。

監査報告は着座にて行いますので、ご了承ください。

では、令和3年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

水道事業、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、去る7月8日に、また一般会計、特別会計につきましては、8月9日、10日に渡辺善男監査委員とともに審査を実施しました。

初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果であります、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、新たにコミュニティ・プラント管理等基金が創設され、過疎地域自立促進基金、東日本大震災復興基金が廃止となり、総数は26基金となりました。年度末の総額は、昨年度に対しまして2億6,617万円増加しまして、33億8,026万3,000円となりました。増加した主な基金の項目は、減債基金や庁舎管理基金、小中学校施設整備基金、財政調整基金等、これは近い将来必要な施策の備えとして積み増しをしたということで、堅

実性は確保されていると判断いたしますけれども、今後は目的に沿って計画的に、またタイムリーに活用されることを望みます。

なお、詳細につきましては、お手元にあると思っておりますけれども、令和3年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び運用状況審査意見をご覧いただきたいと思っております。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおりに執行されているか、または計数は正確であるかなどに主眼を置いて、これも担当職員の説明を聴取しまして審査しました。

その結果、両事業会計ともに決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されておりました。また、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、ご承知のとおり、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、前年度に引き続き大幅な赤字となっております。本事業は令和4年度をもって廃止が決定しており、その長い歴史に幕を閉じますが、最後までその責務を全うし、施設運営は元より入所者や職員の処遇等、廃止に係るもろもろの問題解消に向けて万全を期されるように切望いたします。大変ですが、よろしく申し上げます。

詳細につきましては、令和3年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算意見書をご覧ください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定にあります、大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、ご報告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。その結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

先ほど説明はありましたが、財政の健全化に関する法律の指標4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、大多喜町は赤字ではないため、全く問題ありません。

続いて、実質公債比率は4.1パーセントとなりまして、5年前の平成29年度と比較します

と、1.2パーセント改善されていました。年々改善された状況で、大変良好な状態だと判断をいたします。

続いて、将来負担比率は、地方債などの減少と充当可能基金の積み増しにより、将来負担比率がマイナスとなったため、算出されていませんでした。内容は、地方債などの残高が約4,000万円減少し、充当のできる可能基金が2億7,000万円増額となったことが大きな要因です。将来負担比率が減少したことは、民間企業でいえば内部留保が厚い状態で、これは大変良好な財政状況だと言えますけれども、中身を見ますと、もろもろの事情で先延ばしをした事業の繰越金なども含まれていますので、この数値だけを手放しで喜べるものではないと考えます。今後は、計画的に速やかな事業の執行や、将来を見据えて有効な投資等を行いつつ、良好な将来負担比率を維持されますように期待します。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査について、これも審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを、担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。

その結果ですが、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和3年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業経営健全化審査意見についてをご覧くださいと思います。

以上をもちまして、令和3年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査についての報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6日と7日は総務文教・福祉経済常任委員会合同の委員会協議会が予定されています。時間は、いずれも午前9時から、会場はここ議場で開催いたします。

また、9月9日は午前10時から、本会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 4時14分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和4年9月9日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 宮原幸男 書記 市原和男

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 4 3 号 令和 3 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 4 4 号 令和 3 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 4 5 号 令和 3 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 4 6 号 令和 3 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 4 7 号 令和 3 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 4 8 号 令和 3 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 4 9 号 令和 3 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、おはようございます。

昨日は議員の皆様、ご苦労さまでございました。

本日の議事は、既に配付の議事日程（第3号）により、令和3年度大多喜町一般会計のほか、特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分をご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

本日は議長をはじめ議員の皆様大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

行政報告につきましては9月1日以降の行事でございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただければと思っております。

さて、本日の会議事件は、令和3年度一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案、説明をさせていただき、また常任委員会協議会におきましても詳細な説明をさせていただいたところではございますが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め、健全な財政運営に配慮した事業を推進してまいった所存でございます。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、どうかよろしくご審議をいただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。9月2日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告により、ご了承いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

なお、今日は暑いので、上着を脱がれる——吉野君はもう脱いでいますけれども、ほかの方、ぜひ気をつけながら、脱ぎながら会議をしていただきたいと思います。

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第43号から日程第7、議案第49号までの令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。

9月2日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に質疑要領ですが、質疑に当たりましては、決算書で質疑をされますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行います。1つの議案ですので、同一議員につき3回までとしますのでご協力よろしくお願ひいたします。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題以外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願ひいたします。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第1、議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳入及び歳出のうち、款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 質問させていただきます。よろしくお願ひします。

ページ、75ページの大多喜高校支援推進事業126万円が支出されまして、大多喜高校の支援に当たっていると思います。これ以外にもほかの科目でも大多喜高校の支援のために様々な予算を計上し、執行しているものと思われます。町としても各企業、町民など多くの協力を得て、大多喜高校の支援を行っていると思います。

そこで、現在執行されている予算で、大多喜高校の支援が十分だとお考えなのか、それとももう少し手厚くしたほうがいいのかと思っているのか。

それで、おかげさまで、何かせんだっての新聞報道では……

（「何やっているんだ。歳入と、それから議会費と言ってたろう」の声あり）

○5番（根本年生君） 総務費は違うんでしたっけ。

○議長（麻生 勇君） よく聞いてください。

（「歳入だって。歳入の内容と……」の声あり）

○5番（根本年生君） 歳入と議会費だけ、ごめんなさい。総務費もそうかと思ったので、ごめんなさい。いや、総務費までだと思ったので。

（「言ったよ、総務費」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 待って。総務費までだ。

○5番（根本年生君） それじゃ、最初言いました、最初の分はちょっと割愛させていただいて、おかげさまで、せんだっての新聞報道で、郡部のほうの高校については、地元にとっては非常に大切な高校なので、地元の方々とよく協議しながら、今後について活動するということですか、ということでおかげさまで存続が決まったものと思っています。

それで、一つお聞きしたいのは、かといって5年、10年後は、非常に厳しい状況が続くものではないかと思っています。それと現在の大多喜高校を取り巻く環境と、今後の見通し等について、この予算規模で十分なのか、その辺について見解をお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問につきまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、現在の大多喜高校の支援推進事業補助金ということで、決算のほうに126万

計上してございます。こちらの補助金のほうで足りているかということが伺われたと思えますけれども、こちらの補助金につきましては、毎年学校のほうとお話をしまして、一応どういう要望があるかとか、そういうことで一応こちらの補助のほうは決めております。ですから、また必要なものがありましたら、再度こちらのほうと、学校のほうとお話ししまして、町のほうも協力できるものであれば、補助金を上乘せしてやりたいというふうに今後は考えております。

あと、今後の展開なんですけれども、すみません、こちらの補助金以外、人的支援のほうは、大高の地域探究とかで、役場の若手の職員が8名ほど講師に行きまして、そういう町のことなどを説明とかしております。ですから、費用的支援と人的支援はこれからも、学校が要望する限り、こちらのほうも対応できる範囲でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

続いて収入、歳入のほうで、両方関連するんですけれども、ページ18ページ、入湯税と、あとゴルフ場の利用税交付金、これが令和2年度に比べて、入湯税も大幅に税収が上がっています。ゴルフ利用税も、これも大幅に税収が上がっているところでございます。

これについては、本当に関係者及び行政側の適切な指導により、入湯税とかゴルフ利用税が向上したものと思っています。

それで、ゴルフ場の利用税について調べさせてもらったところ、大多喜町は全国で、全国3,000近くある市町村の中で、53番目という多額の利用税を交付されているところです。ですから今後は、こういった入湯税とかゴルフ利用税に象徴されるように、民間企業というんですか、地域の人たちに頑張ってもらって、それを支援する形で、さらなる税収のアップを図るべきだと思いますけれども、今後のこの在り方というんですか、ここで税収に増収になった理由と、今後こういった支援を充実させてもらいたいと思いますけれども、その辺についてお聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ゴルフ場利用税、入湯税、歳入の増となった理由について、まず財政課のほうからお話しさせていただきます。

ゴルフ場利用税につきましては、確かに大多喜町にはゴルフ場が5つ、6つかな、ございまして、そちらのほうの利用者が、前年度は新型コロナウイルス感染症の関係で、企業など多くの、何ていうんですか、大きな、大勢が集まるようなゴルフの大会というか、そういうのが減った関係で、かなり減少となりました。ただその後、要は個人であつたり仲間うちであつたり、小人数グループの利用者が増えたということで、3年度は利用者が多くなって、それに伴って利用税の交付金が増えてきているというふうに聞いております。

また、入湯税につきましても同様に、養老溪谷に訪れる観光客の方がコロナウイルスの関係で減っていたところが、またお客さんが、観光客が戻ってきたというようなことで、2年度に比べて大きく増えてきているというような状況になっております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） お願いします。ページは79ページであります。

課長さんに相談しましたところ、苦い顔されましたけれども、立場上お許しをいただきたいと思います。

交通安全対策事務費、負担金補助及び交付金で、大多喜交通安全協会補助金100万円の決算が示されております。

大多喜交通安全協会は、いすみ市が合併する前は大多喜町と、旧夷隅町になるんですけども、2町を管轄しておりました。しかしながら、合併によりまして、大多喜交通安全協会は大多喜町1町だけを管轄することになったわけでありまして、その関係で会員も大分減少しておりまして、そういう中で交通安全の業務を担当されております。担当されている方は、常勤2名の方であります。

そこで、私の知る限りでは5年間でありますけれども、この補助金、5年間は全く同額の100万円の決算となっております。また私が知る限り、それ以前からもこの100万円は、もう少し年数が加わってもいいのかなと思っているところであります。

交通安全協会の業務は、免許の更新業務、それから講習会の開催、交通安全教室の開催、通学児童の見回りと、業務は、1町、1協会を担当されても、業務は変わりなく、職員の方は精力的に活動されておりますし、また交通指導員14名を擁し、交通安全指導事業を展開されております。

そこで、お伺いしたいことでありますけれども、町からの補助金、5年、あるいはそれ以前からも、同額の100万円ということでありまして、職員給与を見ますと、2人で

年間170万円から180万円の決算になっております。2人であります。そういうことで、増額に対する、町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、昨年度、交通安全協会の収支決算書のほうを見させていただいているところ、入りが470万強、支出が400万強というところで、収支の差引き60万程度になっております。留保資金としましても、20%以内で健全な運営をされているというようなところが見受けられるところでございます。

今までも、私、何年に増額補正をしたというところはちょっと分からないんですけれども、必要な大きな行事、また、活動されている皆様の制服を新調すると、更新するというような場合につきましては、その都度、協会のほうからも協議をいただきながら、必要な財源措置を皆様にお許しをいただきながらやっているところがございます。

そのようなことも勘案しまして、協会のほうも資金が必要になった場合は、その都度協会とも協議をさせていただきながら、当然のように、必要なものにつきましては議員さんの皆様にも提案をさせていただいて、その都度ご理解をいただくというような形を取っておりますので、そのような形で、今後も必要なものにつきましては、皆様のご理解もいただきながら、協議できればなという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ただいま、渡辺八寿雄議員のほうでお話がありました安全協会の補助金のことにつきましてですが、私も会長を受けましてから5年ぐらいになるのかな、そんな関係で、確かに余裕はあるようでないような、そんなような状況ですが、ちょっとないというのは、渡辺さん言われたように、事務局職員の給料がちょっと、やっぱり世間から思うとちょっとかわいそうだなというふうに思っておりました。

ただ、立場上なかなか私もこういう発言ができないというふうに思っておりましたので、できれば何とか考えていただければというふうなことでございます。

今、総務課長の話によりますと、また協議をいただけるということでございますが、事業のほうも、やはり例の八街の小学生の交通事故の件につきましても、やはり出る機会がやはり、例年よりも重なって多くなっております。その辺につきましては、ほとんどボランティアというふうなことで活動しておりますので、何分よろしくお伺いしたいと思います。

またそのほか、年々会員数も減ってきております。これは人口減少の上でやむを得ないというようなこともございますが、そんな状況の中でありますので、ちょっと厳しいというか、職員のほうに骨折っていただくというようなことをご理解していただきながら、進めておりますので、そのほかの学校の子供たちの交通安全とか、そういうものも行事の中に入っておりますので、そんなところでひとつ、また今後とも検討していただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） それは何、回答要るんですか。

（「協議できることは、いいんですけれども」の声あり）

○議長（麻生 勇君） そういうの开心的じゃないの、本当に。協議してやる、やりますって、けど、そんな追いかけてもいいんじゃないかなと私は思ひます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑ないようですので、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ページ115ページから117ページの感染症予防対策事業、それで、ワクチン接種の件です。

これ、令和3年度からワクチン接種が本格化したものと思っております。おかげさまで行政の皆さんの、特に担当課の皆様のご尽力により、大変、大多喜町好評であったものと思っております。順調に接種が行われたものと思っております。

しかしながら、今後まだ、この間の議会でもありました5回目とか、まだまだこれから先、ワクチンの接種も行われるようでございます。そうすると、令和3年度に行ったこのワクチン接種の状況を見ながら、今後また進めていくと思ひますけれども、令和3年度におけるワクチン接種の状況、予算分も含めて、やり方とか、いい面と悪い面と、もう多分あると思ひますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、この115ページの感染症予防対策事業、こちらについ

では、これは避難所に持っていく避難所の救急バッグ内の消耗品等を購入した経費などが主でございます、こちらにつきましては。

あと、接種ということでございますので、これは3年度分の数字というわけではないんですけれども、今現在のまず接種状況から、最新の9月8日現在の接種状況からお話しさせていただきたいと思います。

まず、60歳以上の方につきましては、1回目接種が3,983人で92.6%です。1回目接種が3,983人で92.6%、2回目接種、こちらが3,973名で92.4%です。3,973人で92.4%。

次に、3回目接種になります。3,822人で88.9%。3,822人、88.9%になります。

4回目接種、接種者数が3,223人、75%。3,223人、75%という状況でございます。

で、全体としますと、ちょっと何ていうんですか、接種、まだ対象でなかったりしますので、非常に、これ、全体のパーセンテージというのはちょっと申し上げにくいので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

接種ですけれども、現在、いろいろ、第1回目から医療機関、あるいは施設等、また、ボランティアとかいろいろご協力の下、接種のほうを実施してきましたけれども、1回目、2回目の接種方法から、さらにやりやすい方法を、その都度3回目、4回目とやりやすい方法をいろいろ検討しながら、今現在4回目の接種を実施しております。

また、先日、5回目の接種についても準備を進めるようにということで、国のほうからも指示が出ておりますので、また、そちらについても、この令和3年度の実施を見て、いろいろやり方、またこの4年度の今のやり方を、いろいろさらにやりやすい方法を、住民の方も受けやすい方法を、いろいろ考えながら進めていく予定でございます。

よろしいですかね。以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、るるコロナに関しての説明があったんですけども、実際にこのコロナで、原因で大多喜町で亡くなった方というのデータありますか。

今日現在は、たしか、新聞、昨日までかな、741という、それで間違いはないですか。

このコロナで感染して亡くなったというか、そういうあれがデータがあれば、ちょっと教えて。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 感染者数につきましては、議員さんの言われたように、報道

等で出ている数字で間違いないものと思います。

ただ、その死亡者数については、こちらでは、厳密に把握しておりませんので、ちょっと、お答えできない状況です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。昨日の質問をさらに検討して、質問させていただきたいと思います。ページでいうと121、141、百四十……失礼しました。商業振興事業費あるいはここに関わる問題でございます。

昨日私が質問した後で、野村議員のほうからも、いろいろ関わってくるから何か一つ分かりやすい方法をとというご意見がありました。私はさらに、個々の課の支出としてその適否を妥当する、妥当を検討するだけでなく、今後は、副町長の下で特定課題のために、課横断的な検討をしていただきたいと願っております。プロジェクトチームですね。

例えば、私は雇用所得の増加のためには商工観光課、したがって商工観光課の課長さんにいろいろと細かく伺った次第ですが、野村議員の指摘によって私は企画課、さらに農林課も関わるんだということを理解しました。

それから、麻生議員からはワーケーションの問題が出ました。もしこのワーケーションというのを一つの方向で取り上げるのであれば、本気でやるのであれば、やっぱりきちんと検討して5年計画でしっかり進める。これは商工観光課のところで麻生議員質問されましたけれども、さらには移住ですとか企画ですとか、いろいろ関わるかと思います。

さらにあと2つほど例を挙げようと思いましたが、いずれにしても、課横断的な検討プロジェクトチームをつくって、しかもそこには役場外の識者を入れてもよろしいかというふうに思っております。

その検討プロセスを、月1回程度全員協議会開いて構わないと思いますけれども、我々議員の意見を聞いて、ぜひ反映していただければと思います。

ということで、個々のこの款項目節という、このことにこだわるといいますか、だけでは、そういう視点だけではなくて、そのような視点から、今後は進めていただければと思ってお

ります。できれば、副町長にご説明いただければありがたいです。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 昨日も若干お答えさせていただいたところがございますけれども、一つの目的を達成するためには、複数の課で、関連する事業を実施しなければならないということも多数ございます。

そういう中で、縦割りにならないように、なるべく関係課で協議を十分実施しながら、現在も事務事業は進めているところでございます。

ご指摘のあるような関係につきましても、識者を入れるかどうかというのは、大きさにもよるものと考えております。

議員さんにおかれましては、どうぞ遠慮なく、月1回ではなくて、どんどんそういった情報を関係課のほうにと伝えていただければ、定期的開催しなくても、ある程度ご意見が反映することができるのかなというふうにも考えておりますし、その辺については、議員さんからいただいたというものではなくて、目的を達成するために、町民が満足するためにどういう形がいいのかということで参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、行政評価なども実施しておりますので、そういった形で、常にPDCAサイクルをうまく回しながら、事業の推進に努めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ページ127ページの環境センター運営事業の中のごみ袋販売委託手数料に関係すると思いますが、今盛んに廃プラの問題が出ておりますので、ちょっとこれ、こういうことでやればというようなことでお願いしたいと思いますが、今、商店で買物をすると、レジ袋有料化になっていきますよね。それを町のごみ袋を共用できないかなというようなことで、何かテレビでもそんなことを報道されたところ、ある地区はあるんですが、共用することによって廃プラの数が減らされるんじゃないかというようなことが考えられますので、検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） どうするの。いいでしょう、これ。もっと、こっちのほうでやってくれない。どうする。やらない。何かやりたくないんだってよ。

ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

2点目に、地籍調査について伺いたいんですけども、私8月28日に、森久を囲む町政懇談会というのをやったんですけども、大変強い意見がありまして、45分中15分使ったのが地籍調査の実は問題でした。令和3年、4年と2年間中止だと。で、私5年も中止の方向にあるんじゃないかというようなことを答えましたら、大変厳しいご指摘がありまして、その理由は何だと、その理由につきましては、一昨日の委員会質疑で分かりましたので、次年度以降なんですけれども、一方で町長が、少し進めたらいいんだと、進めたいんだというようなお話もありました。

ですから、この令和5年度の地籍調査、私は一方で強く進めろと言われるんですが、他方で、町長のお考えも分かりますので、5年度の見通しについて、これから予算編成プロセスに入っていくと思いますので、決算の段階で予算編成について伺うのはちょっと違うのかもしれないけれども、ご意見を伺います。

○議長（麻生 勇君） 違います。やめてください。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 以上で、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 185、学校給食センター管理運営事業の賄い材料の件でお伺いをしたいと思います。

せんだって、学校給食センターの使用米についてお伺いをいたしましたところ、いすみ農協様から大多喜町、いすみ市産のものを購入をされているということで、後から教えていただくことができました。

それを踏まえまして、ここの購入品のお米を大多喜産のものをメインとして仕入れをしていただくことで、子供たちの地元産のお米に親しんでいただくというようなこと、また間接的に、農家さんへの支援にもなるのではないかと思うんですけども、このお米の仕入れを大多喜産米に、メインにというふうな考え方はできないのかと思うんですが、その辺はいか

がでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 山田さん、それは違いますよ。JAいすみと言ったので、いすみ市産じゃなくて、JAいすみのものを使っていますという話です。いすみ市の米じゃありません。JAいすみ。

○7番（山田久子君） ですから、そこをただ大多喜産のものに変えることが、メインにしてもらうことができないのかというところで、お伺いをちょっとしたかったんですけども。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま山田議員からご質問は、今の給食センターのほうで納品されているお米について、大多喜産を全面的に使っていただけないかというご質問だと思います。

一応、そちらについては、私どもも農協にお米を発注する際には、大多喜産のお米を優先にお願いしたいというふうに注文をしております。

以前ちょっと農協のほうに確認したところ、一応農協のほうも地産地消の観点から、大多喜の給食に使うお米につきましては、大多喜産米を優先に納品していただいているというふうに回答はいただいております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

3番野村賢一君。

（「討論どっちなんですか。反対討論でやるんですか」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 初めに反対討論です。ごめんなさい。

討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

（「反対じゃない。賛成だよ」の声あり）

○議長（麻生 勇君） じゃ賛成討論をやるということでしょう。

次に、賛成者の発言を許します。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 議長、よろしいですか。

○議長（麻生 勇君） はい。

○3 番（野村賢一君） それでは、議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、監査委員の滝口様、初め委員の渡辺さん、両名については、これまで月一度の審査の例月監査、また財政健全化の審査の特別監査、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

たくさんの帳簿等、また、帳票を審査をいただき、その結果町長に提出をいただき、この9月会議が開会になれたことと思います。

また、我々議会は、何年ぶりかで現地調査に伺いました。8か所伺いました。

いずれも、説明を受け、良好な事業経過ができていないかと思いましたが。特に水道課の職員の説明を聞いていますと、町民の生命線の水供給に対して非常に一生懸命やっているなど、大変感銘を受けたところでございます。

また、決算審議に当たっては、我々議会が当初予算で議決した趣旨と目的に従って、適正に、そして効果的、効率的に執行されたかどうか、それによって、どのように行政効率が発揮できたか、また今後の行財政運営、どのような改善や工夫がされるべきであるかということが大変重要だと考えております。

私は、常任委員会質疑では、次のことを意識して質問を行いました。

支出が適法、適正で行われているか。不用額の執行努力によるものが未執行なものはないのか。予算の流用は適正にされているのか。また、補助金事業は、効果が上がっていることは判断されているのか。予算の執行が計画的になされているのか。また、物件費の増加はどうなっているのか。町債の残高はどうかという点で質疑をさせていただきました。

また、最近のメディアでも、議会改革のトップランナーは、今ほど、決算議会の重要な議会はないと提言しております。十分留意し、これからの議会に活用したいと思います。

それでは、本題の討論をさせていただきます。

決算認定に賛成する理由は、令和3年度大多喜町第3次総合計画後期基本計画の初年度という重要な年でありましたが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染症対策の実施や災害対応など、住民の安心・安全な生活のための対応がより一層求められる年がありました。そのような状況の中、新型コロナウイルスワクチン接種の速やかな実施、義務教育施

設をはじめとする各公共施設の感染防止対策、感染症拡大の影響を受けた住民や各事業者に対する支援の実施など、様々な施策が実施されました。あわせて、総合計画や過疎計画の着実な推進も図られ、町道や排水設備の保守、道路改良工事など、住環境の向上に資する事業も多く実施され、大いに評価できるところであります。

また、実質収支に関しては、4億494万円の黒字となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策など、国の交付金や交付税の増額交付はあったものの、各種計画に基づいた事業が適正に執行され、総合計画に基づき編成した令和3年度予算の目的は、おおむね達成する健全な財政運営に努力されたことと評価いたします。

次に、各財政の指標を見ますと、地方公共団体の財政の健全化に基づく、実質公債費比率、将来負担比率、基準内の低い状況を維持しており、評価できます。今後も健全な財政運営に一層努めることを望みます。

決算規模を前年度と比較すると、人口減少の影響などから、前年度より、歳入で1.6%、歳出で2.8%を減少しているものの、近年、滞納状況が改善されておりますが、その中で、気になることが一つございます。町営住宅の家賃の収入未済額が増えてきております。不納欠損になる前に早めの対応が必要かと存じます。

歳出に関しては、町の各契約等に基づいた事業が実施されておりますが、令和3年度は例年になく、多くの事業が翌年度に繰り越されております。

新型コロナウイルス感染症の影響や、国の施策などの影響によるものと思いますが、事業実施に当たり、計画に沿った適正な実施をするようお願いいたします。

最後に、令和3年度は財政調整基金をはじめ、多くの基金の積み積立てがありました。将来の財政需要に備えるため、または、各施策の財源のために目的ある基金の積立てですが、財政健全化と住民福祉向上のための各事業実施と、バランスを取り、各事業実施に向け、基金の積立て、その基金が有効活用されることを期待します。

以上、何点か申し上げましたが、まだ先も見えない新型コロナウイルス感染症対策はもちろんのこと、総合計画の施策を着実に推進していただきたいことを重ねて要望し、賛成討論といたします。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「賛成で」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、私、賛成の立場から発言させていただきます。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、コロナの影響が多大に残る中、思うように事業ができなかった部分がたくさんあるのではなかろうかと思えます。

これをやりたかったんだけど、どうしてもコロナの影響を考えると、躊躇せざるを得ない場面とか、じくじたる思いがかなりあったのではなかろうかと思えます。

その中で、限られた職員数、限られた予算の中で、本当に、一生懸命やっていただいて、健全化比率も非常に優秀な率で終わっていることについては、本当に感謝申し上げるところでございます。

しかしながら、令和4年度も、まだ半ばを過ぎてまだ半分残っています。令和5年度も、コロナの影響は多大に残るのではなかろうかと思えます。

令和3年度は、様々な事業が多分半分もできなかったんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、やはり大多喜町を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあると認識しております。

今後は、3年度の反省を含めて、コロナ禍の状況の中でも、何とか事業を推進して創意工夫をもって推進されることを大いに望みまして、令和3年度については、本当に大変ご苦労なされたものだと思っております。私はそういった立場で、本当に皆さんには感謝申し上げるところでございます。

今後ともよろしくお願ひしたいということをお願いして、賛成討論にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第43号 令和3年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

次は11時から再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第2、議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第44号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第45号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第46号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第5、議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

反対ですか。

（「反対じゃない」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 反対じゃない。次に、賛成者の発言を許します。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特別養護老人ホームの決算につきましては、平成26年度以降、介護報酬の引下げや施設の老朽化等により単年度赤字が続いておりましたから、昨年度大多喜町特別養護老人ホームに関する方針が定められ、令和5年3月に町内に開設予定の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と連携して、民営化を図ることとなっています。

そのような状況の中ではありますが、施設入所利用者数が前年度に比べ減少している中でも、新たな加算の取得などにより、事業収益の増に努めるなど営業面での努力は見受けられます。

また、支出の増につきましては、主に職員の定期昇給や会計年度任用職員制度による人件費の増や、原油価格の高騰による電気代、燃料代の増によるもので、やむを得ないと思われまます。施設の運営自体も残すところ限られた期間となりますが、いまだ続く新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して、最後まで入所者に寄り添い、思いやりのある介護に努められるようお願いいたしまして、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計については、賛成いたします。

以上で、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、吉野一男君の意見は一緒なんですけど、賛成なんですけれども、ちょっと確認をさせてもらっているんです。

その跡地、来年3月で閉館ということで、その後の施設、町執行部はどのように考えているか。養護老人……

○議長（麻生 勇君） すみません。賛成討論、反対討論の時間なんですよ。要望の時間じゃないので、ひとつ。

○6番（吉野僖一君） 確認です。跡地の確認です。

○議長（麻生 勇君） 確認の時間じゃありませんので。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について

を採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

以上で、各会計決算認定についての審議が全て終了いたしました。

◎休会について

○議長(麻生 勇君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日10日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から12月31日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(麻生 勇君) 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時11分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 辺 八 寿 雄

署 名 議 員 山 口 定 夫